

第2次 新温泉町地域福祉計画 (改訂版)

地域に暮らす一人ひとりがお互いに支えあい、
安心していきいきと暮らせるまち



令和5年3月
新温泉町

は じ め に

新温泉町では、平成30年3月に、10年間を計画期間とする「第2次新温泉町地域福祉計画」を策定し、「地域に暮らす一人ひとりがお互いに支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念に、地域住民の皆様、福祉関係機関・団体等と連携をとりながら、地域福祉を推進してまいりました。



近年、人口減少や少子高齢化、核家族化は、より一層進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、ひとり親世帯等の増加、住民同士のつながりの希薄化等、地域を取り巻く環境は大きく変わってきています。また、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースや既存の制度の狭間にあり、解決が困難なケース等も増えており、さまざまな課題が生じています。

そして、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活に多大な影響をもたらし、地域活動やイベントの開催制限等により、人と人とのつながりが更に希薄化するとともに、孤立の深まり等が懸念されています。

国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されています。

こうした中、地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな地域福祉課題に対応するため、折り返しの5年のスタートに合わせ、「第2次新温泉町地域福祉計画」の見直しを行いました。

今後も、すべての人が安心していきいきと暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、皆様と連携・協働して地域福祉を推進してまいりたいと存じますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました新温泉町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、福祉関係機関・団体の皆様並びにアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

新温泉町長 西村 銀三

※本計画における「障がい者」等の「がい」の字の表記については、『害』という漢字に否定的な意味や、差別・偏見を助長するイメージがあることから、別の言葉で表現すべきとの意見があることを考慮し、また、障がいのある人の人権を一層尊重するという観点から、法律名、団体名等の固有の名称を除き、人や人の状態を表す場合において『障害』を『障がい』と表記します。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけと期間	4
3 計画の策定体制と流れ	8
4 地域福祉と持続可能な開発目標（SDGs）	9
第2章 新温泉町の地域福祉をめぐる現状と課題	11
1 統計データからみる現状	11
2 アンケート調査結果からみる現状	25
3 団体アンケート調査結果からみる現状	45
4 第2次計画（平成30年度～令和3年度）の評価と検証	52
5 新温泉町における主要課題	57
第3章 計画の目指す方向性	58
1 基本理念	58
2 新温泉町地域福祉ネットワークの構築	58
3 地域包括ケアシステムの構築	60
4 基本目標	61
5 施策の体系	62
第4章 施策の展開	63
基本目標1 一人ひとりを認めあう「人づくり」	63
行動目標1 啓発・広報活動の推進	63
行動目標2 福祉学習の充実	65
行動目標3 ボランティア・担い手の育成	67
基本目標2 みんなで支えあう「地域づくり」	69
行動目標1 福祉課題を話しあう場の設置	69
行動目標2 交流・ふれあいの場の充実	71
行動目標3 福祉以外の分野との連携促進	73
基本目標3 すべての人が安心して暮らせる「まちづくり」	74
行動目標1 気軽に相談できる体制の整備	74
行動目標2 地域生活を支えるサービスの充実	76
行動目標3 防災体制・防犯体制づくり	78
行動目標4 権利擁護を推進する仕組みづくり	
（新温泉町成年後見制度利用促進基本計画）	80
第5章 計画の推進体制	82
1 計画の推進体制と進行管理	82
2 各種団体・行政の地域福祉への積極的な参加	83
3 地域福祉の推進・調整役	84
資料編	85
1 新温泉町地域福祉計画策定委員会設置要綱	85
2 新温泉町地域福祉計画策定委員会委員名簿	86
3 計画策定の経過	87
4 新温泉町の人口・集い場等の現状	88

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、本格的な少子高齢化や核家族化社会の到来によるひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加、ひきこもり、虐待等、福祉を取り巻く社会問題はますます深刻化・多様化しています。近年では、大規模な自然災害が頻発する等、安心・安全な地域の暮らしが脅かされています。そのため、国では、介護保険制度の改正や「障害者総合支援法」、「子ども・子育て関連3法」※1等の法整備が進められてきました。さらに、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受け、平成27年4月には、生活困窮者への支援を行う「生活困窮者自立支援法」が施行されました。この新たな制度は、地域福祉を拡充していくうえで重要であり、各自治体において生活困窮者への支援方策が求められています。また、令和3年4月には、重層的支援体制整備※2として個人や世帯の問題を多角的視点から捉え、誰一人取り残さない包括的な支援等、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。

新温泉町（以下「本町」といいます。）では、第2次新温泉町総合計画（海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 一ふるさとの未来へ“つなぐ”まちづくりー）における理念である「自立と協働の住民主体のまちづくり」「子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、平成30年度より「第2次新温泉町地域福祉計画」（以下「第2次計画」といいます。）に基づき、地域福祉を推進してまいりました。しかしながら、人口減少及び高齢化の進行により、地域福祉課題への対応は喫緊の課題となっています。

加えて令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の発生により、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等において大切にしてきた、人々のふれあいやつながりによる多くの取組の実施が困難な状況となり、新たな生活様式のあり方やwith コロナ、after コロナにおける社会生活のあり方が喫緊の課題となっています。

第2次計画に基づくこれまでの取組の評価・検証を行い、地域福祉をめぐる直近の動向を踏まえながら本町の状況等を的確に把握し、町が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標の見直しを行い、さらに、地域福祉にかかわる各主体と行政が相互の連携を深めるとともに、住民が主体的に地域福祉にかかわり、地域全体で支えあい、助けあう体制を推進することを目的として、「第2次新温泉町地域福祉計画（改訂版）」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。また、本計画には、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画を盛り込みました。

※1 「子ども・子育て関連3法」とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことをいいます。

<地域福祉を取り巻く国・県の主な動き>

	地域福祉	高齢者福祉	障がい者福祉	児童福祉	その他
平成 22年	・厚労省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」		・障害者自立支援法等の一部を改正する法律の公布		
平成 23年		・高齢者居住安定確保法の改正法の公布・施行	・障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行		・3月11日、東日本大震災の発生
平成 24年		・介護保険法の改正 (医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の実現に向けた取組の推進等)	・障害者虐待防止法の施行	・子ども・子育て関連3法の公布	・厚労省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・社会保障・税一体改革大綱の決定
平成 25年			・障害者総合支援法の施行	・子どもの貧困対策の推進に関する法律の公布	・社会保障制度改革国民会議報告書 ・災害対策基本法等の一部を改正する法律の公布・施行 ・社会保障制度改革プログラム法の公布・施行
平成 26年	・「第3期兵庫県地域福祉支援計画」の策定		・障害者の権利に関する条約の批准	・児童福祉法の一部を改正する法律の公布	・生活保護法の一部を改正する法律の施行 ・災害対策基本法の一部を改正する法律の公布・施行
平成 27年		・介護保険法の改正 (地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実等)		・子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援新制度)の本格施行	・生活困窮者自立支援法の施行
平成 28年			・障害者差別解消法の施行 ・障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布 ・発達障害者支援法の一部を改正する法律の公布・施行		・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
平成 29年	・厚労省通知「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」 ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正	・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布			・「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定

<地域福祉を取り巻く国・県の主な動き>（つづき）

	地域福祉	高齢者福祉	障がい者福祉	児童福祉	その他
平成 30年	・厚生省通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」	・「高齢社会対策大綱」閣議決定			・生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律の施行
令和 元年	・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ				
令和 2年	・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布（重層的支援体制整備事業の創設）	・介護保険法の改正 （地域包括支援センターの役割の強化 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の相談窓口を一本化）		・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行	・新型コロナウイルス感染症発生
令和 3年			・障害者差別解消法改正公布（合理的配慮の提供を民間事業主に義務付ける改正）	・「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年度）の策定	

※2 重層的支援体制整備とは

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複合化・複雑化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
 - 長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ※3等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
 - 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
 - 地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくものです。

出典：厚生労働省

※3 アウトリーチとは

福祉課題を認識していなかったり、相談に行くことをためらっているなど、困りごとを抱えている人のもとに援助者が積極的に出向き、課題解決に向けて援助する方法です。

2 計画の位置づけと期間

1) 地域福祉って何？

皆さんは、「地域福祉」ときいて、何をイメージされますか？

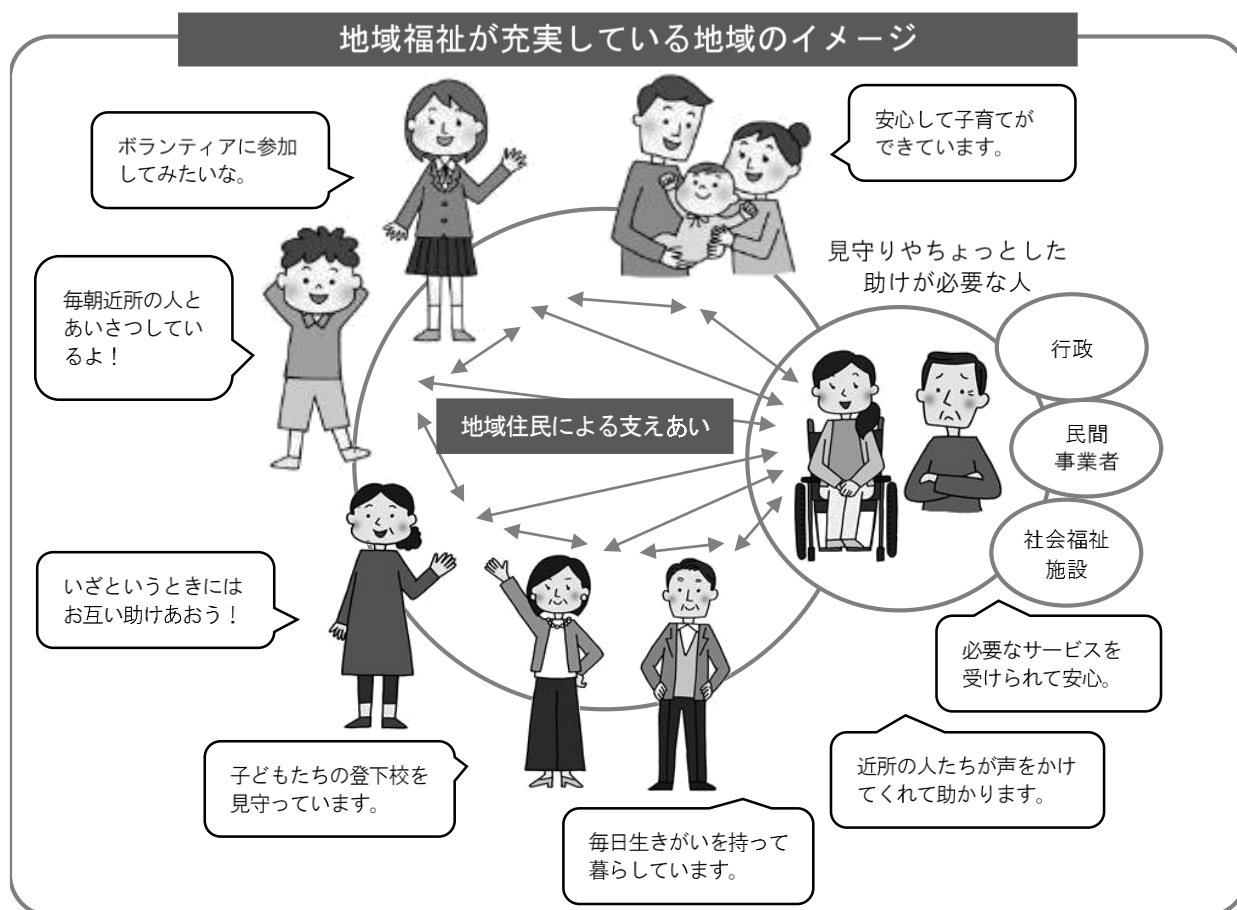
高齢者への支援や障がいのある人への支援、子どもたちの支援といった、対象ごとの行政による福祉サービスを思われるのではないのでしょうか。

「福祉」という言葉には、「幸福」という意味があります。

「地域福祉」とは、地域におけるすべての人々の「幸福」を実現するために、あらゆる主体がお互いに協力し、支えあい、社会づくりに取り組むことです。

私たちが住んでいる地域には、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育てをしている人、何か助けを必要としている人等、あらゆる人々がさまざまな悩みや課題を抱え、暮らしています。

地域福祉では、そのような悩みや課題について、お互いに支えあい、力をあわせて助けあうことで、誰もが幸せに、安心して暮らせる地域を目指します。



2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるように、解決すべき生活課題や支援を必要とする人を把握し、課題発生を予防するための仕組みや、発生した課題をどのように解決していくのかを定めるものです。

地域福祉計画を進めていくためには、行政による公的な福祉サービスだけではなく、住民や事業者、地域で活動する団体等、さまざまな担い手が集まり、地域の福祉課題を把握し、その解決のために、自分たちにできることやみんなと協力して行うこと（「自助」「互助」「共助」「公助」）を一人ひとりが考え、実際に取り組むことが重要です。

＜「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方＞

区分	主体	内容
自助	住民 (自分・家族)	個人や家族による支えあい、助けあい
互助	地域※4 (社会福祉協議会、 民生委員・児童委員※5、 ボランティア団体等)	隣近所に住む人たちや友人等の身近な人間関係、ボランティア※6等との連携の中での自発的な支えあい、助けあい
共助		社会保険制度や医療、年金、介護保険制度等の制度化された支えあい、助けあい
公助	行政 (役場、警察、消防等の行政機関)	保健、福祉、医療その他の関連する施策に基づいた、行政機関による公的な福祉サービスの提供や地域における福祉活動（自助・互助・共助）への支援

※4 地域とは

区・町内会、旧小学校区、中学校区等を含めた広い範囲を指します。

※5 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員とは、民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職です。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っています。

※6 ボランティアとは

個人の自由な意志によって、金銭的对価を求めず、社会的貢献を行い、連帯を生み出そうとする活動のことです。一般的にボランティアの理念として、自分から行動すること、ともに支えあい協力しあうこと、見返りを求めないこと、よりよい社会の実現を目指すことが挙げられます。「無償性」がボランティアの性質のひとつとされますが、低額の報酬を得る有償ボランティアもあります。

3) 計画の法的根拠

社会福祉法第4条では、地域住民等は地域福祉の推進に努めなければならないと規定されています。

また、本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画で、高齢者や障がいのある人、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項や、福祉サービスの適切な利用の推進、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項等を一体的に定める計画となっています。

社会福祉法（抄）

【地域福祉の推進】

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【市町村地域福祉計画】

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

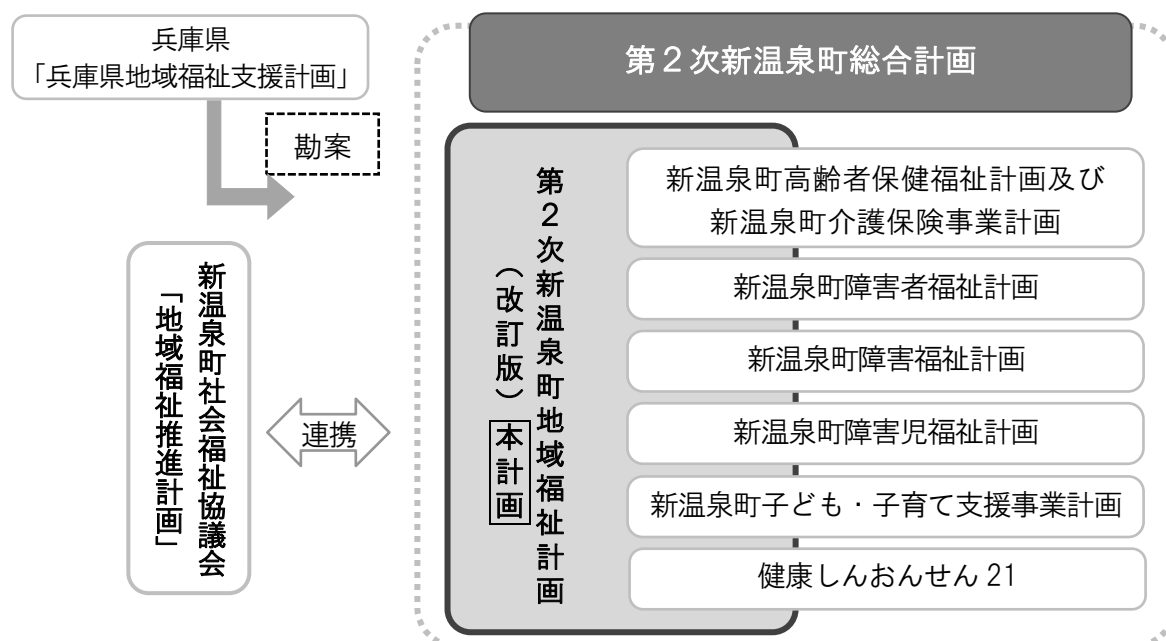
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（令和4年4月1日施行）

4) 計画の位置づけ

本計画は、「第2次新温泉町総合計画」を上位計画とし、個別計画である「新温泉町高齢者保健福祉計画及び新温泉町介護保険事業計画」「新温泉町障害者福祉計画」「新温泉町障害福祉計画」「新温泉町障害児福祉計画」「新温泉町子ども・子育て支援事業計画」「健康しんおんせん 21」を包括する福祉の基本計画とします。

また、新温泉町社会福祉協議会が策定する、民間団体の行動計画である「地域福祉推進計画」とも連携を図り、一体的に地域福祉を推進していきます。



5) 計画の期間

本計画の期間は、国や県の計画の変更、社会情勢の変化等による計画の変更を踏まえ、第2次計画（平成30年度から令和9年度の10年間）の前期5か年が経過したことから、令和4年度に計画の見直しを行い、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
新温泉町総合計画	第2次									
新温泉町地域福祉計画 (本計画)	第2次									
新温泉町高齢者保健 福祉計画及び新温泉町 介護保険事業計画	第7期		第8期			第9期				
新温泉町障害者福祉計画	第3期					第4期				
新温泉町障害福祉計画	第5期		第6期			第7期				
新温泉町障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期				
新温泉町子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期					第3期			
健康しんおんせん21	第2次									

3 計画の策定体制と流れ

1) 第2次新温泉町地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、福祉団体の代表者、社会福祉施設の代表者、行政機関及び公共的団体の代表者等 13 名で構成された「第2次新温泉町地域福祉計画策定委員会」において、計画について審議を行いました。

2) アンケート調査の実施

町内にお住まいの 18 歳以上の人 1,000 人を対象に、「地域福祉に関するアンケート調査」を実施し、福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、ご意見・ご提言を広くお聞きし、計画に反映しました。

- 調査地域：新温泉町全域
- 調査対象者：町内にお住まいの 18 歳以上の人 1,000 人を無作為抽出
- 調査期間：令和4年9月20日（火）～令和4年10月3日（月）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
1,000 人	509 人	50.9%

※有効回収数は、回収期限を過ぎたものも含む

3) 団体アンケート調査の実施

福祉関係機関・団体を対象にアンケート調査を実施し、本町の地域福祉にかかる現状や今後の課題等に関するご意見をうかがいました。

調査対象団体	・新温泉町自治連合会 ・新温泉町民生委員児童委員協議会 ・新温泉町すこやかクラブ連合会 ・新温泉町身体障がい者福祉協会 ・新温泉町子ども会育成連絡協議会	・ボランティア団体代表 ・新温泉町社会福祉協議会 ・新温泉町婦人会 ・新温泉町手をつなぐ育成会 ・特定非営利活動法人サポートのぎく
調査期間	令和4年9月26日（月）～令和4年10月7日（金）	

4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、町の政策を定める際に、住民からの意見を政策形成に反映させるため、その原案を住民に公表し、それに対する意見や提案を原案に活かせるかどうか検討し、その経過や結果を公表する制度です。本計画に対する意見を住民等に広く求めるため、令和5年2月にパブリックコメントを実施しました。

4 地域福祉と持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12 年（2030 年）までに持続可能なよりよい世界を目指す国際目標として 17 のゴールと 169 のターゲットで構成された「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

現在、国際社会が一致して目標達成に向けた取組を進めています。

SDGs の基本理念である「誰一人として取り残さない」社会の実現は、行政・地域住民・企業・各団体などとの多様なパートナーシップが重要であり、「誰もが役割や生きがいを持てる」地域共生社会の実現と共通する理念でもあります。

よって、本町の地域福祉計画においても SDGs を意識した施策の策定や推進に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【特に本計画と関連が強いもの】

1 貧困をなくそう 	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	10 人や国の不平等をなくそう 	10 人や国の不平等をなくそう 各国及び各国間の不平等を是正する。
3 すべての人に健康と福祉を 	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	11 住み続けられるまちづくりを 	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
4 質の高い教育をみんなに 	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	16 平和と公正をすべての人に 	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SDGs の理念や目標を、地域や地域福祉についてみると例えば次のようになります。

「目標1 貧困をなくそう」では、地域食堂などによる、ひとり親世帯などの支援を行うことが1つと考えられます。日本の相対的貧困率（その国の文化水準、生活水準と比較して経済的に困窮した状態）は、先進国の中でも高く、子どもの7人に1人が貧困とされています。

「目標3 すべての人に健康と福祉を」では、高齢者、障がいのある人だけでなく、外国人も含めて、誰もが安心・安全で健康に暮らせる地域づくりを進めることが考えられます。

第2章 新温泉町の地域福祉をめぐる現状と課題

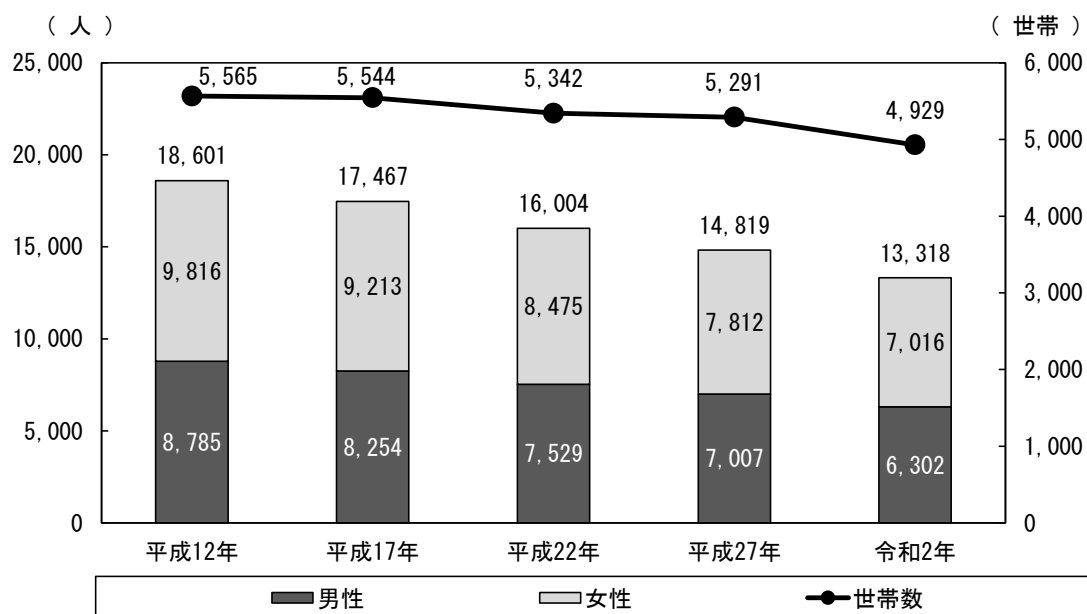
1 統計データからみる現状

1) 人口等の推移

①総人口・世帯

総人口及び世帯数の推移をみると、いずれも平成12年から令和2年にかけて減少しており、令和2年には、総人口は13,318人、世帯数は4,929世帯となっています。

■総人口・世帯数の推移

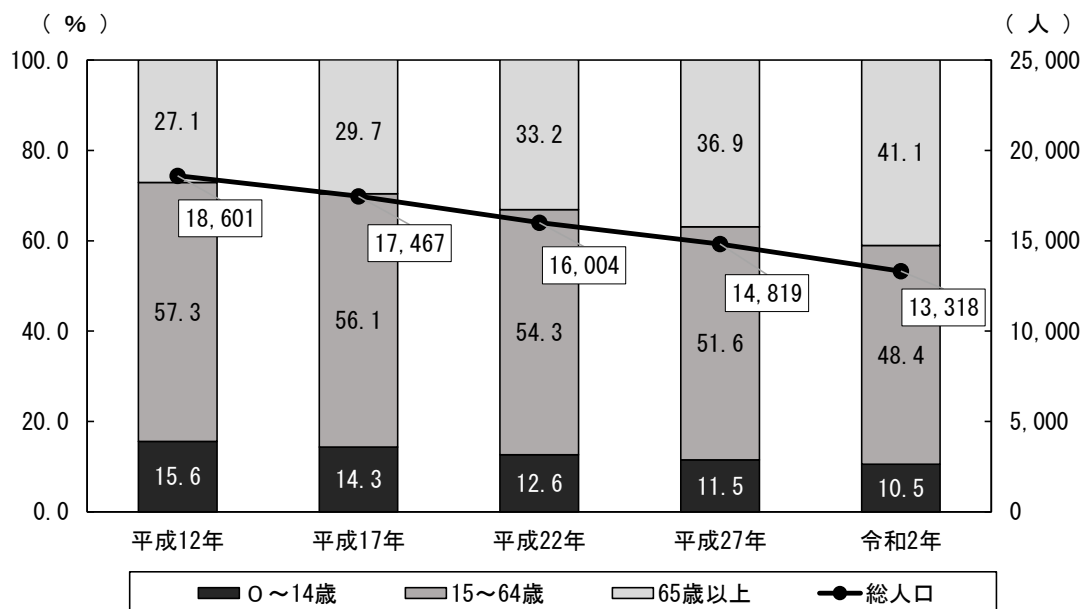


資料：国勢調査

②人口構成比

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少していますが、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加しています。令和2年には、高齢者人口の割合は41.1%となっており、5年ごとの国勢調査で初めて40%を超え、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■年齢3区分別人口構成比の推移

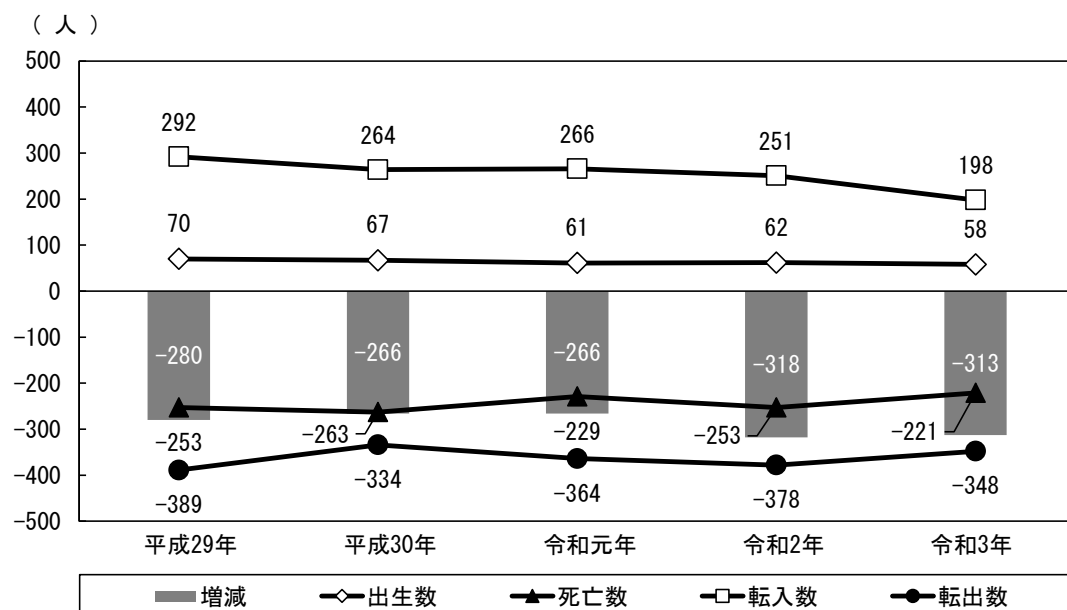


資料：国勢調査（総人口には年齢不詳を含む）

③人口動態

人口動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回り、自然動態は減少しています。また、転出数が転入数を上回り、社会動態は減少しています。自然動態と社会動態の増減をあわせた人口動態をみると、毎年260人から310人程度の減少がみられます。

■人口動態の推移



資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

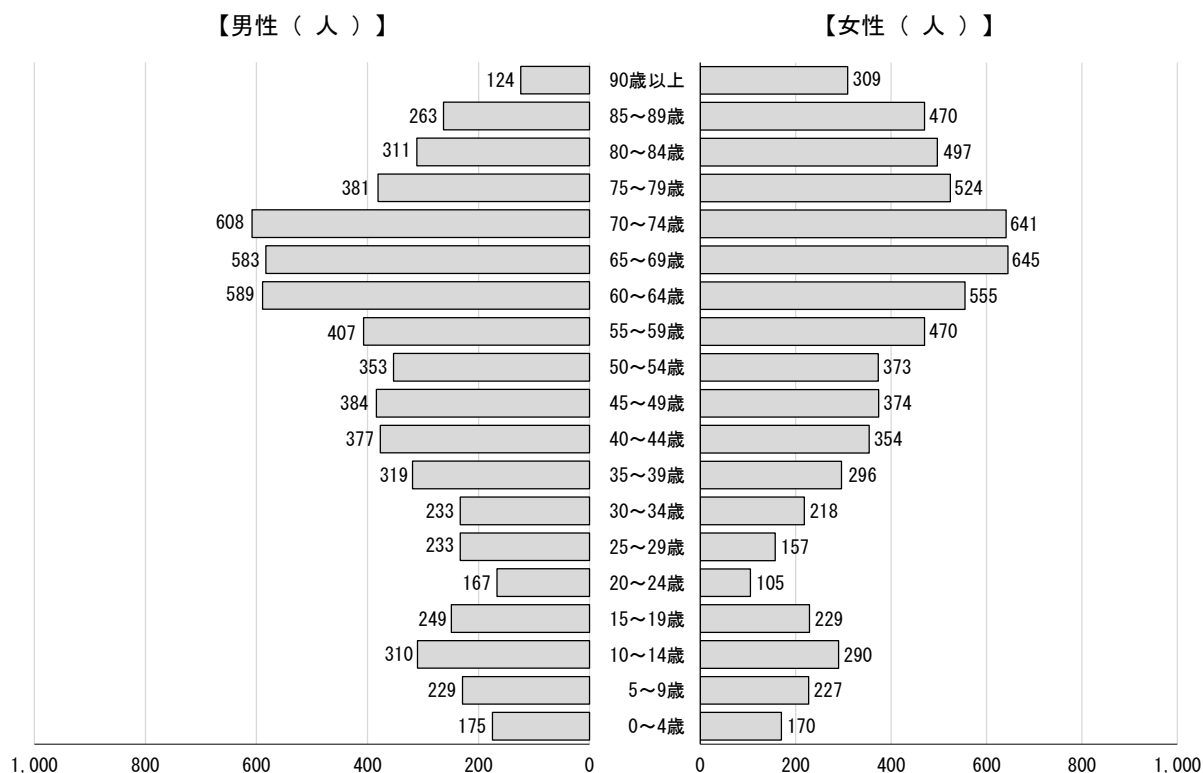
④令和2現在とその5年後・10年後（推計）の性別年齢別人口

令和2（2020）年の人口と令和7（2025）年及び、令和12（2030）年の推計人口についてみると次のようになっています。

令和2年では男性の60～74歳が他の階層に比べて多く、女性では55～89歳の人口が他の階層より多くなっています。令和7年では男性の65～79歳が他の階層に比べて多く、女性では60歳以上の人口が59歳以下の階層より多くなっています。令和12年では男性の70～84歳が他の階層に比べて多く、女性では65歳以上の人口が64歳以下の階層より多くなっています。

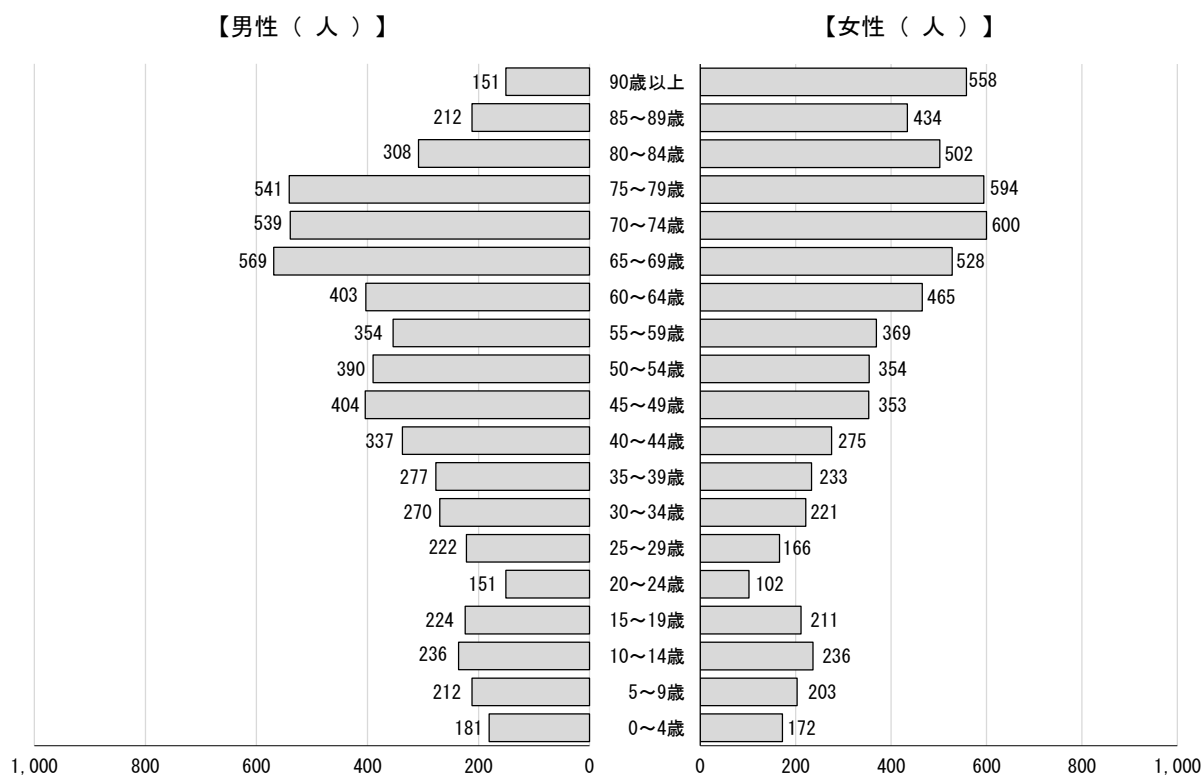
本町の人口ピラミッドは、少子高齢化が著しく進展し、令和7年以降「つぼ型」が形成され、さらに全階層に渡って人口減少が見込まれています。

■令和2（2020）年時点人口ピラミッド



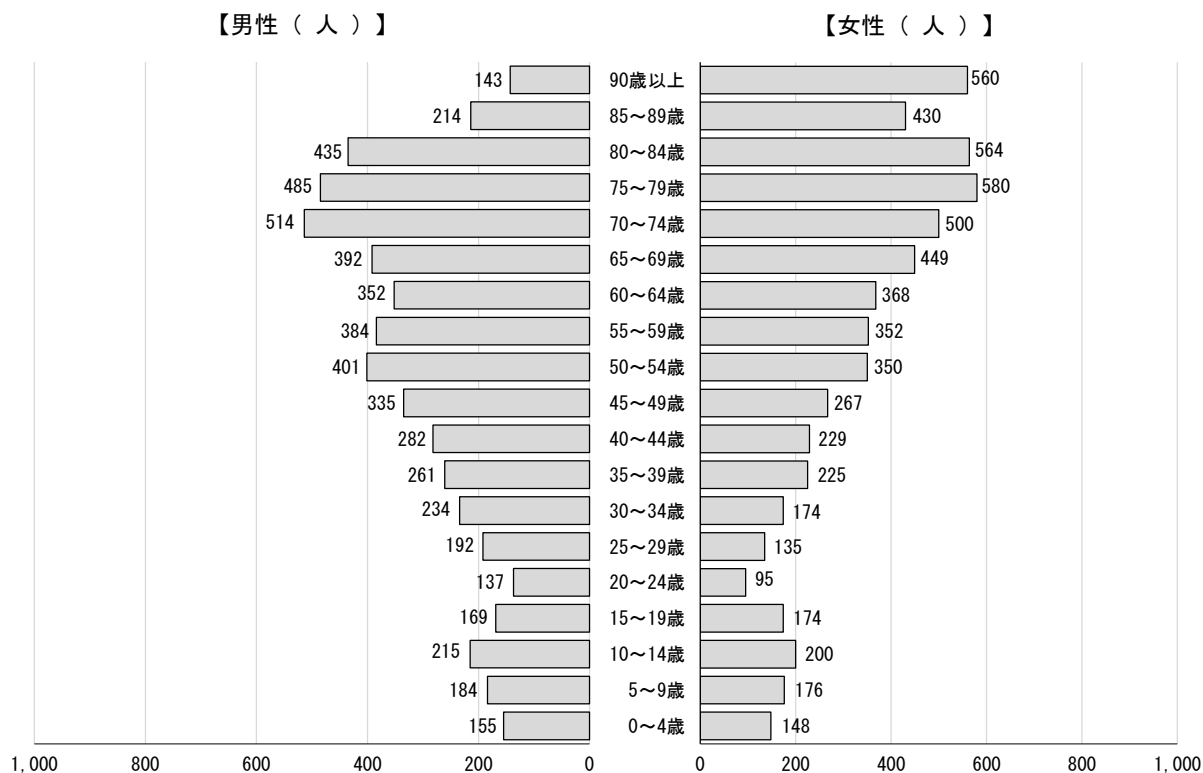
資料：国勢調査

■令和 7（2025）年推計人口ピラミッド



資料：『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』国立社会保障・人口問題研究所

■令和 12（2030）年推計人口ピラミッド



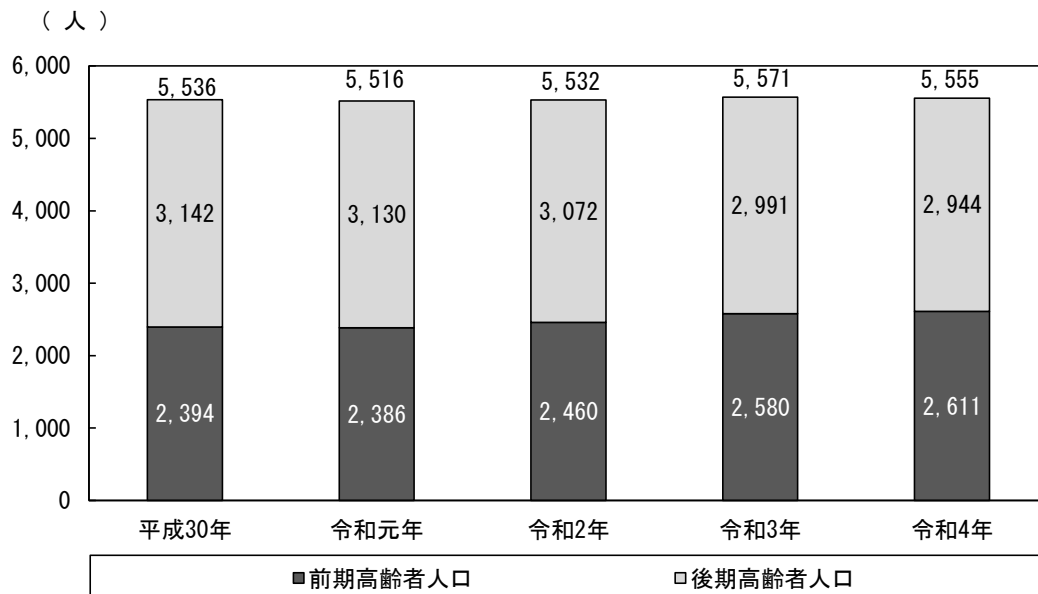
資料：『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』国立社会保障・人口問題研究所

2) 高齢者の状況

① 高齢者人口

高齢者人口の推移をみると、平成 30 年から令和 4 年にかけて前期高齢者人口は増加している一方で、後期高齢者人口は減少しており、令和 4 年で前期高齢者は 2,611 人、後期高齢者は 2,944 人となっています。

■ 高齢者人口の推移

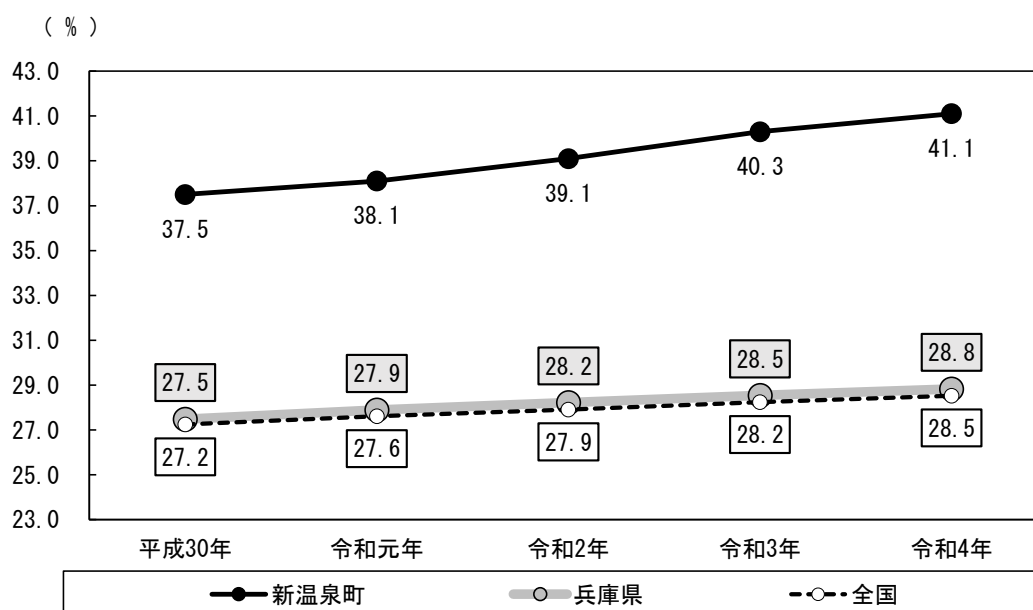


資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

② 高齢化率

高齢化率の推移をみると、平成 30 年から令和 4 年にかけて上昇し、令和 4 年で 41.1%となっています。国や県と比較すると、大きく上回っており、その差は広がっています。

■ 高齢化率の推移

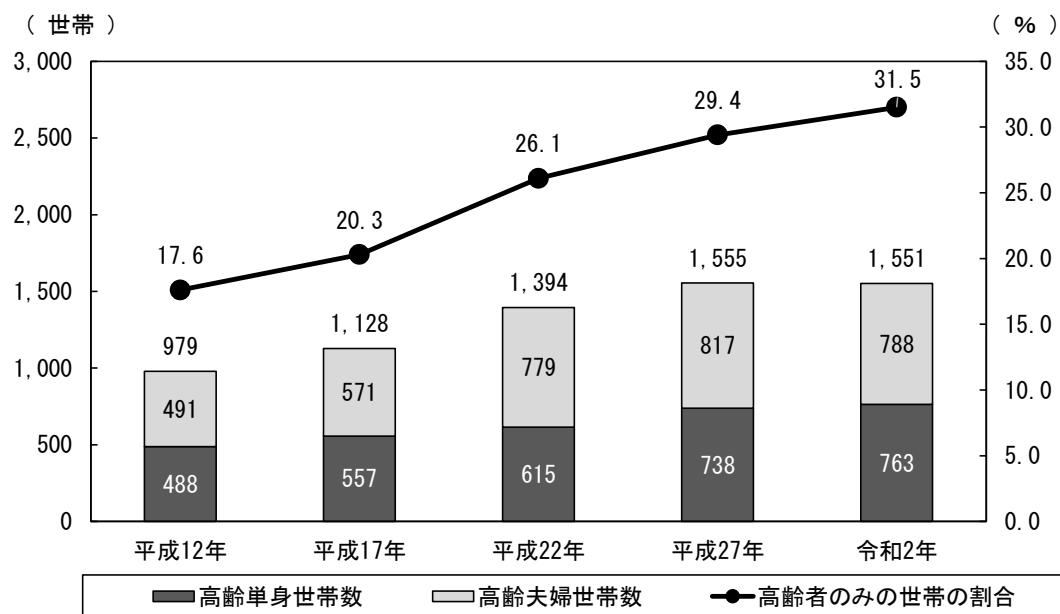


資料：住民基本台帳
(町) 各年 3 月 31 日現在、(国・県) 各年 1 月 1 日現在

③高齢者世帯

高齢者世帯数の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて高齢単身世帯数は増加傾向となっています。令和2年では、全世帯に対する高齢者のみの世帯の割合は31.5%となっています。

■高齢者世帯数の推移

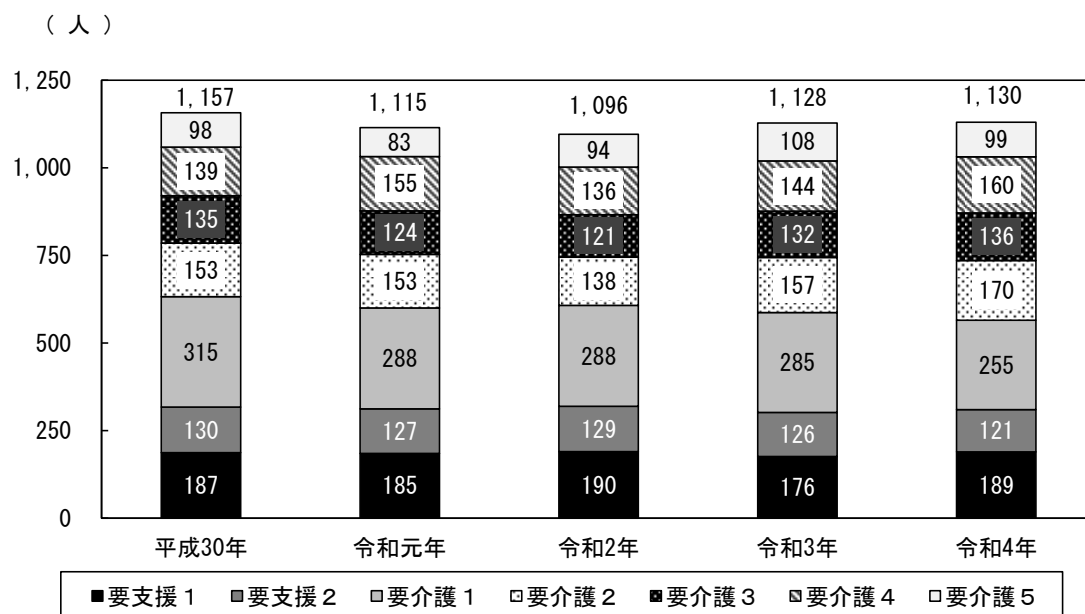


資料：国勢調査

④要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数の推移をみると、令和2年から令和4年にかけて微増傾向となっています。要介護2から要介護4で増加し、要介護1で減少しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



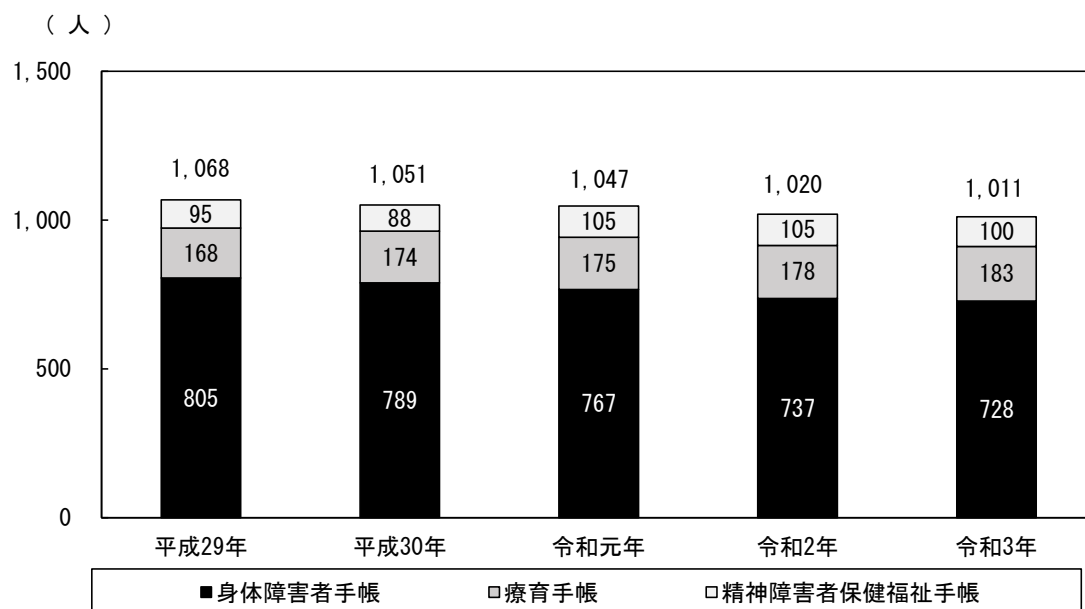
資料：介護保険事業報告（各年9月月報）

3) 障がいのある人の状況

①障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29年以降、減少しています。身体障害者手帳所持者数は減少している一方で、療育手帳所持者数は増加傾向となっています。

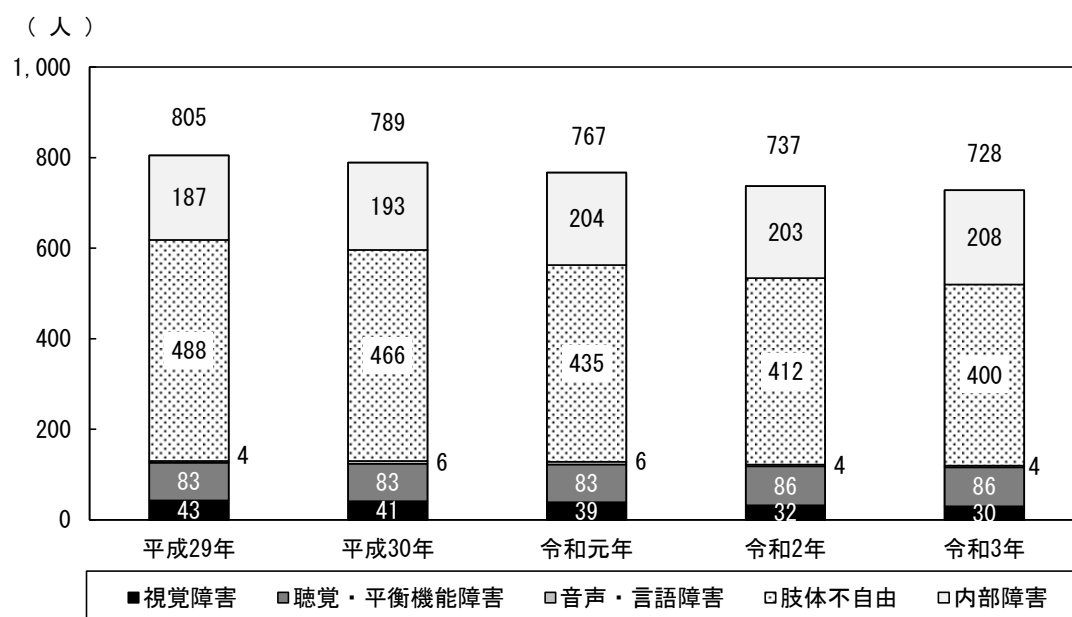
■障害者手帳所持者数の推移



②身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数の種類別の推移をみると、平成29年以降、視覚障がい、肢体不自由は減少し、そのほかは微増傾向となっています。

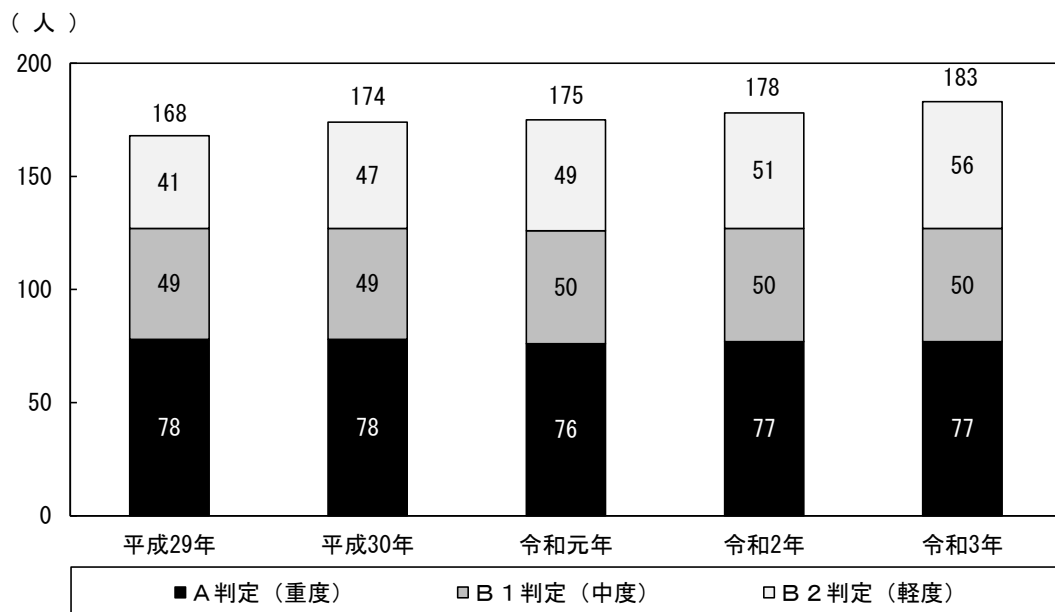
■身体障害者手帳所持者（種類別）数の推移



③療育手帳所持者

療育手帳所持者数の等級別の推移をみると、平成 29 年から令和 3 年にかけて B2（軽度）が増加し、そのほかはおおむね横ばいとなっています。

■療育手帳所持者（等級別）数の推移

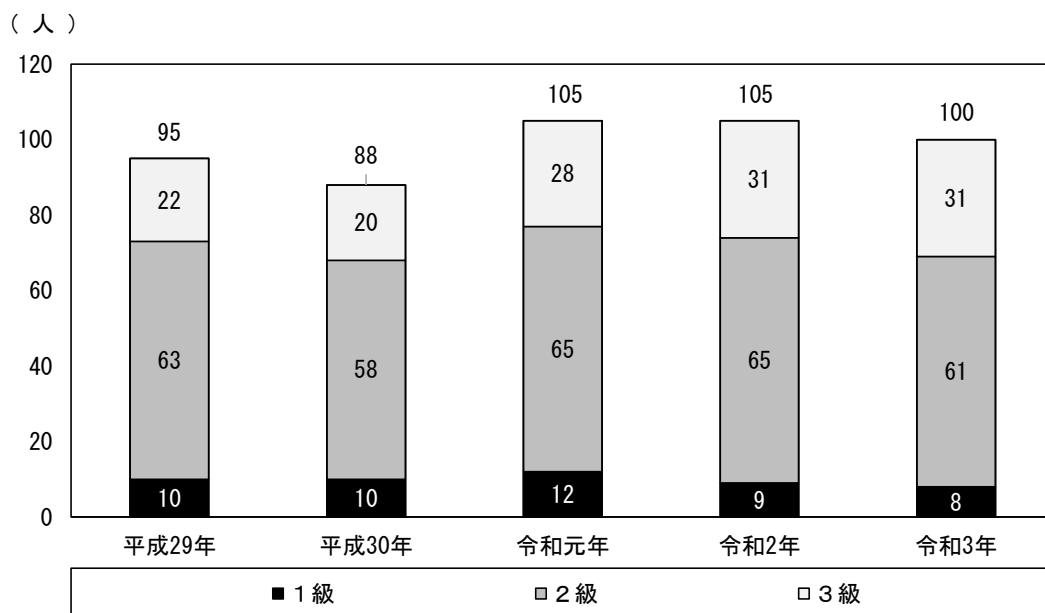


資料：但馬の福祉（各年3月末現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、3級は平成 29 年から令和 3 年にかけて増加し、1 級、2 級は令和元年に増加し、その後減少となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）数の推移



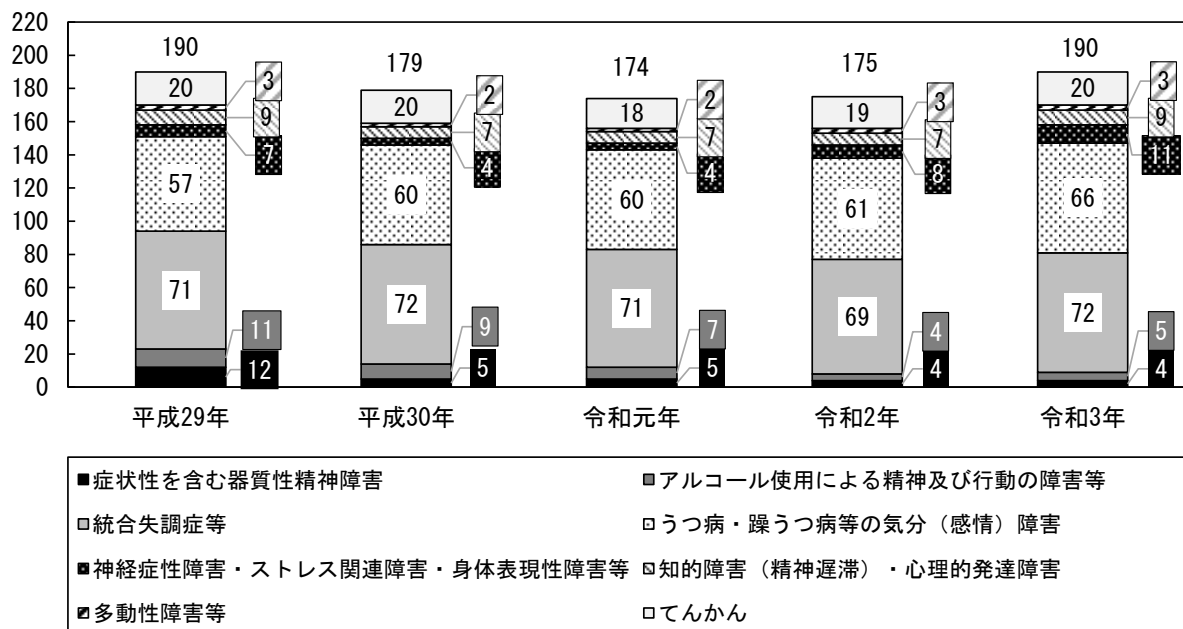
資料：但馬の福祉（各年3月末現在）

⑤ 自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、平成29年から令和元年にかけて減少し、その後、令和3年まで増加しています。統合失調症等及びうつ病、躁うつ病等の気分（感情）障害は増加傾向となっていますが、そのほかはおおむね横ばいとなっています。

■ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

（人）



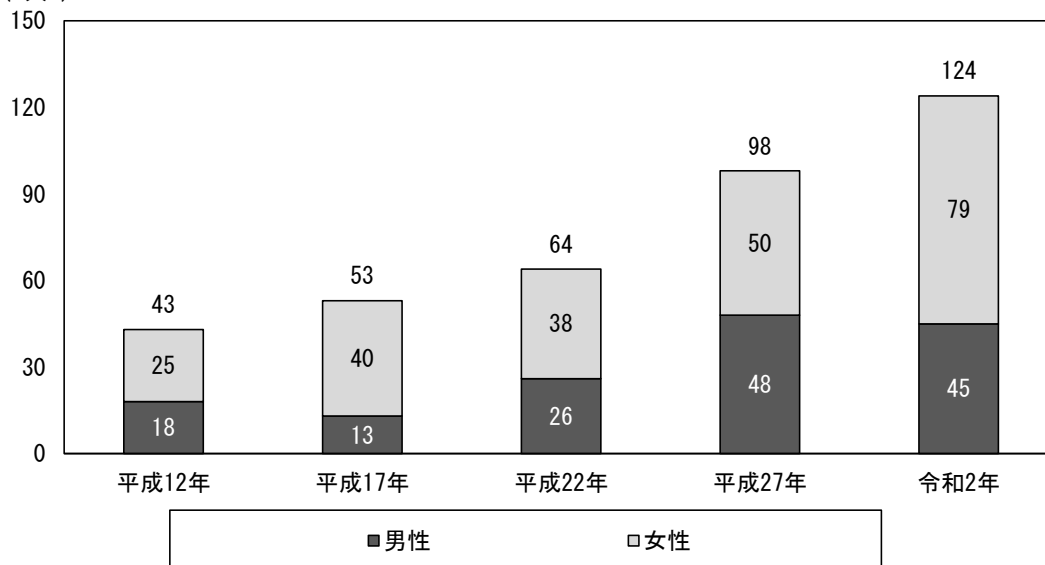
資料：新温泉町健康福祉課（各年4月1日現在）

4) 外国人の推移

本町の人口が減少する一方で、外国人は年々増加しており、令和2年で124人となっています。

■ 外国人の推移

（人）

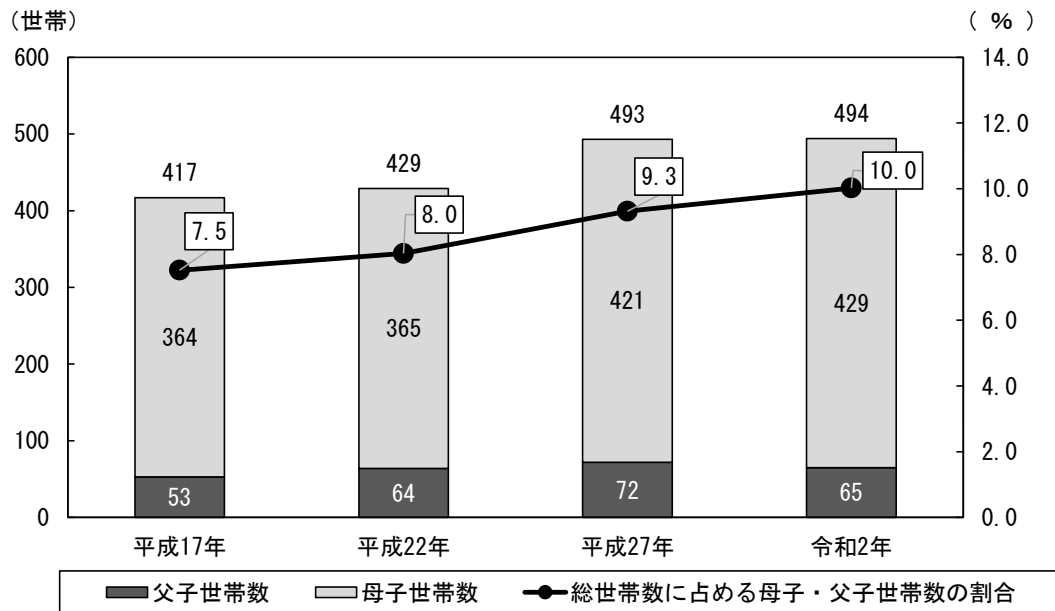


資料：国勢調査

5) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭数の推移をみると、平成17年から令和2年にかけて増加しています。
総世帯数に占める母子・父子世帯数の割合は、令和2年で10.0%となっています。

■ひとり親家庭数の推移

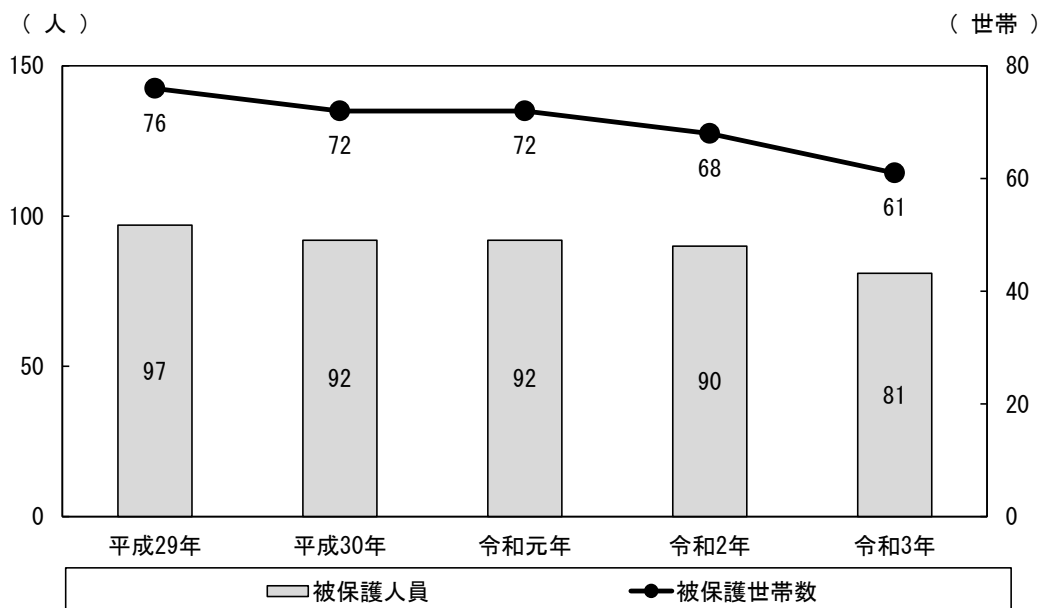


資料：国勢調査

6) 生活保護受給者の状況

生活保護受給者数の推移をみると、平成29年から令和3年にかけて被保護人員、被保護世帯数ともに減少傾向となっています。

■生活保護受給者数の推移



資料：但馬の福祉（各年3月末現在）

7) 各種福祉関係機関・団体の状況

各種福祉関係機関・団体の状況は、以下のようになっています。

■各種福祉関係機関・団体の状況

項目			浜坂地域	温泉地域	新温泉町(計)
民生委員・児童委員数(人)			26	23	49
主任児童委員数(人)			2	2	4
民生・児童協力委員※ ⁷ 数(人)			52	44	96
福祉委員※ ⁸ (町社協)数(人)			65	34	99
ボランティア	活動 把握団体	グループ数(団体)	27	18	45
		人数(人)	1,238	1,784	3,022
	うち社協 登録団体	グループ数(団体)	26	13	39
		人数(人)	390	208	598
	個人登録者数(人)		33	2	35

資料：新温泉町健康福祉課（令和4年4月1日現在）

■新温泉町内の福祉関係機関・団体

福祉関係機関・団体	会員数・利用者数
新温泉町子ども会育成連絡協議会	533 人
新温泉町自治連合会	114 自治会
新温泉町社会福祉協議会	約 4,300 世帯
新温泉町身体障害者福祉協会	約 100 人
新温泉町すこやかクラブ連合会	約 1,800 人(43 クラブ)
新温泉町手をつなぐ育成会	約 20 人
新温泉町婦人会	126 人
新温泉町ボランティア連絡会	146 人(9 グループ)
新温泉町民生委員児童委員協議会	委員 53 人(うち主任児童委員4人)
特定非営利法人サポートのぎく	16 人

資料：新温泉町健康福祉課（令和4年）

※各種福祉関係機関・団体はそれぞれ 50 音順に掲載しています。

※7 民生・児童協力委員とは

民生委員・児童委員の補佐役として兵庫県知事と兵庫県民生委員児童委員連合会長が委嘱します。

※8 福祉委員とは

地域福祉活動推進の役員として地域の福祉課題や情報を把握し、民生委員・児童委員や民生・児童協力委員、近隣住民等とともに地域で福祉活動を行うボランティアです。新温泉町社会福祉協議会長が委嘱します。

8) 地域別の概要

①人口・世帯

人口・世帯数を地域別にみると、以下のようになっています。

■地域別の人口・世帯数

項 目	浜坂地域	温泉地域	新温泉町(計)
地域別総世帯数(世帯)	3,582	1,999	5,581
構成比(%)	64.2	35.8	100.0
地域別総人口(人)	8,514	5,010	13,524
構成比(%)	63.0	37.0	100.0
15歳未満人口(人)	906	390	1,296
地域別総人口に占める割合(%)	10.6	7.8	9.6
65歳以上人口(人)	3,358	2,197	5,555
地域別総人口に占める割合(%)	39.4	43.9	41.1
75歳以上人口(人)	1,721	1,223	2,944
地域別総人口に占める割合(%)	20.2	24.4	21.8
高齢者世帯数(世帯)	1,402	802	2,204
地域別総世帯数に占める割合(%)	39.1	40.1	39.5
高齢単身世帯数(世帯)	809	461	1,270
高齢夫婦世帯数(世帯)	523	291	814

資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

②行政区

行政区数を地域別にみると、以下のようになっています。

■地域別の行政区数

項 目	浜坂地域	温泉地域	新温泉町(計)
区・町内会数	82 (うち町内会数 55)	32	114

資料：新温泉町町民安全課（令和4年4月1日現在）

③要支援・要介護認定者、障がいのある人の状況

要支援・要介護認定者、障がいのある人の状況を地域別にみると、以下のようになっています。

■地域別の要支援・要介護認定者、障がいのある人の状況

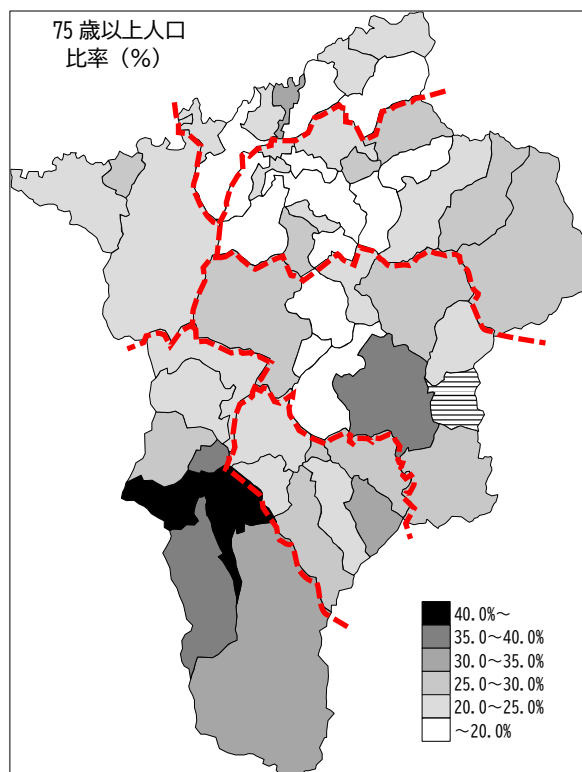
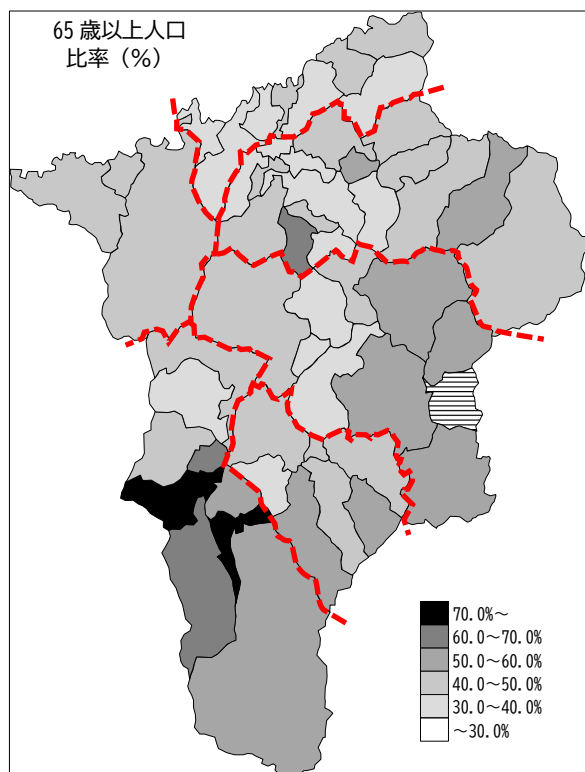
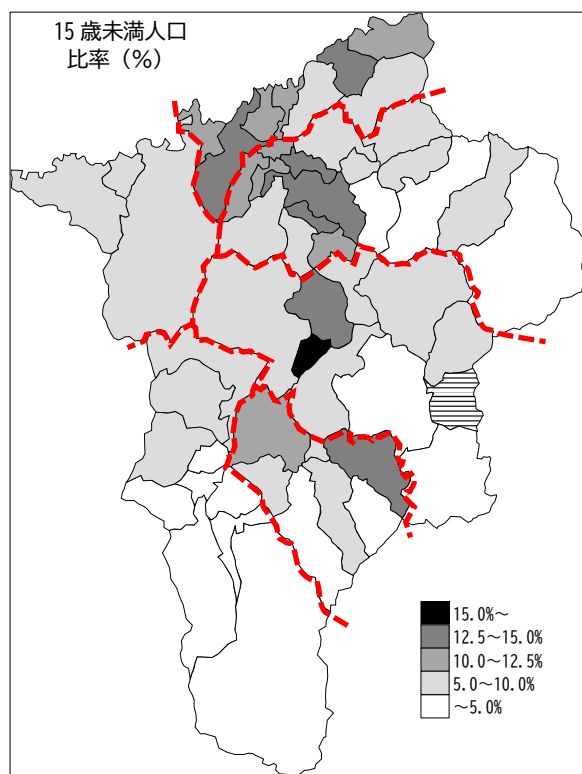
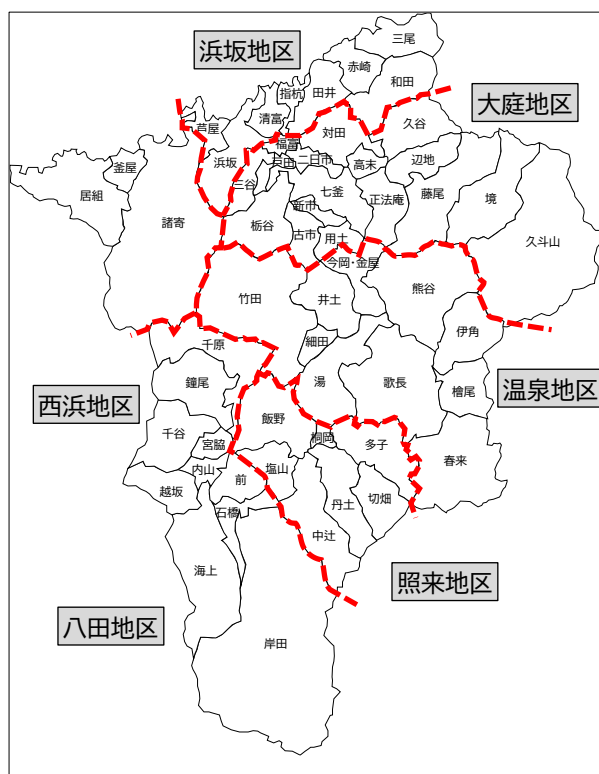
(人)

項 目		浜坂地域	温泉地域	新温泉町(計)
要支援・要介護認定者	要支援1	108	77	185
	要支援2	71	55	126
	要支援認定者	179	132	311
	要介護1	143	115	258
	要介護2	117	51	168
	要介護3	87	46	133
	要介護4	96	59	155
	要介護5	71	42	113
	要介護認定者	514	313	827
	合計	693	445	1,138
身体障害者手帳所持者		421	291	712
療育手帳所持者		111	74	185
精神障害者保健福祉手帳所持者		82	23	105

資料：新温泉町健康福祉課（令和4年4月1日現在）

9) 人口の現状（新温泉町の小地域）

15 歳未満人口は、大庭地区、温泉地区、照来地区、八田地区で 5%未満の地域がみられます。65 歳以上人口は、大庭地区、温泉地区、照来地区、八田地区で 40%以上の地域がみられ、特に、八田地区では 70%を超える地域があります。また、75 歳以上人口は、浜坂地区、大庭地区、温泉地区の一部では、20%以下になっていますが、その他の地域では 25%以上、特に、八田地区では 40%を超える地域もみられます。



出典：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

2 アンケート調査結果からみる現状

1) 住んでいる地域とのかかわりなどについて

①地域に安心を感じているか

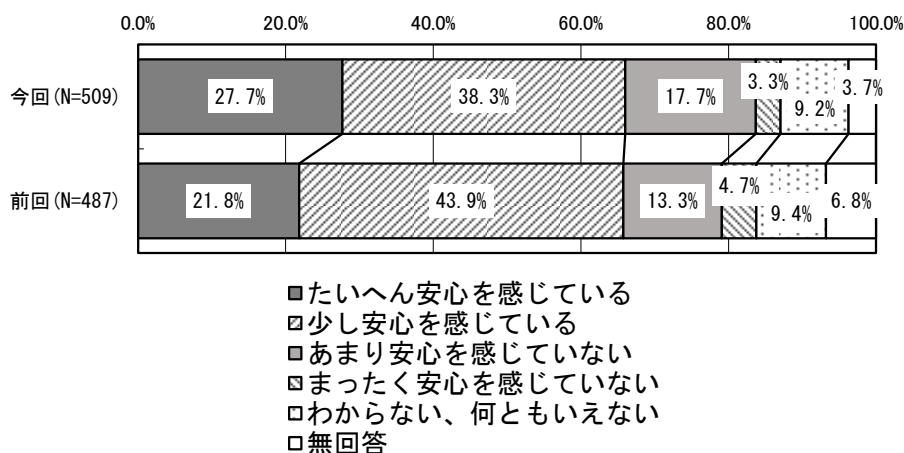
〔問7(1) あなたのお住まいの地域に対するお気持ちについておうかがいします。地域に安心を感じていますか。(1つだけ○)〕

地域に安心を感じているかについてみると、「少し安心を感じている」(38.3%)が最も高く、次いで「たいへん安心を感じている」(27.7%)、「あまり安心を感じていない」(17.7%)となっています。

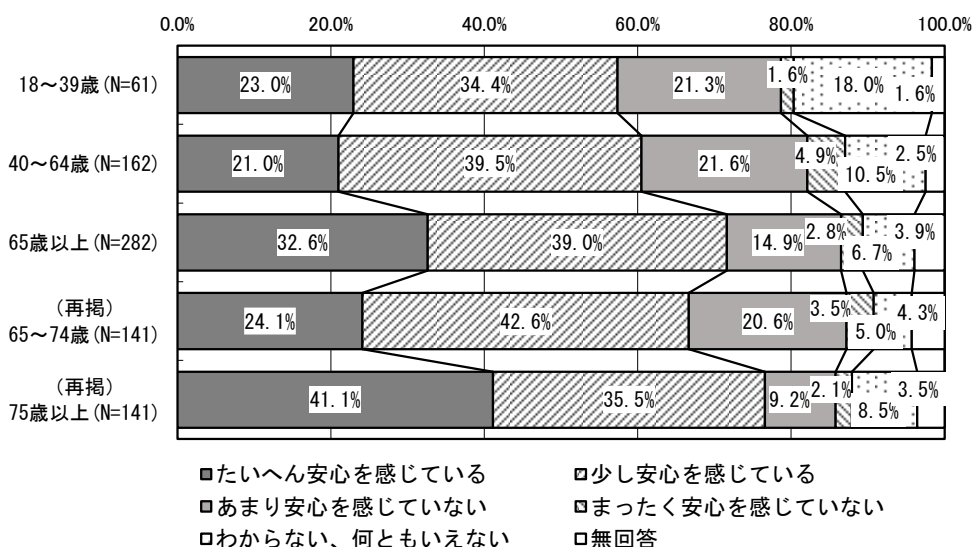
前回の調査結果から比較すると、「たいへん安心を感じている」が5.9ポイント増加しています。

年齢区分別にみると、“安心を感じている”(「たいへん安心を感じている」と「少し安心を感じている」の合計)と答えた人の割合は「75歳以上」が76.6%と特に高くなっています。

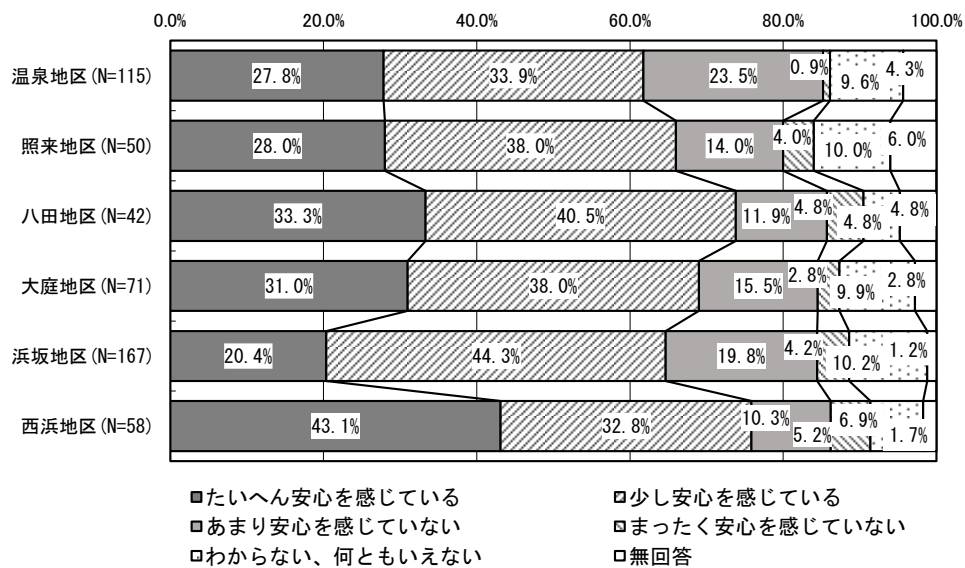
地区別にみると、“安心を感じている”と答えた人の割合は「西浜地区」が75.9%と最も高く、「温泉地区」が61.7%と最も低くなっています。



年齢区分別



地区別

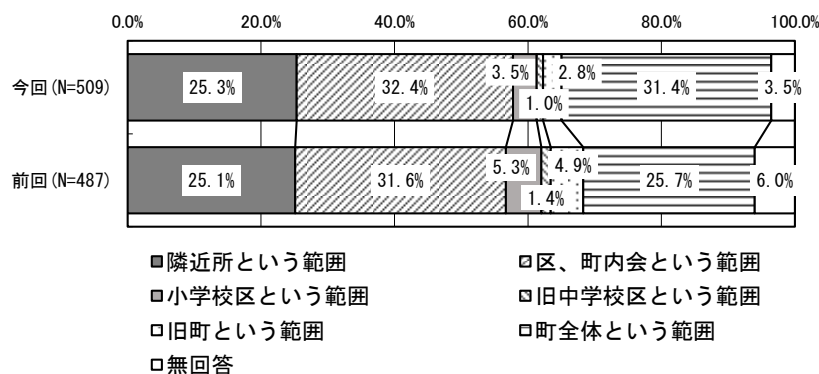


②「支えあい・助けあう地域」の範囲

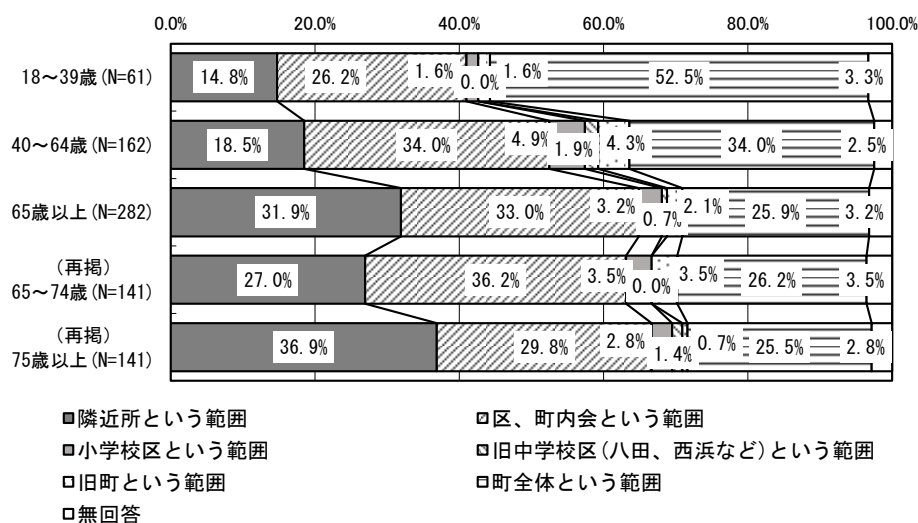
〔問9 あなたにとって「支えあい・助けあう地域」とはどの範囲のことをいいますか。(1つだけ〇)〕

「支えあい・助けあう地域」の範囲についてみると、「区、町内会という範囲」(32.4%)が最も高く、次いで「町全体という範囲」(31.4%)、「隣近所という範囲」(25.3%)となっています。

年齢区分別にみると、年代が高いほど「隣近所という範囲」が増加しています。



年齢区分別



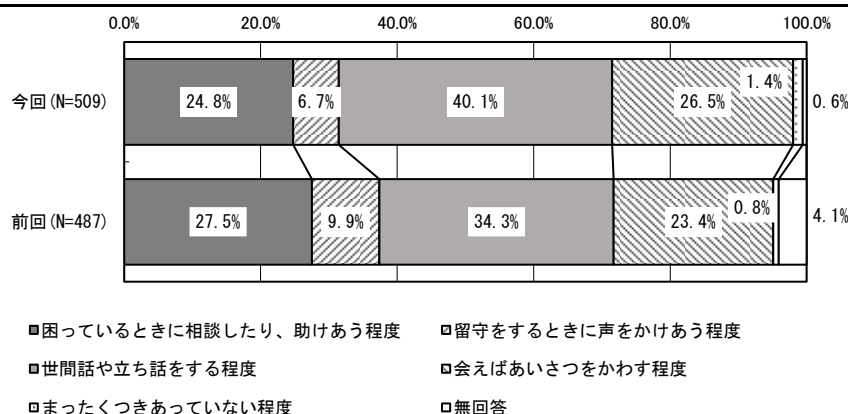
③近所づきあいの程度

〔問 10 あなたはご近所とどのようなおつきあいをされていますか。(最も近いものに1つだけ〇)〕

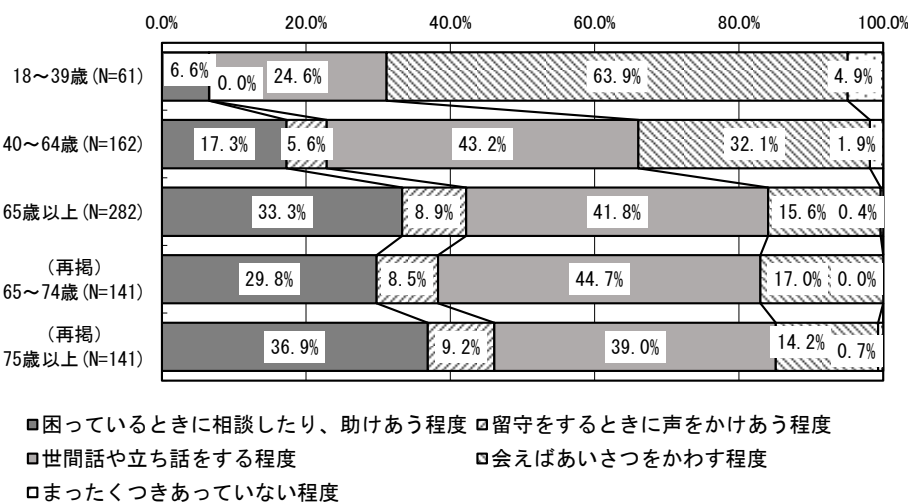
近所づきあいの程度についてみると、「世間話や立ち話をする程度」(40.1%)が最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」(26.5%)、「困っているときに相談したり、助けあう程度」(24.8%)となっています。

年齢区分別でみると、年代が高いほど、「困っているときに相談したり、助けあう程度」が高くなっています。また、年代が低いほど、「会えばあいさつをかわす程度」が高くなっています。

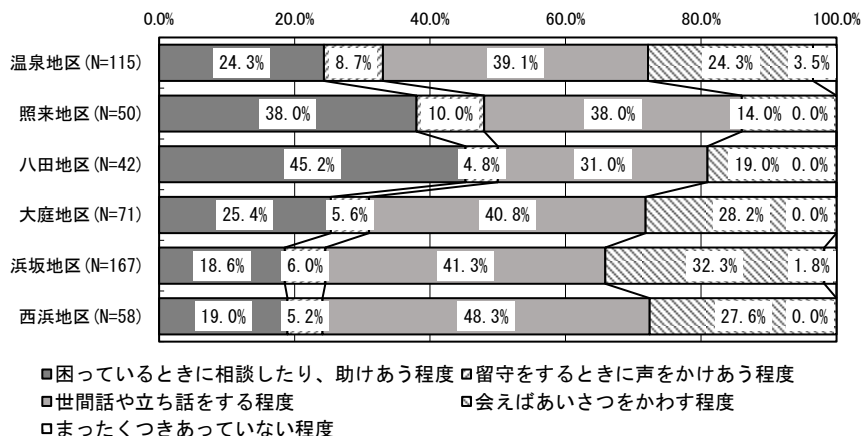
地区別にみると、「困っているときに相談したり、助けあう程度」が、「八田地区」(45.2%)、「照来地区」(38.0%)で高くなっています。



年齢区分別



地区別

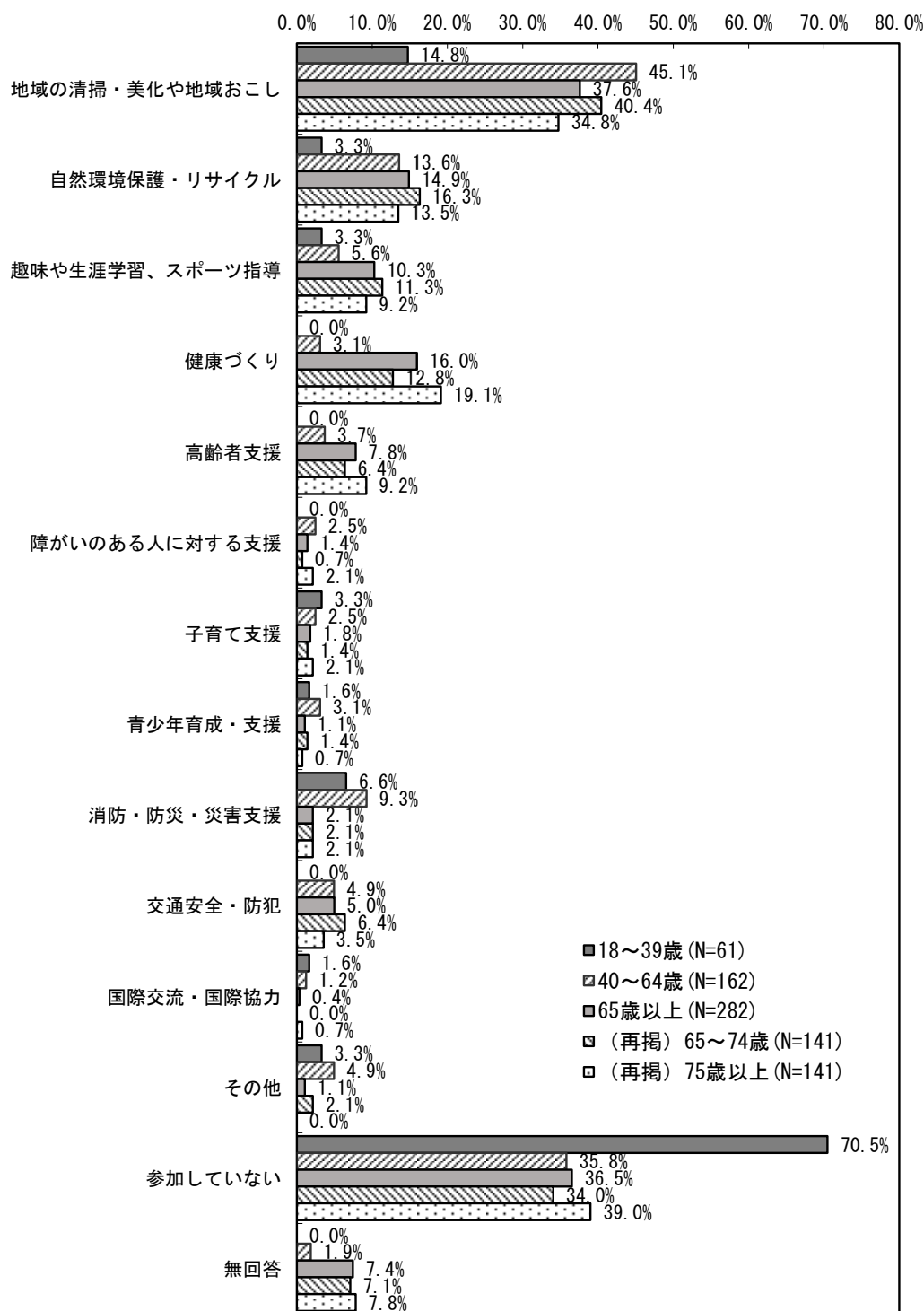


④現在参加している地域活動の分野

〔問 13(1) あなたは現在、どのような分野で地域活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)〕

現在参加している地域活動の分野について、年齢区分別にみると、「18～39 歳」では、「参加していない」(70.5%) が最も高くなっています。40 歳以上では、「地域の清掃・美化や地域おこし」が高くなっています。(「40～64 歳」45.1%、「65 歳以上」37.6%)

年齢区分別

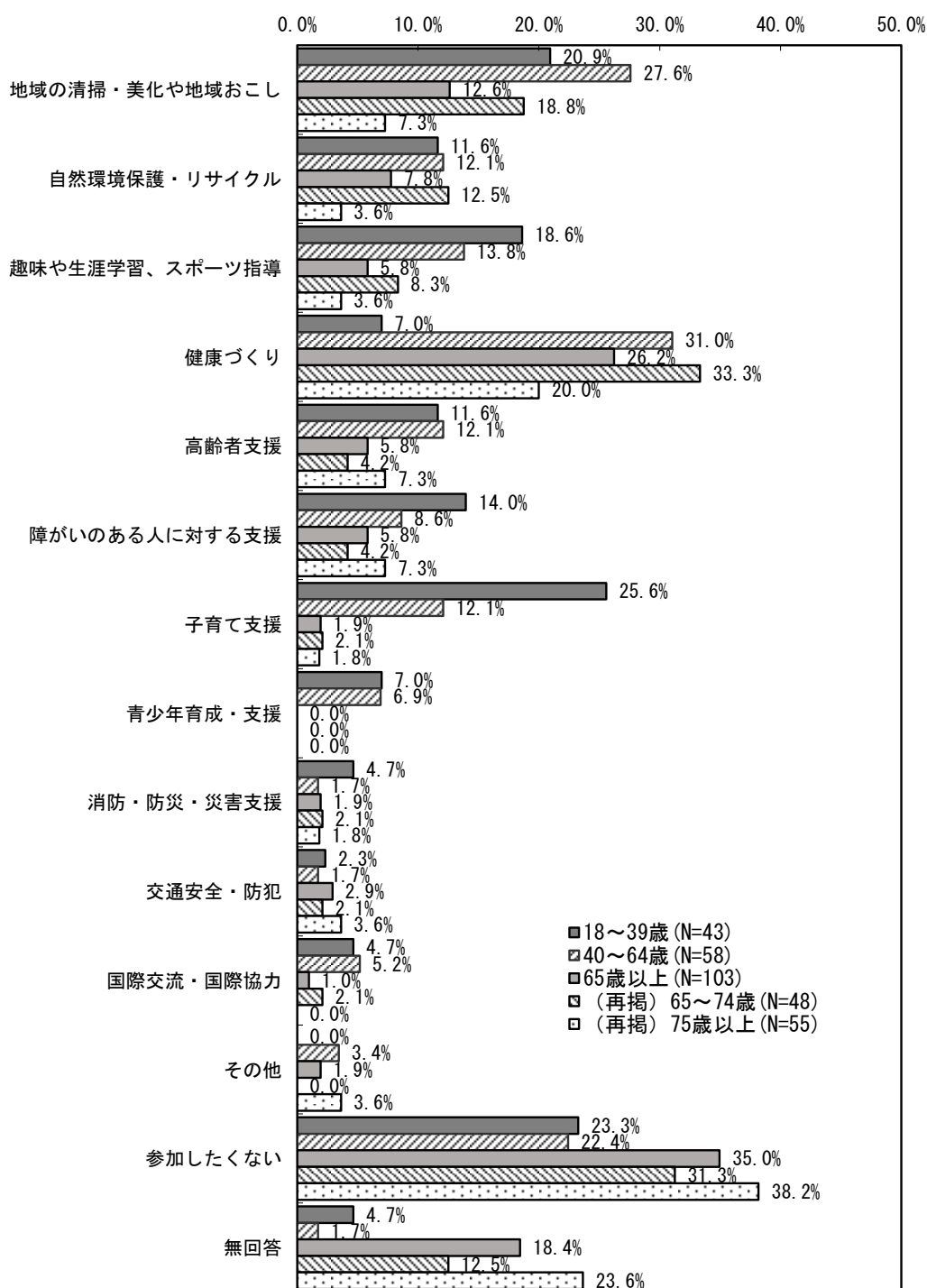


⑤今後参加したい地域活動の分野

〔問 13(3) 現在、地域活動に参加していないと答えた方におうかがいします。今後もし参加するとしたら、どの分野に参加したいですか。(あてはまるものすべてに○)〕

今後参加したい地域活動の分野について、年齢区分別にみると、「18～39 歳」では、「子育て支援」(25.6%)、「40～64 歳」では、「健康づくり」(31.0%)、「65 歳以上」では、「参加したくない」(35.0%)が最も高くなっています。特に「75 歳以上」では 38.2%と高くなっています。

年齢区分別

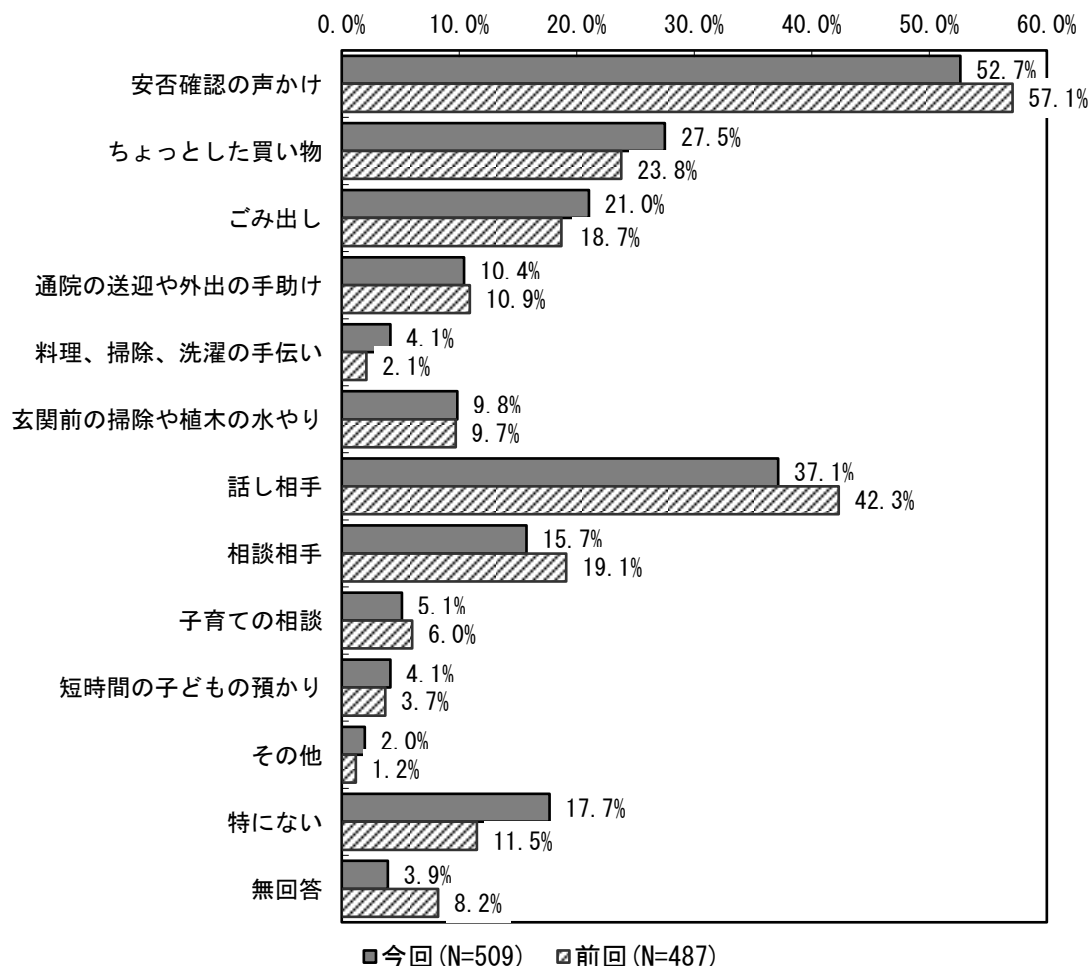


⑥高齢者や障がいのある人、子どものことなどで悩んだり困っている世帯に対してできること

〔問 16 あなたが地域で、高齢者や障がいのある人、子どものことなどで悩んだり困っている世帯があったら、できることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)〕

高齢者や障がいのある人、子どものことなどで悩んだり困っている世帯に対してできることについてみると、「安否確認の声かけ」(52.7%)が最も高く、次いで「話し相手」(37.1%)、「ちょっとした買い物」(27.5%)となっています。

前回の調査結果から比較すると、「話し相手」が5.2ポイント減少しています。

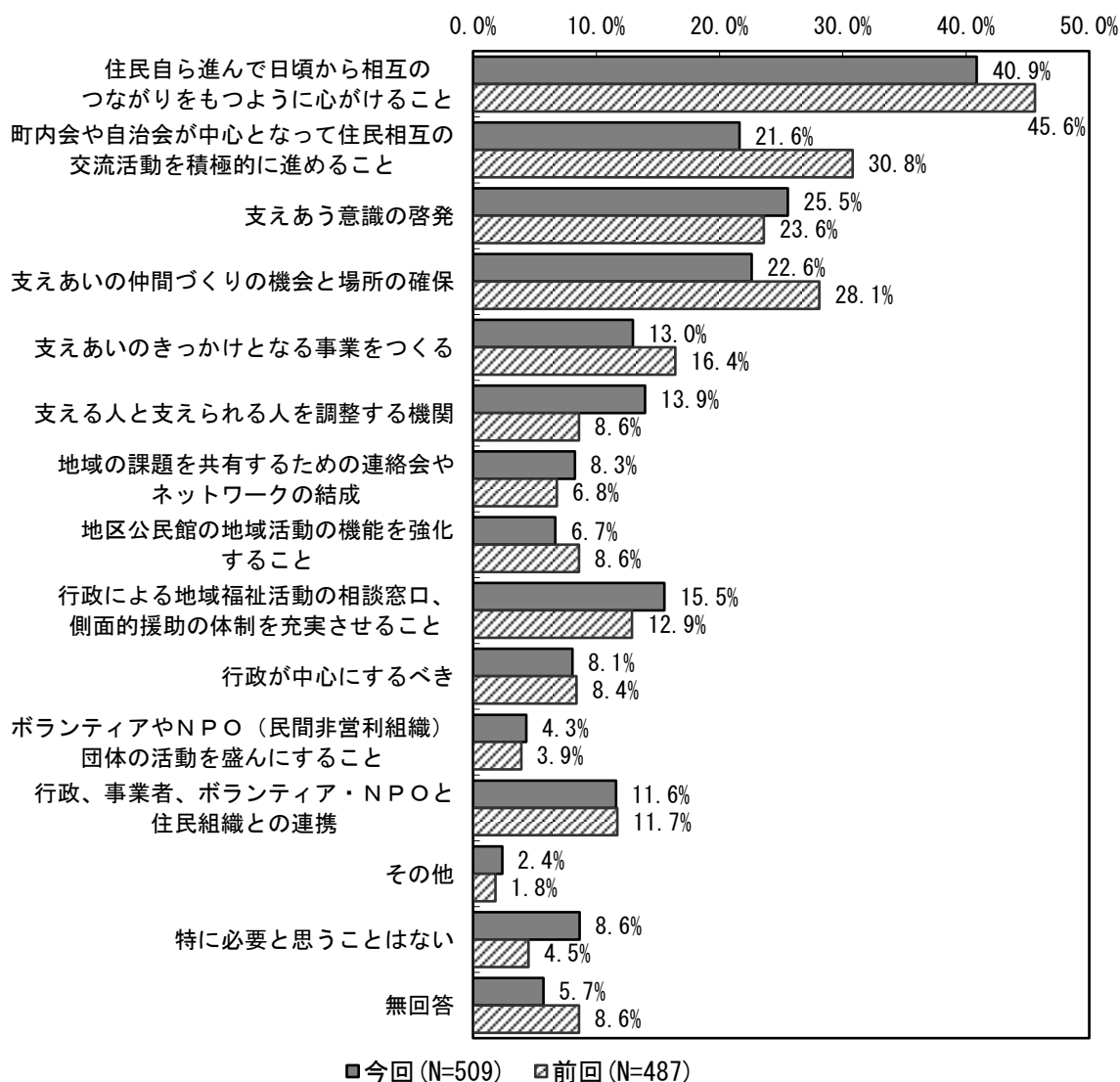


⑦地域における助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なこと

〔問 17 地域における助けあいや支えあいの活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(3つまで○)〕

地域における助けあいや支えあいの活動を活発にするために必要なことについてみると、「住民自ら進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけること」(40.9%)が最も高く、次いで「支えあう意識の啓発」(25.5%)、「支えあいの仲間づくりの機会と場所の確保」(22.6%)となっています。

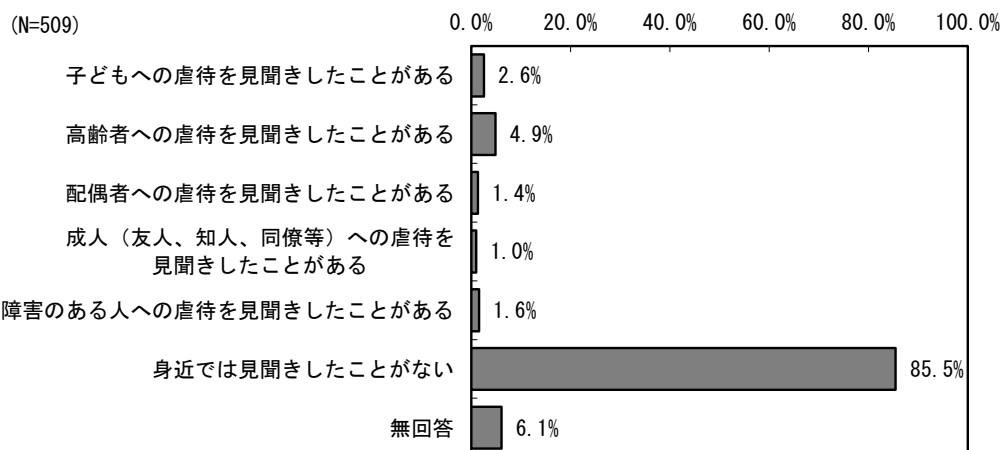
前回の調査結果から比較すると、「町内会や自治会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」が9.2ポイント、「支えあいの仲間づくりの機会と場所の確保」が5.5ポイント減少しています。



⑧身近で虐待について見聞きした経験

〔問 19(1) あなたは、身近で虐待について見聞きしたことがありますか。(あてはあるものすべてに○)〕

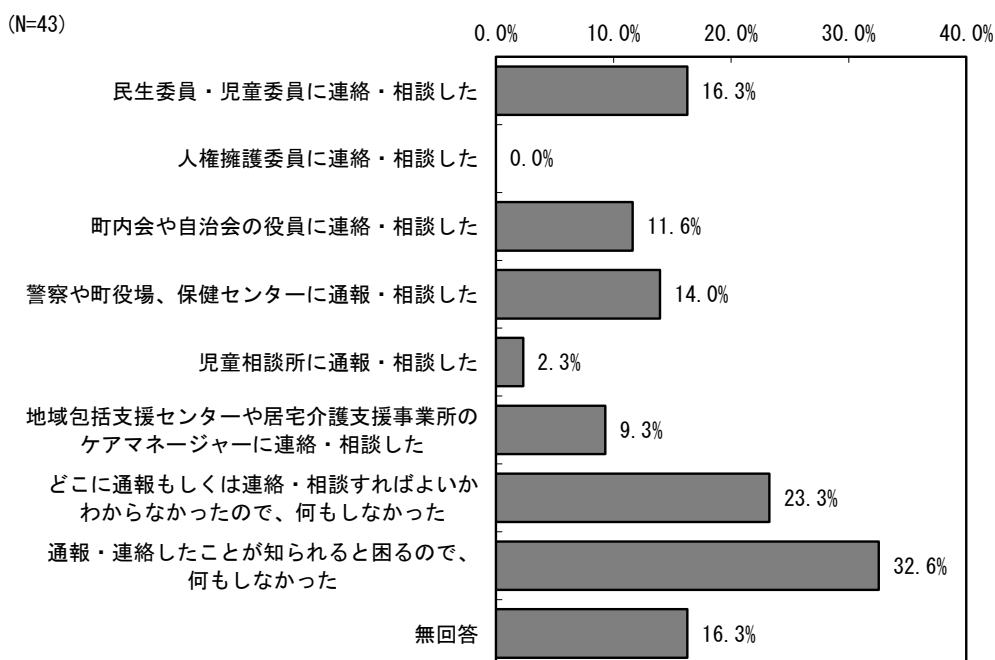
身近で虐待について見聞きした経験についてみると、85.5%が「身近では見聞きしたことがない」となっていますが、「高齢者への虐待を見聞きしたことがある」(4.9%)、「子どもへの虐待を見聞きしたことがある」(2.6%)、「障がいのある人への虐待を見聞きしたことがある」(1.6%) など、なんらかの虐待について見聞きした割合が約 10%になっています。



⑨虐待を見聞きした際の対応

〔問 19(2) 問 19(1)で「1. 」～「5. 」を選んだ方(虐待を見聞きしたことがある方)におうかがいします。あなたは、虐待を見聞きした時どうしましたか。(あてはあるものすべてに○)〕

虐待を見聞きした際の対応についてみると、「通報・連絡したことが知られると困るので、何もしなかった」(32.6%) が最も高く、次いで「どこに通報もしくは連絡・相談すればよいかわからなかったので、何もしなかった」(23.3%)、「民生委員・児童委員に連絡・相談した」(16.3%) となっています。



2) 地域福祉にかかわる機関や団体などについて

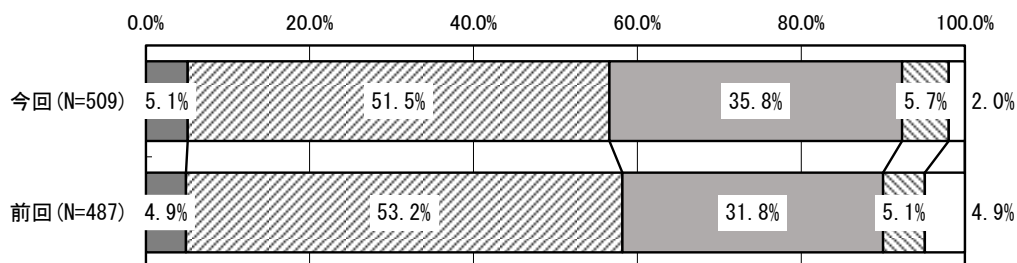
① 民生委員・児童委員について知っているか

〔問 23 あなたは、民生委員・児童委員について知っていますか。(1つだけ○)〕

民生委員・児童委員について知っているかについてみると、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」(51.5%)が最も高く、次いで「そういう人がいることは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない」(35.8%)、「そういう人がいることを知らない」(5.7%)となっています。

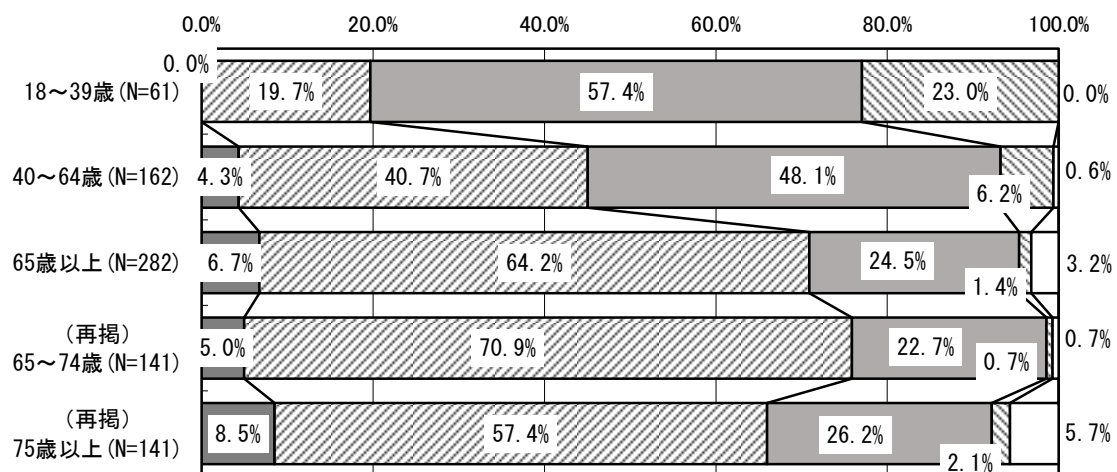
年齢区別にみると、年代が高いほど、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」が多くなっています。また、「そういう人がいることを知らない」との回答は、「18～39 歳」で23.0%と高くなっています。

地区別にみると、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」の割合は、八田地区、照来地区、温泉地区で高くなっています。一方、大庭地区では最も低くなっています。



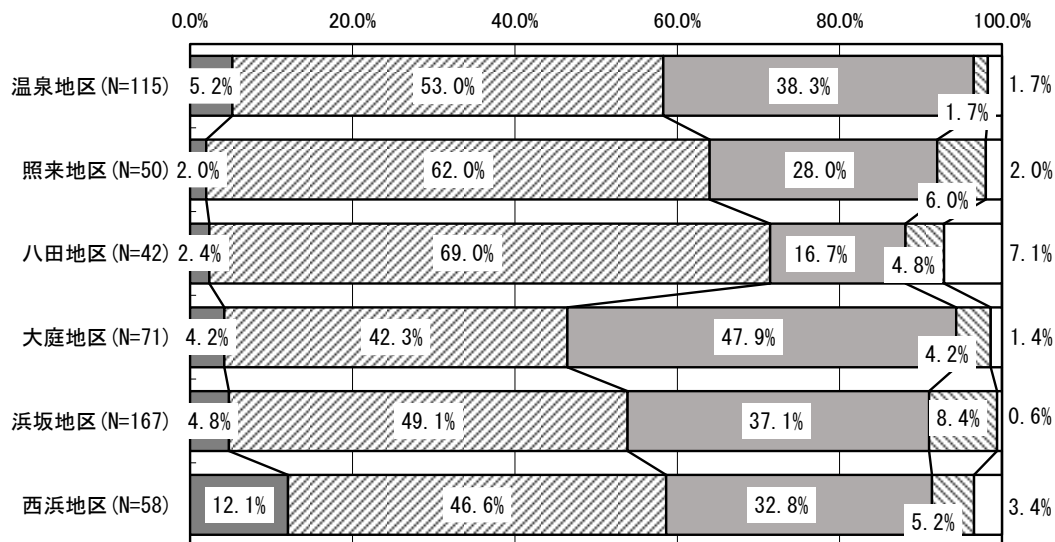
- 相談などで話をしたことがある
- 相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている
- そういう人がいることは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない
- そういう人がいることを知らない
- 無回答

年齢区分別



- 相談などで話をしたことがある
- 相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている
- そういう人がいることは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない
- そういう人がいることを知らない
- 無回答

地区別



- 相談などで話をしたことがある
- ▨ 相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている
- そういう人いることは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない
- そういう人いることを知らない
- 無回答

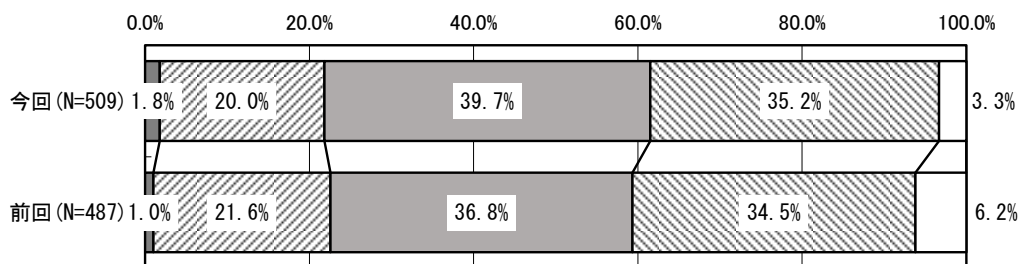
②福祉委員について知っているか

〔問 24 あなたは、福祉委員について知っていますか。(1つだけ〇)〕

福祉委員について知っているかについてみると、「そういう人いることは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない」(39.7%)が最も高く、次いで「そういう人いることを知らない」(35.2%)、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」(20.0%)となっています。

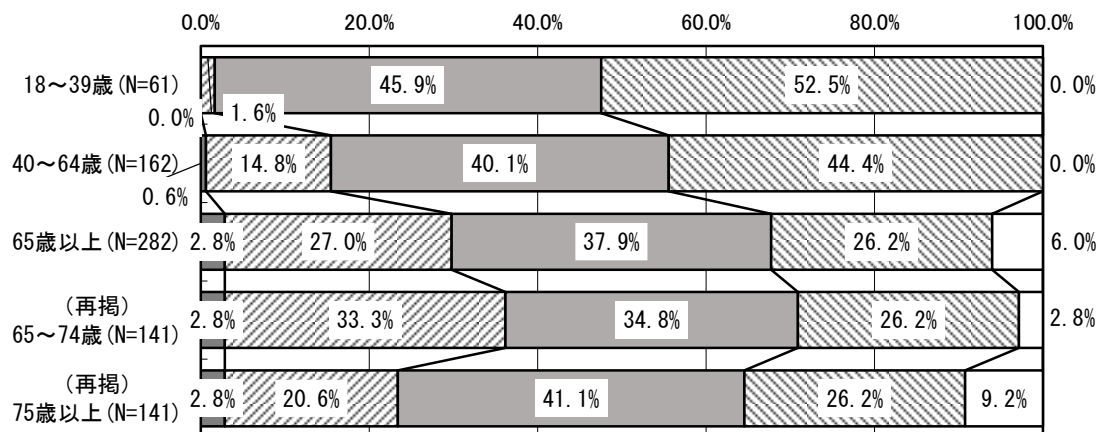
年齢区分別にみると、年代が高いほど、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」が高くなっています。また、「そういう人いることを知らない」との回答は、「18～39 歳」で52.5%と高くなっています。

地区別にみると、「相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」の割合は、八田地区が特に高く、次いで、照来地区となっています。一方、西浜地区では最も低くなっています。



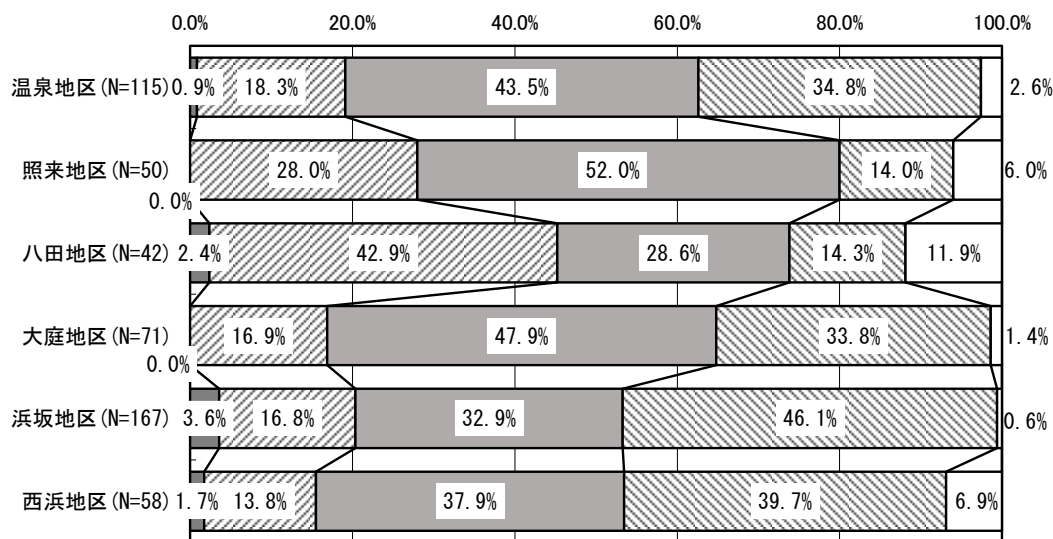
- 相談などで話をしたことがある
- ▨ 相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている
- そういう人いることは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない
- そういう人いることを知らない
- 無回答

年齢区分別



- 相談などで話をしたことがある
- ▨相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている
- そういう人がいることは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない
- そういう人がいることを知らない
- 無回答

地区別



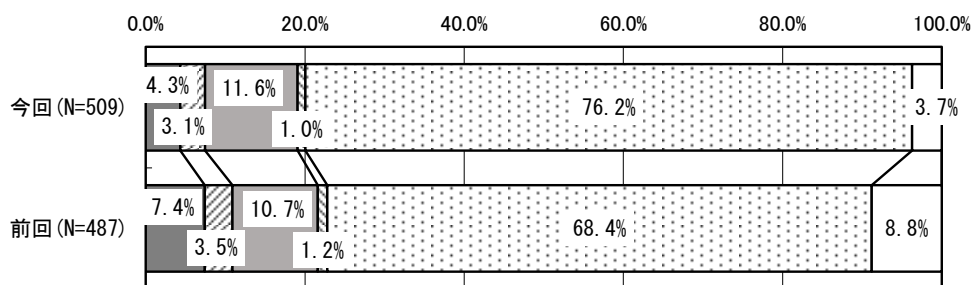
- 相談などで話をしたことがある
- ▨相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている
- そういう人がいることは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない
- そういう人がいることを知らない
- 無回答

③新温泉町内で活動しているボランティア団体やグループに所属したり活動したりしたことがあるか

〔問 25(1) あなたは、新温泉町内で活動しているボランティア団体やグループに所属したり活動したりしたことがありますか。(1つだけ○)〕

新温泉町内で活動しているボランティア団体やグループに所属したり活動したりしたことがあるかについてみると、「参加したことがない」(76.2%)が最も高く、次いで「現在はしていないが、昔活動したことがある」(11.6%)、「現在ボランティア団体やグループに所属して活動している」(4.3%)となっています。

前回の調査結果から比較すると、「参加したことがない」が7.8ポイント増加しています。

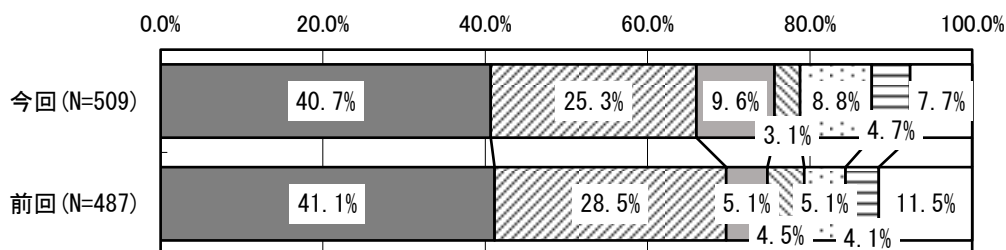


- 現在ボランティア団体やグループに所属して活動している
- ▨ボランティア団体やグループに所属していないが、たまに活動に参加している
- ▩現在はしていないが、昔活動したことがある
- ▧新温泉町外の団体やグループで活動している・活動したことがある
- 参加したことがない
- 無回答

④ボランティア活動についてどのように思っているか

〔問 26 あなたは、ボランティア活動についてどのように思っていますか。(1つだけ○)〕

ボランティア活動についてどのように思っているかについてみると、「地域において助けあいや支えあい、交流などを深めるためにも必要である」(40.7%)が最も高く、次いで「気持ちはあるが、忙しいので参加できない」(25.3%)、「活動をしたいが、内容や参加方法がわからない」(9.6%)となっています。



- 地域において助けあいや支えあい、交流などを深めるためにも必要である
- ▨気持ちはあるが、忙しいので参加できない
- ▩活動をしたいが、内容や参加方法がわからない
- ▧そのような活動は本来行政が行うべきである
- ボランティア活動はしたくない
- その他
- 無回答

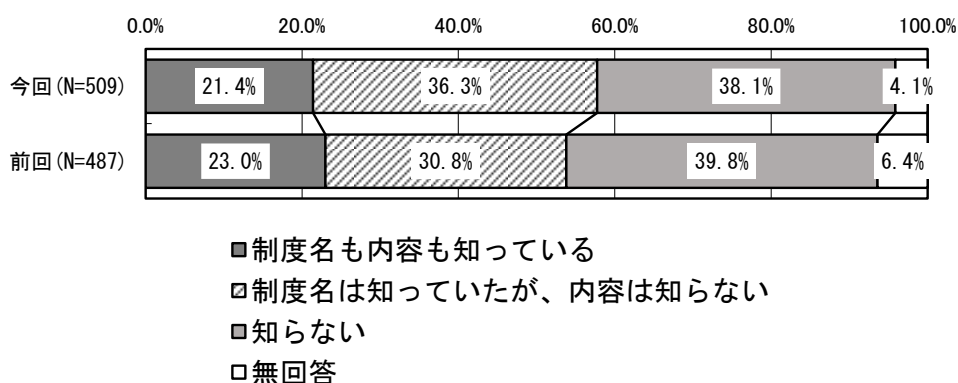
⑤ 「成年後見制度」について知っているか

〔問 27 あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。(1つだけ〇)〕

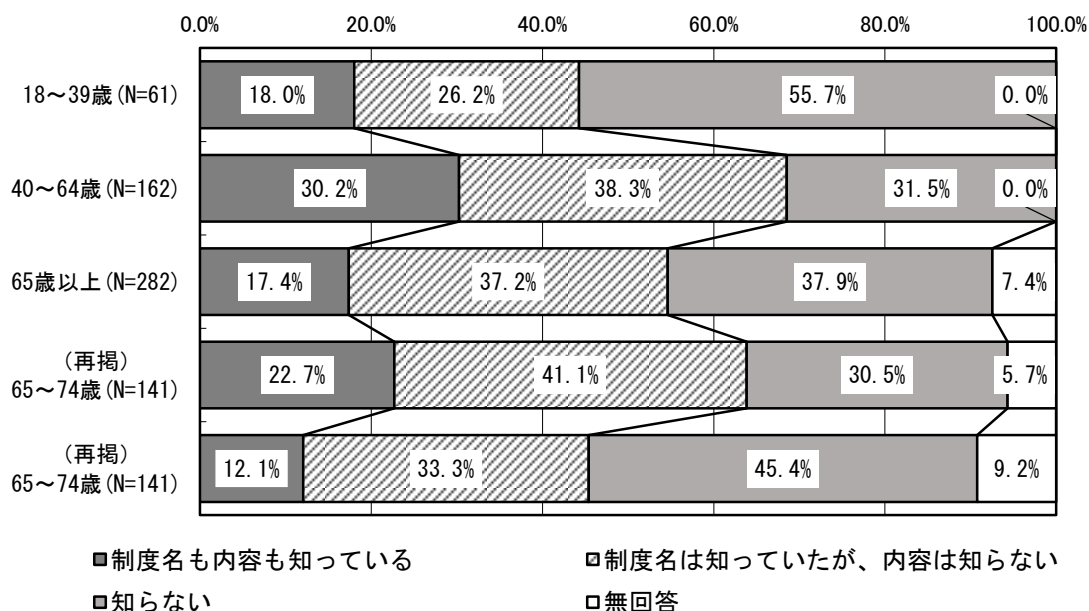
「成年後見制度」について知っているかについてみると、「知らない」(38.1%)が最も高く、次いで「制度名は知っていたが、内容は知らない」(36.3%)、「制度名も内容も知っている」(21.4%)となっています。

前回の調査結果から比較すると、「制度名は知っていたが、内容は知らない」が 5.5 ポイント増加しています。

年齢区分別にみると、「制度名も内容も知っている」では「40～64 歳」が 30.2%と最も高くなっています。一方、「18～39 歳」は、「知らない」(55.7%)が最も高くなっています。



年齢区分別

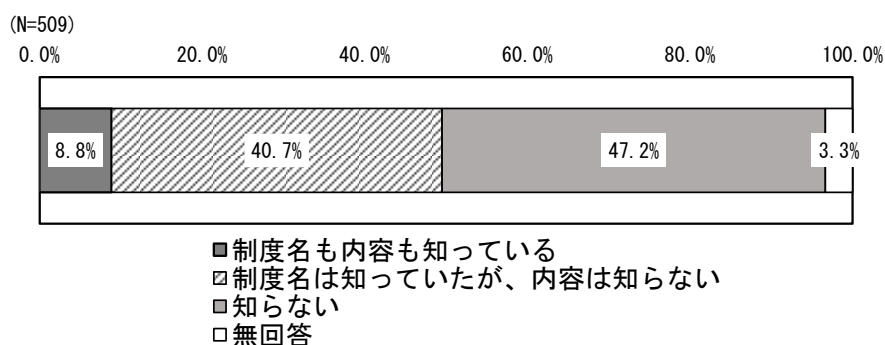


⑥ 「生活困窮者自立支援制度」について知っているか

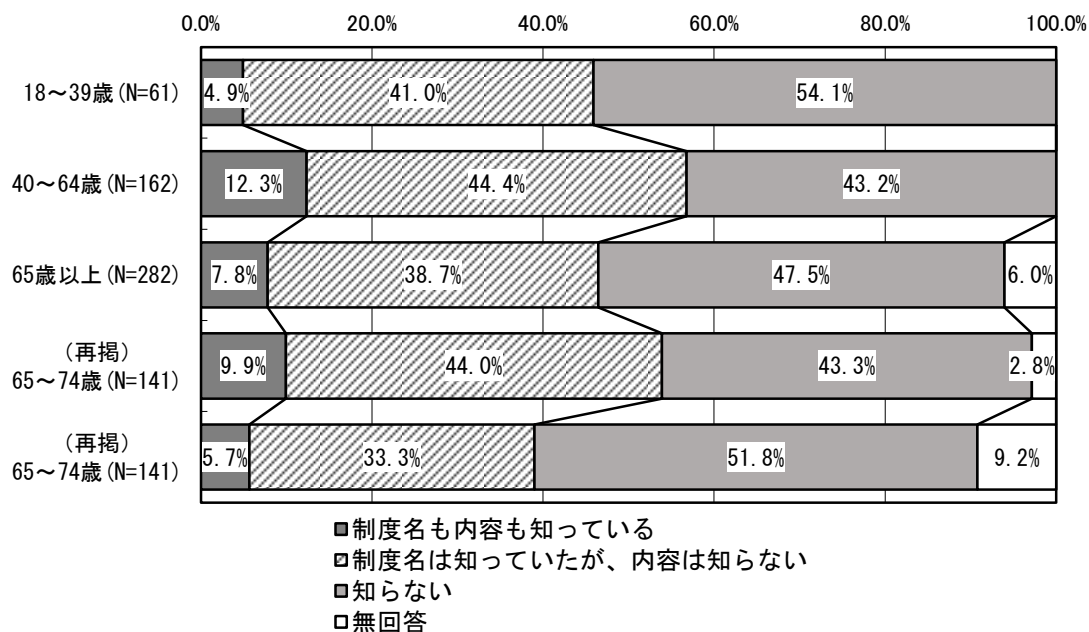
〔問 28 経済的に生活が困窮したときに、困りごとの解決に向けて支援(住居確保、就労支援等)するという「生活困窮者自立支援制度」を知っていますか。(1つだけ○)〕

「生活困窮者自立支援制度」を知っているかについてみると、「知らない」(47.2%)が最も高く、次いで「制度名は知っていたが、内容は知らない」(40.7%)となっており、「制度名も内容も知っている」は8.8%となっています。

年齢区分別にみると、「制度名も内容も知っている」では「40～64 歳」が 12.3%と最も高くなっています。一方、すべての年代で、「知らない」の割合が高くなっています。(「18～39 歳」で 54.1%、「40～64 歳」で 43.2%、「65 歳以上」で 47.5%)



年齢区分別



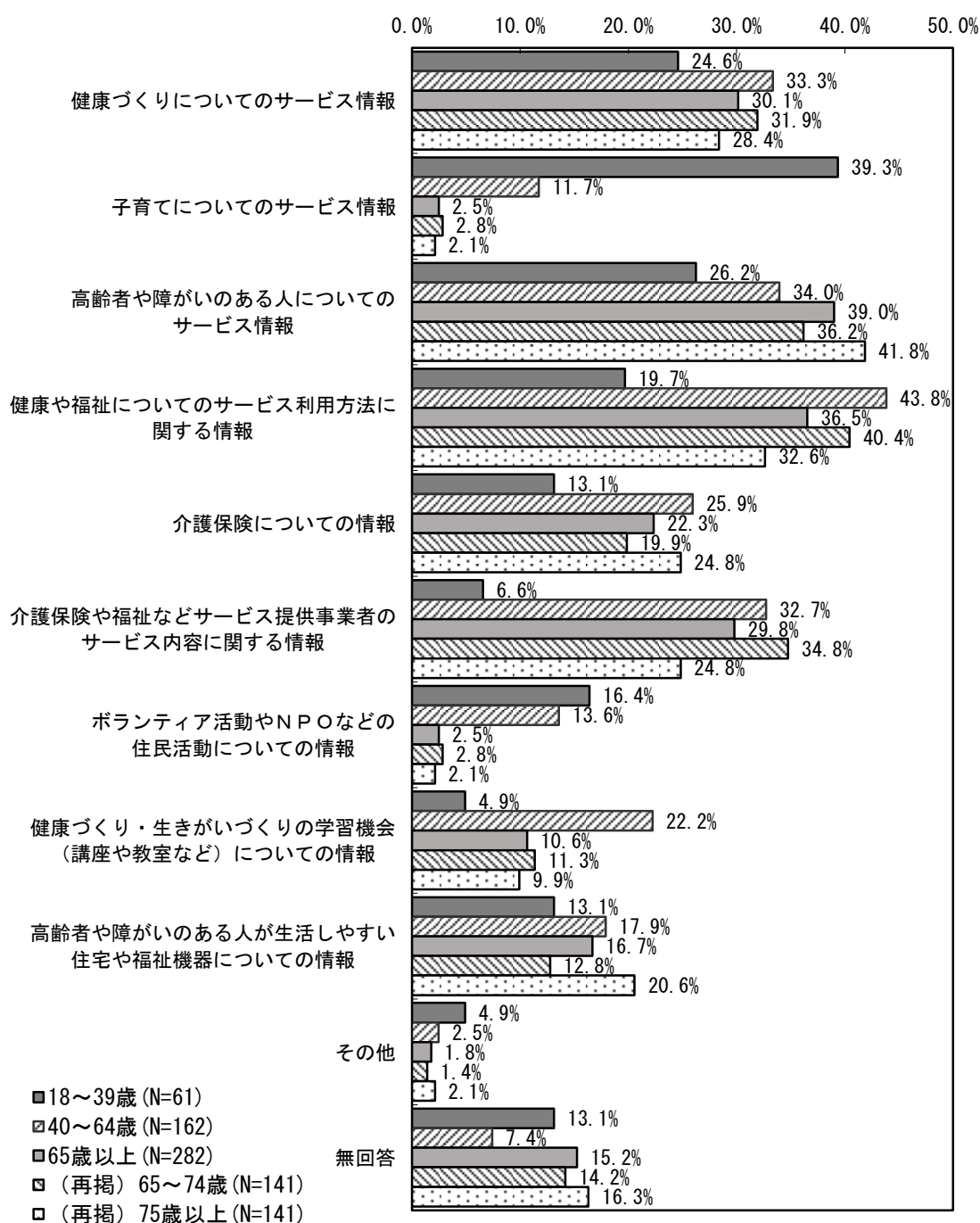
3) 健康や福祉について

①健康や福祉について知りたい情報

〔問 31 あなたは健康や福祉について、どのような情報を知りたいですか。(あてはまるものすべてに○)〕

健康や福祉について知りたい情報について年齢区分別にみると、「18～39 歳」では、「子育てについてのサービス情報」(39.3%)、「40～64 歳」では、「健康や福祉についてのサービス利用方法に関する情報」(43.8%)、「65 歳以上」では、「高齢者や障がいのある人についてのサービス情報」(39.0%) がそれぞれ最も高くなっています。

年齢区分別



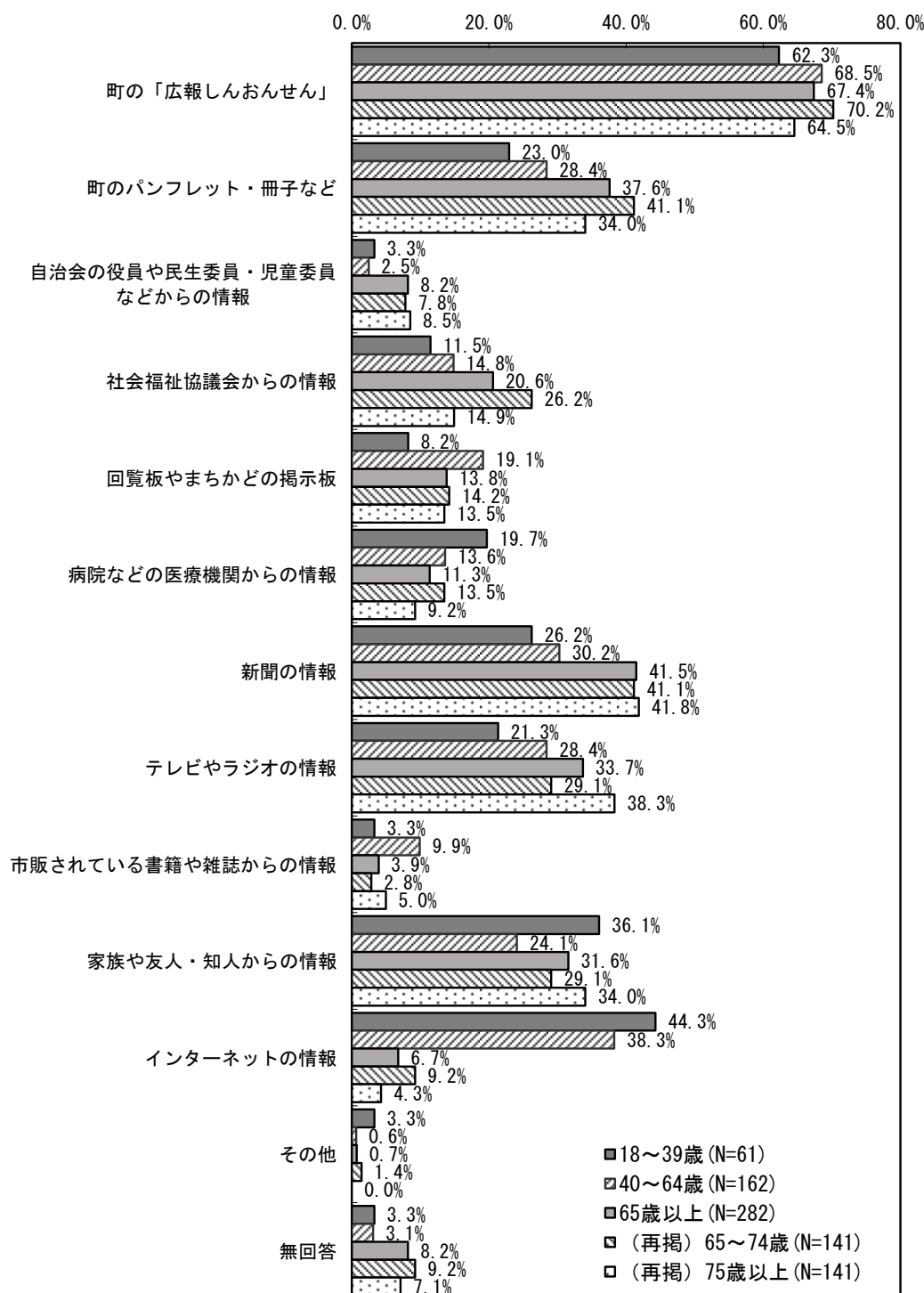
②健康や福祉についての情報を得るうえで、役立っていると思われるもの

〔問 32 健康や福祉についての情報を得るうえで、役立っていると思われるものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)〕

健康や福祉についての情報を得るうえで、役立っていると思われるものについて、各年代で、「町の「広報しんおんせん」」が高くなっています。

年齢区分別にみると、年代が高いほど、「町のパンフレット・冊子など」「社会福祉協議会からの情報」「新聞の情報」「ラジオやテレビの情報」が高くなっています。一方で、「インターネットの情報」は、「18～39 歳」で 44.3%、「40～64 歳」で 38.3%と高くなっています。

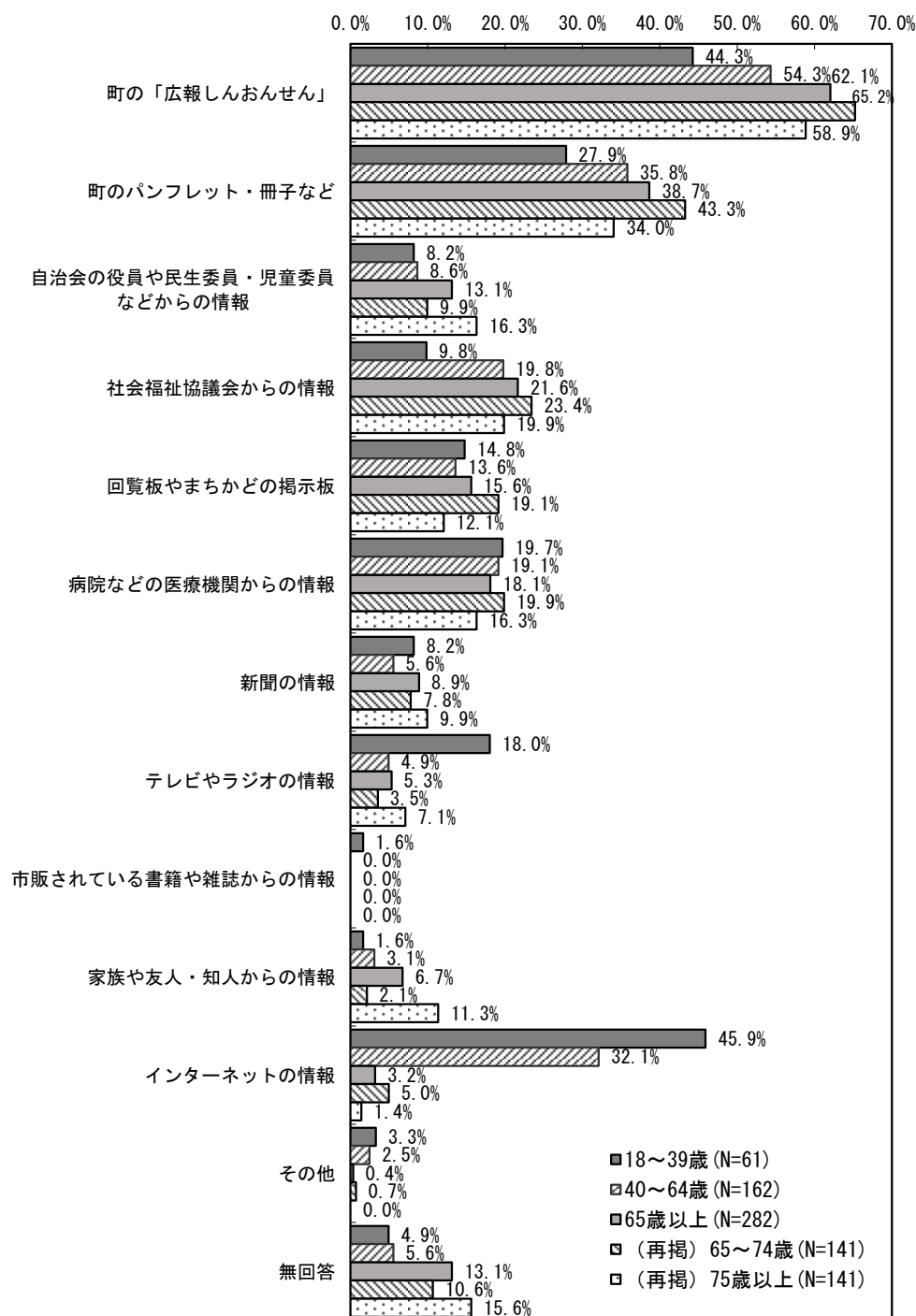
年齢区分別



③新温泉町の健康や福祉に関する情報提供の方法について、何をもっと充実させるべきか
 [問 33 あなたは新温泉町の健康や福祉に関する情報提供の方法について、何をもっと充実させるべきだと思いますか。
 (3つまで○)]

新温泉町の健康や福祉に関する情報提供の方法について、何をもっと充実させるべきかについて、年齢区分別にみると、年代が高いほど「町の『広報しんおんせん』」「町のパンフレット・冊子など」が高くなっています。一方で、「インターネットの情報」は、64 歳以下で高く、「18～39 歳」では 45.9%、「40～64 歳」では 32.1%となっています。

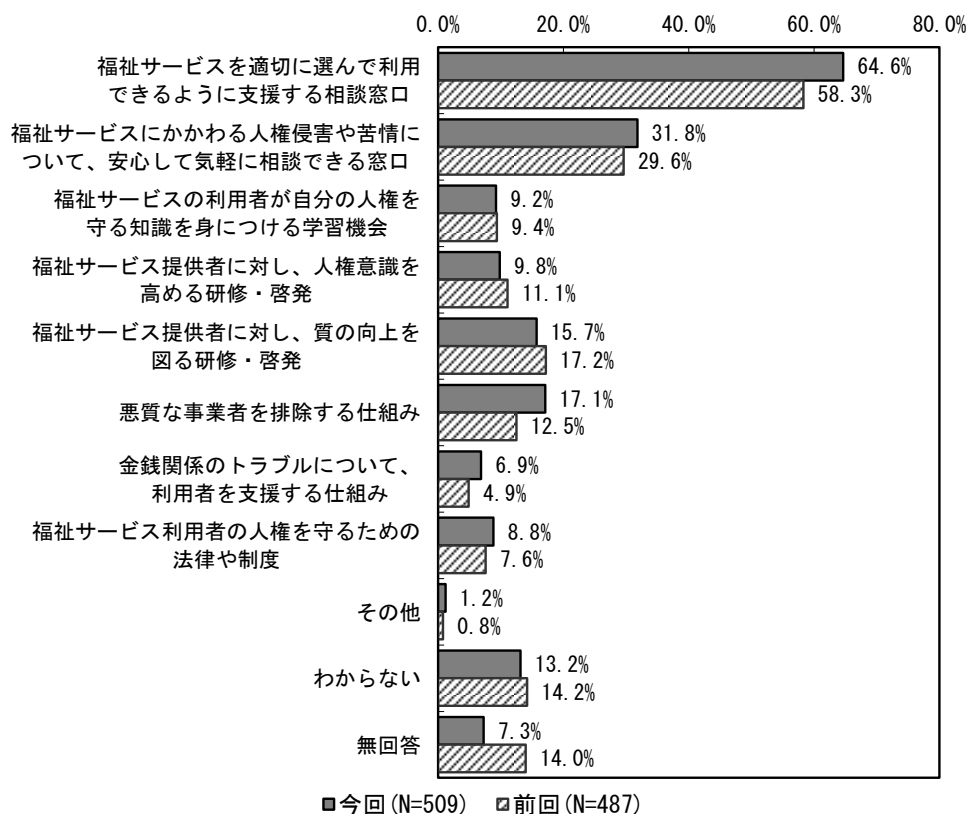
年齢区分別



④子育てや高齢者、障がいのある人に関するサービスを安心して利用できるようにするために充実させるべきこと

〔問 34 あなたは、子育てや高齢者、障がいのある人に関するサービスを安心して利用できるようにするため、どのようなことを充実させるべきだと思いますか。(3つまで○)〕

子育てや高齢者、障がいのある人に関するサービスを安心して利用できるようにするために充実させるべきことについてみると、「福祉サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口」(64.6%)が最も高く、次いで「福祉サービスにかかわる人権侵害や苦情について、安心して気軽に相談できる窓口」(31.8%)、「悪質な事業者を排除する仕組み」(17.1%)となっています。



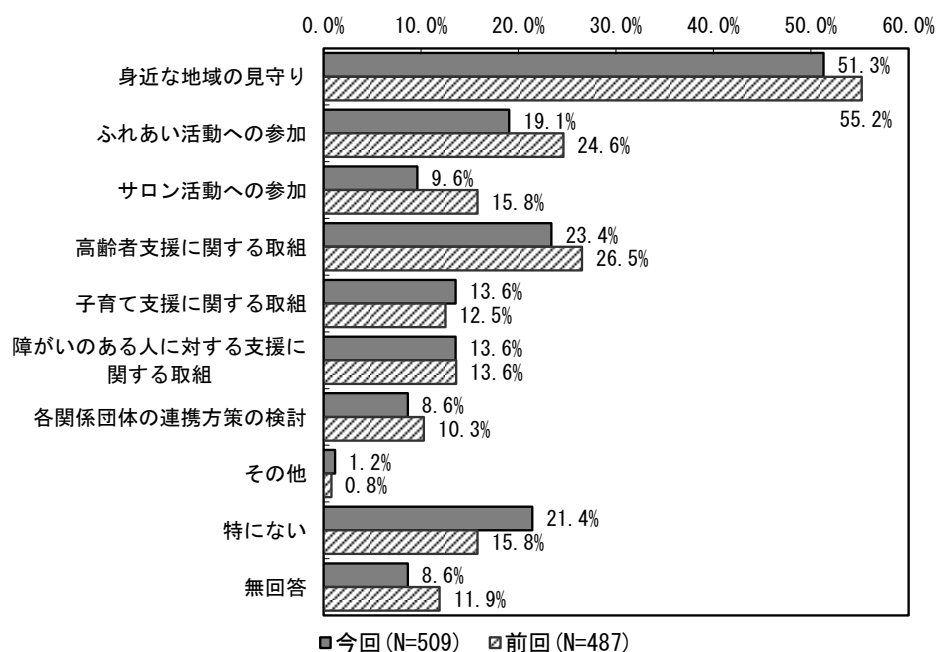
4) 地域における支えあいについて

①地域における支えあいの仕組みを構築するためにできる取組

〔問 35(2) あなたは、地域における支えあいの仕組みを構築するためにどのような取組をすることができますか。(あてはまるものすべてに○)〕

地域における支えあいの仕組みを構築するためにできる取組についてみると、「身近な地域の見守り」(51.3%) が最も高く、次いで「高齢者支援に関する取組」(23.4%) となっています。

前回の調査結果から比較すると、「サロン活動への参加」が 6.2 ポイント、「ふれあい活動への参加」が 5.5 ポイント減少しています。

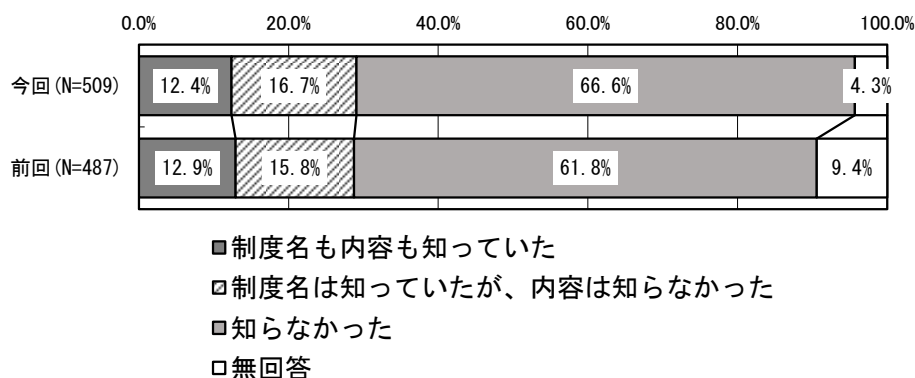


5) 避難行動要支援者登録制度について

①「避難行動要支援者登録制度」について知っているか

〔問 36(1) あなたは、「避難行動要支援者登録制度」について知っていますか。(1つだけ○)〕

「避難行動要支援者登録制度」について知っているかについてみると、「知らなかった」(66.6%) が最も高く、次いで「制度名は知っていたが、内容は知らなかった」(16.7%)、「制度名も内容も知っていた」(12.4%) となっています。

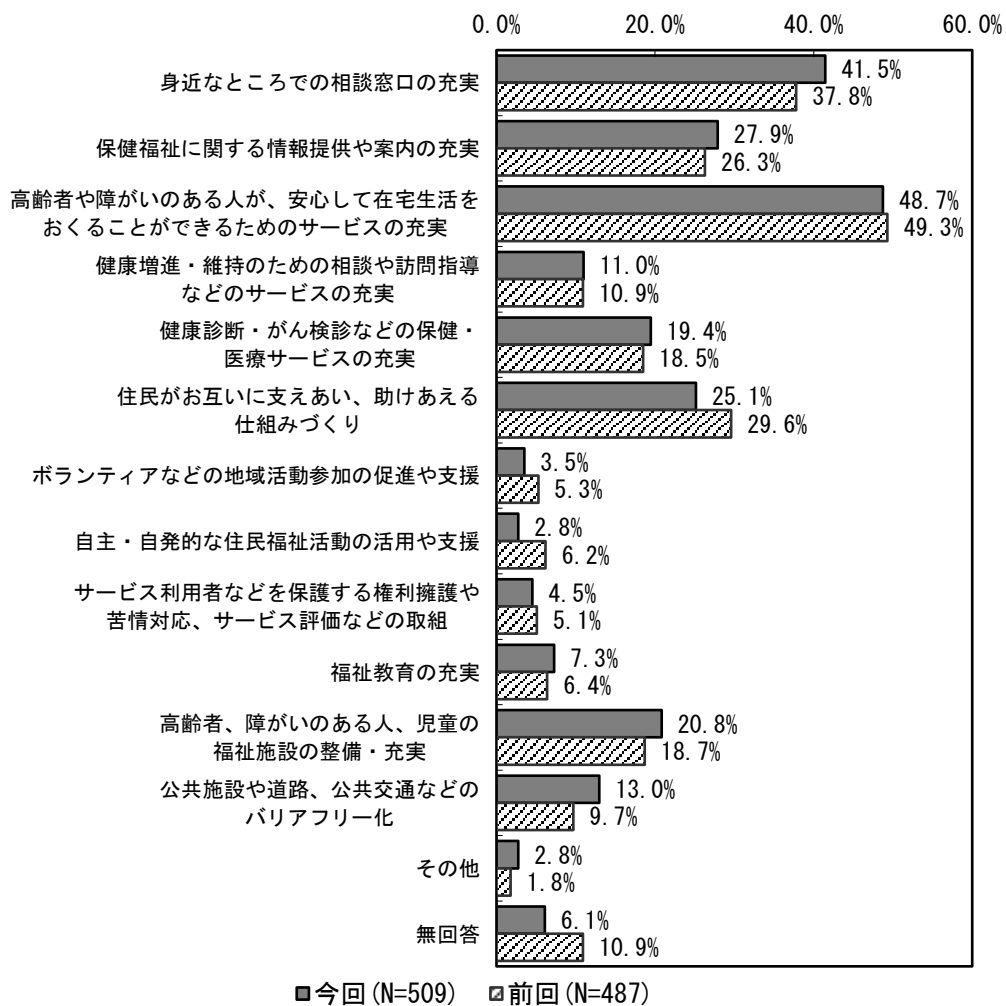


6) これからの新温泉町の健康・福祉について

①健康や福祉を充実していくうえで優先して取り組むべき施策

〔問 38 今後、新温泉町が健康や福祉を充実していくうえで取り組むべき施策として、どのようなことに優先して取り組むべきだと思いますか。(3つまで〇)〕

健康や福祉を充実していくうえで優先して取り組むべき施策についてみると、「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活をおくることができるためのサービスの充実」(48.7%)が最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」(41.5%)、「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」(27.9%)となっています。



3 団体アンケート調査結果からみる現状

1) 現在の活動の中で、地域での支えあいや助けあいに貢献できていることなど活動の成果

- 清掃活動や伝統継承を行い世代間の交流を図っているという意見が挙がっています。
- 子どもの見守り、声かけ活動や健康、防災等の学びを通じて地域のふれあいや助けあいを行っているとの意見も多く挙がっています。

ご意見

- 地区や集落ごとの組織や活動の支援をしている（地域活動の補助事業）
- 福祉団体や関係機関と協働する事で、受動的ではあるが貢献できている（民生委員はあくまでボランティア）
- グラウンドゴルフ大会を通じて健康面も含め仲間づくり、孤独化を防いでいる
- 各単位クラブで清掃活動、花づくり、小学生低学年の登下校時の見守りを行っている
- 「赤い羽根募金」を募っている
- 声かけ活動を行っている
- 地域の伝統を若い人達へ伝えている
- 健康や防災等について学ぶことで助けあいの精神を育んでいる
- 知的障がい者のグループホームの設立に伴う、地域住民への理解・協力を得る
- 地域住民の障がい者に対する理解と協力を得る活動を行っている
- 障がい等生きづらさを抱える方が、地域の安心で安全な居場所として、人とのふれあいや繋がりを感じていただける日々の関わりを実施している
- 唯一の社会参加の場として生産活動を通じて地域の方々のふれあいや達成感を感じてもらっている
- 生産活動の材料等は地域の方々のご厚意により寄付をいただき、障がいへの理解とともに事業への賛同をいただいている

2) 現在の活動の中で感じられる課題や問題点

●地域の参加者の減少や会員の高齢化により活動力の低下が課題として生じています。

ご意見
● 各地区、集落の人口減少により地域の活動が減少している
● 地域でのつながりが減っていることで互助という助けあいの精神が希薄化してきている
● さまざまな活動の参加人員が減少している
● 障がい者の高齢化や死去などにより会員が減少し、活動力が低下してきている
● 少子高齢化が進んでいる
● 直接体験する場が減少している
● 家族数が減少している
● 会員へ入会してもらえない
● 子どもや親が多忙で参加者が少ない
● 会員の高齢化が進み参加者が減少してきたため役員の選出に苦慮している
● 一部の地域住民の偏見と差別が根強くある
● 障がい者のグループホームが県下でもとり残されている
● 利用している大半の方は、近隣の方との日常会話やコミュニケーションがほとんどなく、災害時の避難訓練への参加や健康診断の受診ができていない
● 職員の人数、活動スペースの不足、運転手の不足

3) 今後の活動に向けて、取り組んでいきたいこと

- 近隣地区や集落との連携を図り課題や問題を共有していくという意見が多く挙がっています。

ご意見
● 近隣地区や集落と連携を図る
● 委員活動を通じて得た地域課題を共有する
● 関係機関に問題を提起する
● 会員増加のための活動を行う
● 障がい者に対して社会活動しやすい場面を作り参加意識を高めていく
● 第3次地域福祉推進計画を策定中
● 想定外の災害に備え防災や訓練を引き続き行う
● 郷土の歴史や文化伝統を若い人達に引き継ぎ住みよい町にしていく
● 差別や偏見のない町づくりを行っていく
● 人間として互いに対等な関係性でつながっていく相互的な関係の中で互いに学び成長できる場を作る
● 他施設の見学や意見交換会を行う

4) 今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

- 「人材・リーダーの育成をする」が7件と最も多く、次いで「若い世代への参加を呼びかける」が5件となっています。

内容	件数
人材・リーダーの育成をする	7
若い世代への参加を呼びかける	5
活動に関する情報を積極的に発信する	4
活動できる拠点や場所を整備する	3
活動に関する研修や講習会を開催する	2
その他	1

5) 地域での支えあいが積極的に行われるために、地域の団体や関係機関ができること

- 自治会や各団体等の横の連携の構築を推進して改善点や課題点を見つけていくべきという意見が多く挙がっています。
- 移動手段の確保など参加しやすい工夫をしていく意見も挙がっています。

ご意見

- 小さい組織（隣近所など）での人間関係づくりを啓発
- 自治会、地域のリーダー、団体（地縁団体も含め）などが指導的な役割を担い、地域住民による助け合いのシステムを構築する
- 介護予防に関する住民への周知
- 活動しやすいように移動手段の確保や参加しやすい企画の立案
- ネットワークの構築と計画の推進
- 地域で行う諸行事や会合等に快く参加できるように工夫する
- 社協としては町の計画と整合性を持たせた推進計画を策定し遂行する
- 各団体等が地域福祉計画に基づいた役割を考え、何ができるのかを見つけ出すことが必要
- 各団体、各委員、町内会長等が横の連携を密にする場をもつことが必要
- 地域活動支援センターとの連携を深め自由に居場所として利用できる場所づくり
- 地域で互いに支えあうための啓発的取組

6) 地域での支えあいが積極的に行われるために、住民ができること

- 地域の活動だけでなく隣人との関わり合いを深めて意識を高めていくという意見が多く挙がっています。

ご意見
● 隣近所も含め住民が互いに呼びかけあう
● 住民同士の繋がりを作る
● 地域コミュニティは共同体である事を認識してもらう
● 説明会、講演会等への参加
● 研修、交流などで相互の関係性を築き、意識を高めたりすることが重要
● 福祉に対する意識を上げるためにも積極的な参加を促す
● 障がい者に対する理解
● 地域の活動に関わりやすくするための環境づくり
● 生きづらさを抱える方から学び共に生きる共生社会づくり

7) 地域での支えあいが積極的に行われるために、行政がすべきこと

- 行政と団体との連携をさらに深めつつ職員の理解や共有できる体制づくりが必要という意見が挙がっています。
- 住民への情報開示と住民が相談しやすい環境づくりが求められています。

ご意見
● 組織づくりや活動をサポートすること
● 福祉計画の意味や意義の周知
● 研修や交流への参加をしやすいするための支援
● 住民、各種団体、行政との連携や協働を強固にする
● 職員同士の仕事の理解や共有できる体制づくり
● 「PDCA サイクル」で福祉課題を整理し、住民に情報開示する
● 健康福祉課と社協を中心に団体等との連携のとれる場をつくり共有する
● 行政や支援の内容を熟知している退職した職員を配置した「総合相談窓口」を設置する
● 障がい者の理解を深めるための研修等を増やす
● 福祉サービスを利用するための細やかな工夫や障がいに応じた参加利用ができる配慮を考える

8) 新温泉町の地域福祉を推進するためのご意見やご要望

- 高齢者や障がいのある人が安心して暮らしていけるような場所や体制づくりが必要という意見が挙がっています。
- 人口減少や高齢化が進む中での次世代の役員やリーダーの育成として若い世代の参加の促進、また正職員の担当者や専門職の参画などが求められています。

ご意見
● 人口減少と高齢化が進んでいるので、人口減少は避けられないとしても若者の参加を促すことが大切
● 困っている人が自ら声を上げない場合でも把握し、救いの手をさしのべることのできる体制づくり
● 高齢、障がいのある人、第3の居場所を求めている（必要な）人が集える場づくり
● 気軽に行ける居心地の良い場所をつくってほしい
● 地域福祉計画に占める社協の役割は非常に大きい。しかし、計画を全て遂行、達成するためには、人的資源や財源への更なるバックアップが必要である
● 正規職員の担当者を増やしてほしい。臨時職員に正規職員と同じ仕事をさせるのはおかしい
● 計画の点検、評価は年に1回位は実施し、福祉専門のアドバイザーに参加してもらったらどうか
● 次世代の役員、リーダーの育成に取り組んでほしい
● 健常者と障がい者がわけへだてなく暮らしていける町づくりに努力してほしい

4 第2次計画（平成30年度～令和3年度）の評価と検証

「第2次計画」では、3つの基本目標に沿って地域福祉を進めてまいりました。この度、改訂版策定にあたって、各項目に基づく施策・事業の進捗状況について庁内評価を行いました。また、地域福祉の現状について住民アンケートを行い、地域福祉にかかわる関係団体アンケートでは、地域福祉にかかる現状と今後の課題についてうかがいました。以上を踏まえ、基本目標ごとに課題を取りまとめました。

基本目標1 一人ひとりを認めあう「人づくり」

1. 啓発・広報活動の推進
2. 福祉学習の充実
3. ボランティア・担い手の育成

〈現 状〉

○行政・社会福祉協議会

（取組が進んでいること）

- ・ 計画の概要版の全戸配布、住民対象の地域福祉研修会での周知
- ・ 地区別生涯学習推進事業や高齢者大学での福祉教育・福祉学習、人権学習会等の定期的な実施
- ・ 介護予防サポーター養成、介護予防サポーターフォローアップ研修等の開催、いきいき百歳体操などの地域の集い場への参加・支援
- ・ ボランティア活動への参加についての情報提供
- ・ ボランティア協力校を指定し、年間を通した福祉学習の実施
- ・ 生活支援ボランティア「おたがいさん」の活動開始
- ・ 移動支援運転者養成講座の開催
- ・ 各種ボランティア講座、ボランティア交流会、チョボラ大作戦の開催、ボランティア紹介冊子の作成

（取組を進める必要があること）

- ・ 町ホームページや「広報しんおんせん」等での福祉関連の活動の紹介
- ・ 障がいのある人や高齢者など、誰もが情報を受け取って、読んだり、見たりできるような情報のバリアフリー化

○住民アンケート

- ・ 「広報しんおんせん」は健康や福祉に関する情報を得るためによく利用されており、さらなる情報提供の充実が求められている
- ・ 18～39歳では「インターネットの情報」の充実を求める声も多く、40～64歳でも多い
- ・ 知りたい情報について、18～39歳では「子育てについてのサービス情報」、65歳以上では「高齢者や障がいのある人についてのサービス情報」を挙げる人が多い
- ・ ボランティア活動は、前回調査に比べて「参加していない」が多い
- ・ ボランティア活動の必要性は認識されているが、忙しいため参加できないという回答も多い

○団体アンケート

- ・ 地域でのつながりが減っていることで互助という助けあいの精神が希薄化してきている

- ・ 少子高齢化に伴い、会員数が減少している
- ・ 高齢化に伴い、新規入会者や活動への参加者が減少している
- ・ 担い手不足、役員になる人がいない

《課 題》

- 「広報しんおんせん」による情報提供の充実
- 幅広い世代が情報収集できる情報ツールや情報のバリアフリー化
- 地域福祉の充実のため、庁内部署、福祉関係団体・事業者、企業との情報共有やネットワーク化が必要
- 急速に進む少子高齢化など、本町の課題を適切に踏まえた福祉教育・福祉学習の充実
- 住民が地域福祉活動に関心を持ち、地域課題を認識し、世代を超えて支えあう地域づくりが必要
- 介護人材不足、地域活動の担い手不足
- 本町のボランティア活動の好事例などの水平展開による参加促進
- ボランティア活動団体などの紹介

基本目標 2 みんなで支えあう「地域づくり」

1. 福祉課題を話しあう場の設置
2. 交流・ふれあいの場の充実
3. 福祉以外の分野との連携促進

《現 状》

○行政・社会福祉協議会

（取組が進んでいること）

- ・ 令和 3 年 2 月に「新しいコミュニティづくりの基本方針」を策定し、地域の実情に応じた課題に対応し、相互に補完しあいながら集落機能を維持できるよう、旧小学校区などを基本とした複数の集落で構成する地域運営組織づくりの取組を町全体で推進
- ・ 障がい者等の働く機会を提供する、人財・しごとセンターの設置に向け、1 地区で農作業を中心にモデル事業の実施
- ・ 通いの場・集いの場としてのいきいき百歳体操、サロンの設置
- ・ 地域意見交換会や住民懇談会の開催
- ・ 区・町内会ごとに福祉課題を話しあう場をつくり、解決に向けて協議・活動を行う地域ささえあい隊の活動の推進（17ヶ所設置）
- ・ 住民が集い、交流する場である「ふれあい・いきいきサロン」の活動支援

（取組を進める必要があること）

- ・ 関係者が集まっての地域の福祉課題への対応
- ・ 地域包括ケア推進会議の開催
- ・ 旧小学校区エリアでの協議体の設置
- ・ 地域福祉活動やボランティア活動への支援
- ・ 高齢者や障がいのある人の積極的な社会参加（コロナ禍における事業実施）
- ・ 地域課題に関する他機関や関係各課との連携体制の整備

○住民アンケート

- ・ 「支えあい・助けあう地域」の範囲は、「区、町内会という範囲」が最も多く、前回(H29)調査から変化していない
- ・ 地域での人とかかわりでは「いざという時のためにも隣近所を中心とした助けあいやつきあいを大切にしたい」が約5割で、年齢が上がるほど割合が高い

○団体アンケート

- ・ 地区や集落ごとの組織や活動の支援をしている
- ・ 福祉団体や関係機関と協働することで、受動的ではあるが貢献できている
- ・ 声かけ活動を行っている
- ・ 唯一の社会参加の場として生産活動を通じて地域の方々のふれあいや達成感を感じてもらっている
- ・ 生産活動の材料等は地域の方々のご厚意により寄付をいただき、障がいへの理解とともに事業への賛同をいただいている
- ・ 各地区、集落の人口減少により地域の活動が減少している
- ・ 直接体験する場が減少している
- ・ 近隣地区や集落との連携が図れていない
- ・ 地域課題の共有化が図れていない
- ・ 各団体が横の連携を密にできる場が必要

《課 題》

- 地域課題を解決するために、庁内関係課のさらなる連携、各関係機関、団体等で情報共有、課題検討する場の設置が必要
- 各会議体での検討課題を地域包括ケア推進会議につなげていく必要がある
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、通いの場への参加が困難な状況が生じており、新たな参加形態が求められている
- 急激な少子高齢化及び住民の価値観の多様化に伴う交流・ふれあいの場の在り方の検討が必要
- 福祉以外の分野との連携について、本町では農業分野との取組事例があるが、他分野においても場の確保が必要

基本目標3 すべての人が安心して暮らせる「まちづくり」

1. 気軽に相談できる体制の整備
2. 地域生活を支えるサービスの充実
3. 防災体制・防犯体制づくり
4. 人権擁護・虐待防止体制づくり

《現 状》

○行政・社会福祉協議会

(取組が進んでいること)

- ・ 令和2年12月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期の相談に対応
- ・ 高齢者、障がいのある人、子育て世代などへの相談の関係機関等との連携による実施、情報共有・支援
- ・ 高齢者見守り事業連絡会の開催、独居高齢者や高齢夫婦世帯等の見守り訪問の継続

- ・ 新温泉町自殺対策計画に基づき、若年層に対する支援の強化
- ・ 放課後児童クラブの早朝受入れ及び学校からクラブへの移送サービスの開始
- ・ 障がいのある人の自立した生活を支援するため、町内外の事業所の併用による、福祉サービスの充実
- ・ 令和3年12月に基幹相談支援センターを設置
- ・ 町民バス路線の利便性向上と効率化の検討、町民タクシー事業の利便性向上
- ・ 平成30年12月に社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を締結
- ・ 地区と個人情報の取り扱いに関する協定の締結を行い、避難行動要支援者名簿を提供
- ・ 防犯カメラ設置補助金交付要綱を制定し、防犯カメラ設置に対する補助金を交付
- ・ 予約不要の心配ごと相談を社会福祉協議会で実施
- ・ 令和2年10月に生活支援ボランティア「おたがいさん」の組織化を図り、活動支援を開始

（取組を進める必要があること）

- ・ 浜坂地域の公立認定こども園の整備
- ・ マスコミを積極的に活用した福祉サービスや先進事例の情報提供
- ・ 成年後見制度について、広報への掲載や出前講座等でのちらしの配布等による周知及び利用促進
- ・ 生活困窮やひきこもり等、制度の狭間にある人の実態把握

○住民アンケート

- ・ 民生委員・児童委員の認知度について、18～39歳で「そういう人がいることを知らない」と答えた割合が高い
- ・ 成年後見制度の認知度について、「知らない」が約4割、18～39歳では約6割となっている
- ・ サービスを安心して利用できるようにするために、相談できる窓口を充実させるべきとの声が多い
- ・ 1割以下であるが虐待を見聞きしたことがあり、その約3割は通報・連絡をしていない
- ・ 災害時に重要となる「避難行動要支援者登録制度」を「知らない」が約7割となっている
- ・ 社会福祉協議会の活動内容がわからないとの声が挙げられており、特に18～39歳では5割を超えている

○団体アンケート

- ・ 健康や防災等について学ぶことで助けあいの精神を育んでいる
- ・ 困っている人が自ら声をあげなくても、救いの手をさしのべることができる体制づくりが必要
- ・ 障がい者等に対する理解を深める必要がある

《課題》

- すべての年齢に対して相談窓口の周知・啓発の実施や庁内連携が求められている
- 相談できない方、相談に来られない方への支援として、さらなる見守り体制の強化と訪問体制の確保が必要
- 人口減少の一方で、求められるニーズは多様化しており、相談に携わる専門職のさらなる実践力の向上、関係機関、多職種との連携強化が必要
- 町内に障がい者グループホームの整備が必要
- 利用実態に合わせた町民バス、町民タクシー制度及び福祉タクシー助成事業のあり方を検討し、公共交通の問題を町全体の問題として考える必要がある
- 急激な少子高齢化に伴う、地域防犯体制継続のあり方が求められている

- 虐待防止に関する新たな啓発方法の検討
- 生活困窮やひきこもり等、制度の狭間にある人の実態把握
- 高齢化に伴う地域の担い手不足
- 介護人材の不足
- 認知症高齢者や一人暮らし世帯などの増加に伴う見守り対象者への対応

5 新温泉町における主要課題

本計画の策定にあたっては、3つの主要課題が挙げられます。

1) ボランティア・担い手の育成

住民アンケートでは、若い世代における民生委員・児童委員、福祉委員や社会福祉協議会の活動内容に対する認知度が低く、地域活動の参加に対する意識も低いことがわかりました。また、団体アンケートでは、少子高齢化に伴う会員数の減少や担い手の不足も課題として挙げられています。若い世代の関心のある活動への呼びかけにより、地域活動への参加を促すとともに、福祉関係機関・団体の活動に関する情報提供を各世代の情報入手方法に合わせてさらに強化していくことが求められています。

本町では、福祉教育等を通して、小・中学生が障がいのある人や高齢者等、さまざまな人とふれあう機会を提供しています。将来的に担い手となれるような仕組みづくりを充実させることで、いずれ担い手として地域福祉活動に参画する人が増えていくことが期待されます。また、本町では地域づくり活動の取組が進んでいる地区もあり、町全域への展開が求められています。

2) 団体間のネットワークの構築

本町では、民生委員・児童委員、福祉委員等、福祉関係機関・団体の活動により、地域の見守り活動をはじめとする地域福祉活動が行われています。しかし、福祉関係機関・団体の情報共有の場が確立されていないため、情報共有の場づくり及びネットワークの構築が課題となっています。

また、本町でも少子高齢化は急速に進んでおり、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯等、高齢者のみの世帯が増加しています。福祉関係機関・団体が中心となり、住民を巻き込んだ地域全体での見守り活動や日頃の小さな困り事・不安に対して、支えあい・助けあうことのできる体制づくりが求められています。

3) まち全体で支える仕組みづくり

住民アンケートでは、健康や福祉を充実していくうえで優先して取り組むべき施策として、身近なところでの相談窓口の充実が高くなっています。本町では、相談窓口の連携体制を充実させるなど、相談支援体制の強化に取り組んできましたが、引き続き、相談支援体制の充実に取り組むとともに、事業に関する情報提供や周知・啓発をより一層推進する必要があります。

また、平成27年に「生活困窮者自立支援法」の施行、令和2年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正」の施行など、経済的な孤立だけではなく、人間関係の希薄化・孤立化を背景とした、子どもや高齢者、障がいのある人の貧困・ひきこもり、家庭や施設での子どものしつけに際して体罰を加える等、みえにくい課題への対応が求められています。社会的に弱い立場にある人にも目を向け、地域に暮らすすべての人が安心して住むことができるまちづくりが必要です。

第 3 章 計画の目指す方向性

1 基本理念

第2次新温泉町総合計画のまちづくりの基本方針のひとつである「みんなで支えあう絆のあるまち」の実現を目指し、本計画においては、「第1次計画」の考え方を継承し、さらに地域のつながりを深める施策を推進するため、以下の基本理念を掲げます。

地域に暮らす一人ひとりがお互いに支えあい、
安心していきいきと暮らせるまち

地域福祉の実現のためには、地域に暮らす住民一人ひとりの力と、行政、福祉サービス提供事業者、ボランティア団体、NPO、地域組織等さまざまな主体の積極的な参加が重要です。それぞれの役割を認識し、地域に暮らす子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をお互いに認めあい、支えあうことですべての人が安心していきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

2 新温泉町地域福祉ネットワークの構築

地域住民が一丸となって取り組むまちづくりを実現するために、「新温泉町地域福祉ネットワーク」の構築を推進します。「新温泉町地域福祉ネットワーク」とは、それぞれの団体、行政、区・町内会が行っていることを連携させることで、横のつながりを充実させるための体制です。

区・町内会、旧小学校区、中学校区、町全体で、それぞれの活動内容や課題を共有する場として会議体を設置します。これらの会議の場において、それぞれの団体・組織が抱えている課題や情報の共有を図り、課題解決に向け、連携・協働を推進するための体制を構築します。

＜新温泉町地域福祉ネットワークイメージ図＞

（関係機関・団体）

- 新温泉町役場（関係各課）
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 新温泉町障がい者自立支援協議会
- 民生委員児童委員協議会
- すこやかクラブ連合会
- 自治連合会
- 消防団等
- 防犯協会等
- 青少年育成推進協議会、要保護児童対策協議会等
- 公立浜坂病院等 等

（会議内容の例）

〔町全体の政策課題について〕

生活支援サービスを受ける機会がない。サービスの充実を図るためには？ 等

連携

連携

- 社会福祉協議会
- 各旧小学校区の地域ささえあい会議代表者
- 各地域民生委員児童委員会
- 各地域すこやかクラブ連合会
- 各地域自治連合会
- 福祉関係事業者 等

〔浜坂地域、温泉地域のそれぞれの課題について〕

高齢者の集いの場の活動をより活発にするためには？ 等

連携

連携

- 各区・町内会の地域ささえあい隊代表者等

〔区・町内会では解決できない課題について〕

子どもが安全に通学できるようにするためには？ 等

連携

連携

- 区長・町内会長
- すこやかクラブ
- 消防団員
- 地域住民
- ボランティア
- 民生委員・児童委員
- 民生・児童協力委員
- 福祉委員
- サロン等の活動者等

最近、お隣さんが買い物や外出に苦労しているみたい。地域でできることは？ 等

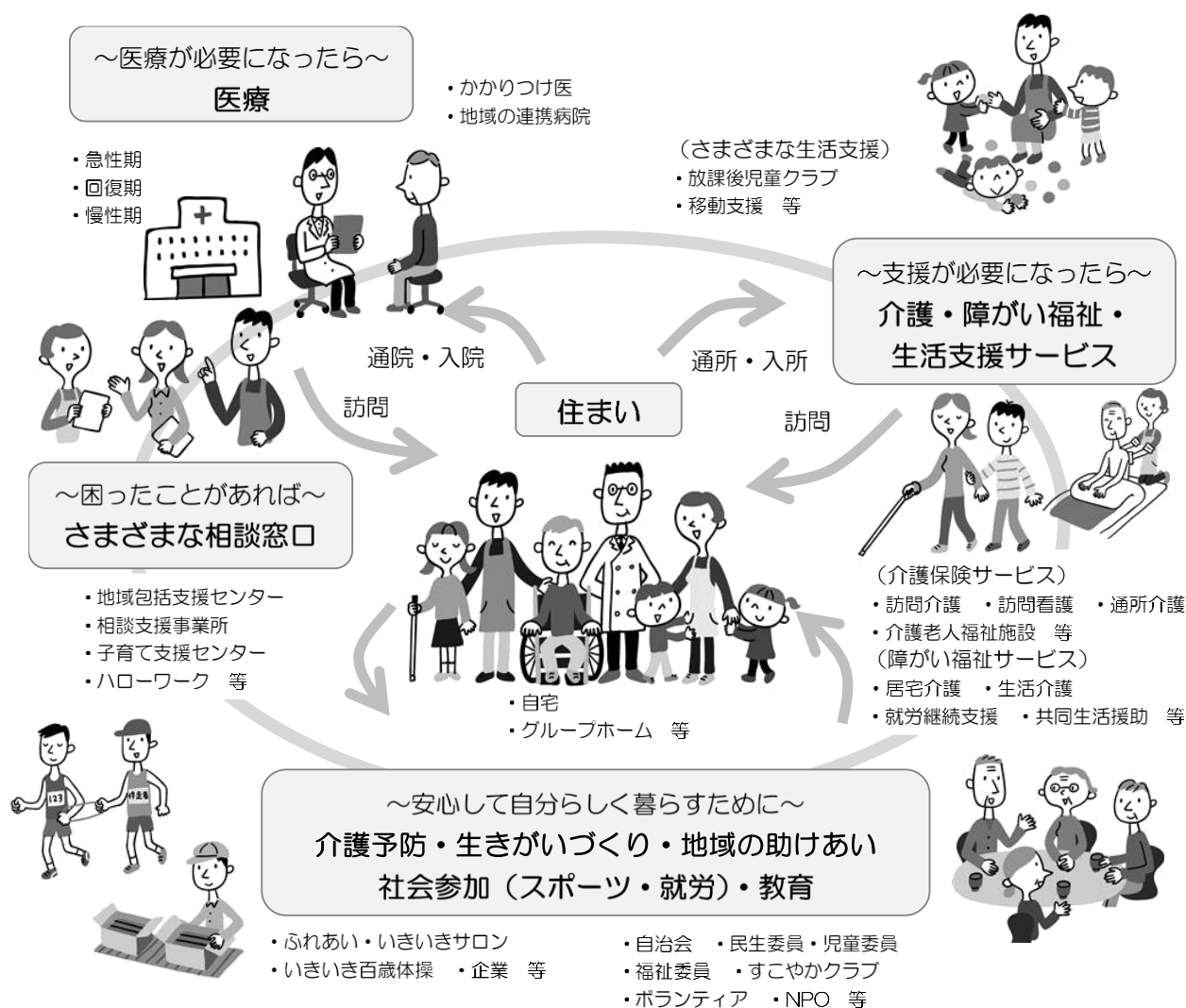
〔区・町内会等、身近な地域での課題について〕

3 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組みのことです。団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据えて、国全体で地域包括ケアシステムの構築が進められています。

本町では、地域包括ケアシステムのさらなる進化・推進に向け、地域ケア会議の開催による高齢者個人への支援の充実や介護・医療の連携促進、地域包括支援センターの体制強化による切れ目のないサービスの提供や相談支援体制の強化を推進しています。ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、今後は、これらの取組をより一層充実させていくことが求められます。

また、地域には、高齢者だけでなく、障がいのある人、子育てをしている人、悩みを抱えた若者、生活困窮者等、さまざまな支援を必要としている人々が暮らしています。誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続し、その人にあった支援を受けることができるよう、新温泉町版地域包括ケアシステムの構築を目指します。さらに、支援を受けるだけでなく、地域に暮らすすべての人がお互いに支えあい、支援する立場として活躍できる地域づくりを推進します。



4 基本目標

本計画では、計画の基本理念である「地域に暮らす一人ひとりがお互いに支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」の実現を目指し、「第2次計画」の平成30年度から令和3年度の進捗状況や住民アンケート、団体アンケート等の意見を踏まえて、次の3つの基本目標を設定します。

1) 一人ひとりを認めあう「人づくり」

地域で安心していきいきと暮らせるまちを実現するためには、住民の地域福祉への参加が不可欠です。年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての人がお互いの人権を尊重し、支えあい・助けあうことのできる「人づくり」を目指します。

2) みんなで支えあう「地域づくり」

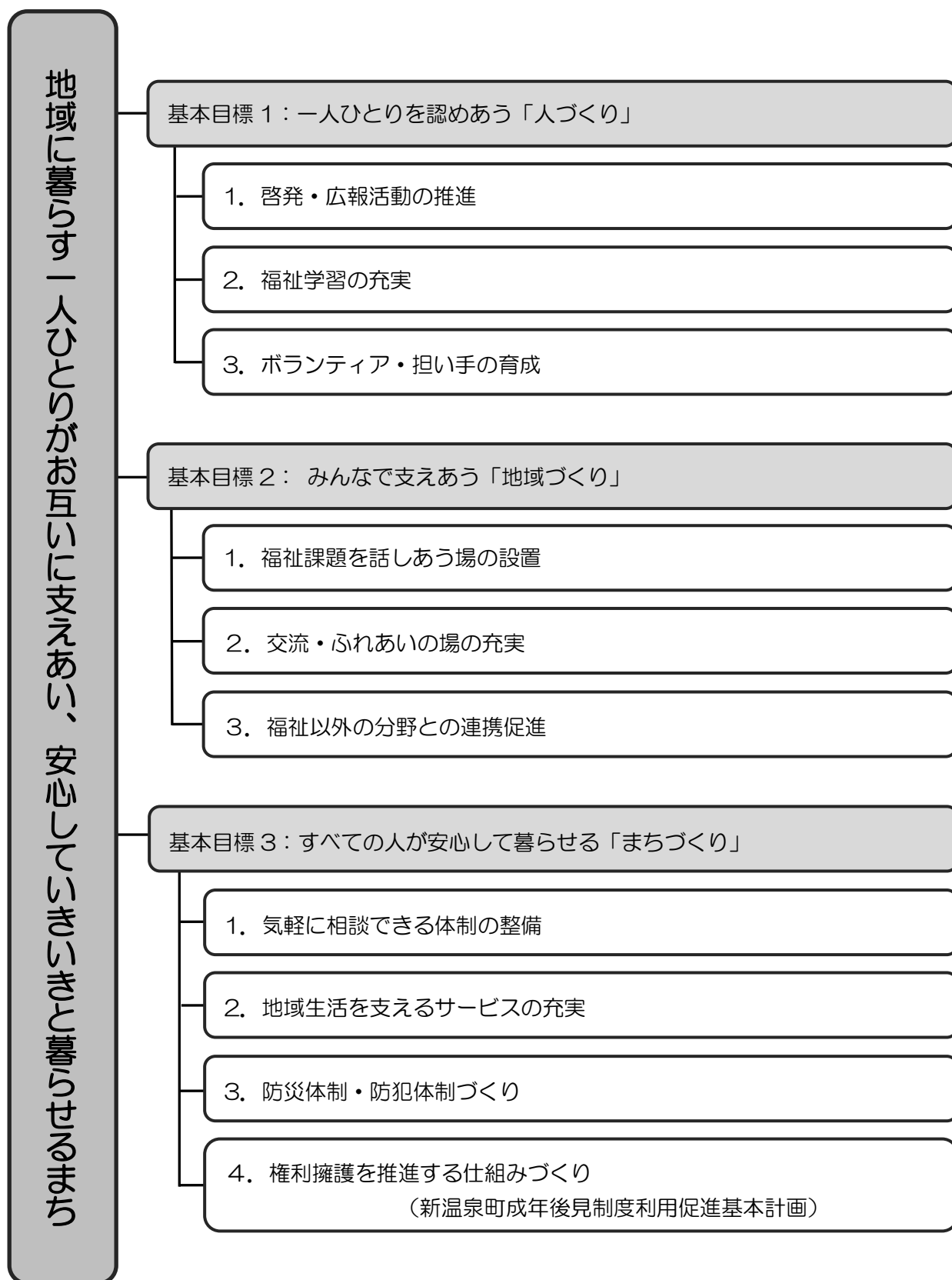
福祉課題やニーズの多様化に対応するために、住民や地域活動団体、社会福祉協議会、行政等、地域福祉にかかわる団体・組織が、それぞれの活動内容や課題を共有し、お互いに連携・協働するとともに、高齢者や障がいのある人も互いに支えあう地域社会の一員として社会参加することで、みんなで地域課題を解決できる「地域づくり」を目指します。

3) すべての人が安心して暮らせる「まちづくり」

高齢者、障がいのある人、子育て中の人、子ども、働く世代等、地域に暮らすすべての人々が安心して生活できるよう、福祉サービスの充実や相談支援体制の強化に取り組みます。また、虐待防止の取組や、成年後見制度等の権利擁護、生活困窮者支援や子どもの貧困対策等の支援体制を構築・充実することで、高齢者や障がいのある人、子ども等、社会的に弱い立場にある人が社会から排除されることのない「まちづくり」を目指します。

5 施策の体系

計画の基本理念を実現するための、施策の体系は次のとおりです。



第4章 施策の展開

地域福祉を推進するためには、住民・地域・社会福祉協議会・行政がそれぞれの地域福祉活動を充実させるとともに、お互いに連携することが重要です。これらの視点に立ち、以下の施策を展開します。

基本目標1 一人ひとりを認めあう「人づくり」

行動目標1 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

地域福祉への関心を高めるためには、きっかけとなる情報提供を充実させることが大切です。

活動に参加している年代をみると、年齢層の高い世代の地域福祉活動への参加はみられるものの、若い世代の参加が少ない状況となっているため、若い世代への呼びかけを強化する必要があります。

まずは地域福祉に関心を持ってもらえるよう、各世代に興味・関心のある活動への参加を促す取組を進めるとともに、地域で活動している団体・機関と連携しながら、地域活動やボランティアに関する情報の積極的な提供・共有が必要です。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○町のホームページや「広報しんおんせん」、回覧板・CATV等を通し、地域福祉活動に関する情報を積極的に集めよう ○集めた情報は積極的に友人や近隣に伝えよう
地域	互助 ・ 共助	○ボランティア団体等は自分たちの活動内容や活動情報を積極的に発信しよう
社会福祉協議会		○本計画の概要版を用い、計画の周知を行う ○福祉関係機関・団体や登録グループ等との連携を図り、ボランティア講座の開催やボランティア募集等の情報共有を進める

主体	区分	取組内容
行政	公助	○本計画の概要版を用い、計画の周知を行う ○社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員・児童委員等の福祉関係機関・団体の認知度を高めるため、町のホームページや「広報しんおんせん」、回覧板・CATV等において、それらの団体活動を積極的に広報する ○住民相互の「自助意識」や「共助意識」の高揚を図るため、支えあいの仕組みづくりの必要性について、町のホームページや「広報しんおんせん」、回覧板・CATV等を積極的に活用し、啓発する ○行政による福祉施策の情報や各分野で提供されているさまざまな福祉サービスの情報について、情報内容の充実や情報提供の迅速化、情報のバリアフリー化（視聴覚に障がいのある人等、情報弱者への配慮）を図りながら、町のホームページや「広報しんおんせん」、回覧板・CATV等の多様な媒体と手法を活用して広報活動を充実させる ○ひとりでも多くの住民が地域福祉活動に参加できるよう、町で実施しているさまざまな活動について、実際に活動している人の声を掲載するなど、より多くの人に関心を持ってもらえるような工夫した広報活動に努める ○広報誌等の作成に当たっては、読みやすく、重要なポイントがわかりやすい紙面づくりに努める

行動目標2 福祉学習の充実

【現状と課題】

地域福祉とは、地域におけるすべての人々の「幸福」を実現するために、あらゆる主体がお互いに協力し、課題解決に取り組むことです。地域のさまざまな課題を他人事ではなく、「我が事」として捉えるためには、地域に住んでいる子どもや高齢者、障がいのある人、外国人等、すべての人を地域の大切な存在として尊重する必要があります。

本町においては、教育機関だけでなく、福祉関係機関・団体や家庭等が連携し、福祉学習を進めています。「福祉の心」を育むためには、子どもの頃からあらゆる場で福祉学習を受けることができる環境を整備することや、子どもから大人まで年齢を問わず、誰もが福祉学習に取り組むことができる機会や場を提供することが重要です。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○地域福祉の大切さや、ご近所や地域での支えあいの大切さについて、町のホームページや「広報しんおんせん」、福祉関係機関・団体が発信する情報から学ぼう ○高齢者や障がいのある人等、配慮が必要な人への理解や手助けをしよう ○家庭において福祉学習を実践しよう
地域	互助・共助	○地域組織や住民活動グループ等の福祉関係機関・団体が、現場における現状や課題を伝えるなど、話しあいや学習の場を通して、より充実した福祉学習を実践しよう
社会福祉協議会		○子どもの頃から福祉に関心を持てるよう、小・中・高校生を対象としたボランティア体験学習や福祉学習の充実を推進する ○認定こども園、学校、福祉関係機関・団体、一般企業等、主体や世代を問わず、体験学習、施設でのボランティア等、福祉にふれる機会を提供する ○福祉関係機関・団体等が実施している福祉学習を支援する

主体	区分	取組内容
行政	公助	○学校教育において、福祉ボランティアや福祉関係機関・団体と連携した実践的な福祉教育、障がいの疑似体験、施設体験学習等を行い、福祉教育の充実を図る ○今後更なる急激な高齢化に備え学習内容の見直しを行い、関係機関と連携し、学校や地区公民館を核とした地域での学習機会、情報提供の継続と拡充を図る ○地域の人材を講師として活用した授業の展開や福祉施設の訪問等、家庭・学校・地域が連携したボランティア活動や、認定こども園、学校等において高齢者や障がいのある人との交流活動を通じ、地域ぐるみで「福祉の心」を育む教育活動を推進する ○生涯学習とまちづくりが密接に連携する社会づくりを目指して、小学校区ごとに、住民を対象とした学習機会や情報提供を拡充するとともに、町内関係機関と連携し福祉学習の充実に努める ○毎年8月の人権啓発強調月間において、関係機関・団体と連携し、街頭パレードや人権学習会を実施するとともに、町人権啓発推進委員会等で、関係機関・団体より幅広く意見をいただき、啓発効果を検証しながら推進する ○家庭において親から子へ福祉学習を实践できるよう、次世代の健全な教育を目指す講座・学習の機会を充実するとともに、福祉学習のパンフレットを作成し、活用を促進する

行動目標3 ボランティア・担い手の育成

【現状と課題】

地域福祉にかかわる課題は複雑化・多様化しており、同時に地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、ボランティアをはじめとする地域住民にも多くの役割が求められています。

しかし、人口減少や高齢化に伴い、地域福祉活動を支える団体・機関において、「担い手の不足」が共通する課題となっています。また、ボランティアセンターの職員等、担い手を育成する人材も不足しています。より多くの住民が地域福祉活動に参加し、地域全体で支えあう体制がつかれるよう、担い手やリーダーの育成ができる体制の強化が必要です。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○区・自治会や子ども会、すこやかクラブ等の活動に目を向け、積極的に参加しよう ○高齢者や退職者等は、今までに培った知識や技術、経験等を活かして、地域活動に参加しよう ○区・自治会活動の企画運営に若者が参加しよう ○子ども会の企画運営に子どもが参加しよう
地域	互助・共助	○区・自治会やボランティア、福祉施設、福祉関係機関・団体等は、日頃から地域に目を向け、住民として何ができるかを考えよう ○参加意向の低い人へボランティア活動への参加を促そう ○地域福祉活動への参加について、きっかけづくりや機会の増加を進めよう ○本町内で取組が始まっているボランティア活動を学び、地域に展開しよう

主体	区分	取組内容
社会福祉協議会	互助・共助	○住民や団体、学校等に対してボランティア活動への参加を呼びかける ○地域ささえあい隊の全地区での設置を目指し、地域ささえあい隊の周知と担い手の確保に努める ○全地域に福祉委員を設置し、見守り体制の充実を図る ○地域との意見交換会や福祉委員の研修会等を通して、福祉委員の役割の明確化や周知を図る ○ボランティアやNPOの活動や組織についての情報を収集し、社協便りやホームページ等を通して、情報提供の充実を図る ○ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、拠点づくりに向けた整備を進める ○住民同士が気軽に支えあうことができる、有償の相互援助活動の仕組みをつくる ○団塊の世代を対象にした各種講座を実施するなど、地域福祉活動に参画したい人と福祉関係機関・団体をつなぐコーディネート機能の強化に努めるとともに、各世代を対象とした各種講座の実施を検討する ○高齢者や障がいのある人等の外出や移動を支援するボランティアを育成する ○地域の行事や交流の場を通して、担い手となる人材を発掘する
行政	公助	○民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員への研修内容等の充実を図るとともに、ニーズ把握活動を支援する ○専門的な能力や特技を持った多様な人材や、企業等で活躍した退職者、主夫・主婦等が気軽に、より積極的に地域福祉活動に参加できる環境をつくる ○社会福祉協議会のボランティアセンター、シルバー人材センター、自治会等と連携し、高齢者や障がいのある人等に生きがいづくりの機会を提供するとともに、地域社会の一員としていきいきと活動に参加し、その能力を活かすための取組を推進する ○町内のボランティア活動の事例について、全域への展開を推進する ○介護人材の確保のため、介護事業所と連携し、事業所の魅力や取組等の情報発信を推進する ○介護人材の確保のため、事業所向けの支援を検討する

基本目標２ みんなで支えあう「地域づくり」

行動目標１ 福祉課題を話しあう場の設置

【現状と課題】

地域の福祉課題や支援ニーズの多様化により、ひとつの団体・組織では対応しきれない事例が増加しています。

本町では、民生委員・児童委員等の福祉関係機関・団体が地域福祉活動を担っていますが、それぞれが把握している課題を共有し、検討する場がない状況です。

まずは地域ごとに課題を把握し、さらに町全体でその課題の共有・解決に取り組むことができるよう、「新温泉町地域福祉ネットワーク」を構築していくことが重要です。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○地域の小さな困り事・課題を地域で活動する団体・組織に伝えよう
地域	互助・共助	○区・町内会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、すこやかクラブ、子ども会、PTA、婦人会等は連携・協力を進め、情報共有を積極的に行おう
社会福祉協議会		○地区懇談会にて、情報交換を行う ○区・町内会ごとに福祉課題を話しあう場をつくり、解決に向けて協議・活動を行う地域ささえあい隊の活動を推進する ○旧小学校区ごとに地域の活動・課題を共有する「(仮) 地域ささえあい会議」の開催を推進する ○中学校区ごとに各旧小学校区の「(仮) 地域ささえあい会議」代表者や自治連合会等が定期的に課題を共有できる場として「(仮) 校区ネットワーク会議」の開催を推進する ○町全体で、地域の活動・課題を共有する「(仮) 新温泉町地域福祉ネットワーク会議」の開催を推進する ○生活支援コーディネーター※ ⁹ による地域の課題解決に向けた活動への支援を行う
行政	公助	○職員が地域に出向く「出前講座」等を実施し、住民に対する情報提供を行う ○民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、自治会関係者等、地域福祉を支える福祉関係機関・団体への情報提供の充実を図る ○社会福祉協議会が策定する「新温泉町地域福祉推進計画」との整合を図るとともに、事業内容の検討及び施策の推進に協働で取り組む ○旧小学校区などを基本とした複数の集落(区・町内会)で構成する地域運営組織づくりの取組を町全体で推進する ○生活支援コーディネーターの活動について周知する ○生活支援コーディネーターによる地域活動の支援体制整備を進める

主体	区分	取組内容
行政	公助	○機能別・課題別の地域ケア会議※¹⁰で整理した情報や課題を、政策形成へつなげるための会議体として、「地域包括ケア推進会議」※¹¹を実施する ○新温泉町障がい者自立支援協議会において、福祉関係機関・団体等と情報共有や連携を図ることで、地域で生活する障がいのある人の自立を支援する ○地域のさまざまな課題を解決するために、健康福祉課をはじめ、こども教育課・総務課・企画課・農林水産課・建設課・町民安全課・上下水道課・人権推進室・地域振興課等、庁内の関係各課と連携し、情報共有・協働体制を確立する ○社会福祉協議会や福祉関係機関・団体と連携し、「新温泉町地域福祉ネットワーク」の構築を進め、地域課題の解決に取り組む

※9 生活支援コーディネーターとは

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者のことです。

※10 地域ケア会議とは

民生委員・児童委員や区・町内会等の福祉関係機関・団体、社会福祉士・保健師をはじめ、専門的視点を有する多職種が連携し、高齢者一人ひとりに対する支援の充実と、それを支える社会基盤の構築を同時に推進することを目的とした「地域包括ケアシステム」を実現するための重要な手法です。

地域ケア会議には、以下の会議があります。

- ・個別支援会議：利用者の個別支援
- ・ケアマネジメント支援会議：介護支援専門員の支援
- ・自立支援型ケアプラン会議：介護予防に資する個別支援
- ・認知症対策会議：認知症支援対策の検討
- ・医療介護連携会議：医療介護の連携・対策の検討
- ・地域包括ケア推進会議：地域課題の検討・政策化へ向けた検討

地域ケア会議が持つ5つの機能（「個別課題の解決」「ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」「政策の形成」）を十分に発揮し、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、地域ケア会議で出された個別課題、地域課題を整理・分析し、社会基盤の整備につなげられるよう取り組んでいます。

※11 地域包括ケア推進会議とは

地域ケア会議（個別支援会議、ケアマネジメント支援会議、自立支援型ケアプラン会議、認知症対策会議、医療介護連携会議）で検討された情報や課題を整理し、全町の高齢者が共通して抱える課題の解決に向けた検討を行うための会議です。

行動目標2 交流・ふれあいの場の充実

【現状と課題】

住民の地域福祉活動を推進するためには、地域であらゆる人々が交流できる場や機会の充実が欠かせません。子どもや大人にかかわらず、地域に暮らす高齢者、障がいのある人、外国人等、あらゆる人々が相互に交流し、「福祉の心」を育む機会づくりが必要です。

本町では、グラウンドや体育館の開放等により、住民が交流できる場の提供を行っています。今後は、利用者の声を取り入れて取組の充実を図るとともに、空き家の活用等によって交流の場を確保し、より多くの人の交流を促すことで、地域での関係性づくりの向上を図ることが重要です。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○ご近所とあいさつをしたり、日頃からの声かけを行おう ○地域で開催されるイベントに友人・近隣と誘いあって参加しよう
地域	互助 ・ 共助	○空き家や地域の公民館等を利用し、高齢者や子ども、障がいのある人等が集える場の拡充を図ろう ○地域の人を集め、「いきいき百歳体操」を実施しよう ○「茶話会」を開催し、交流する場をつくろう ○地域でイベントを企画し、開催しよう ○高齢者の生きがいづくりや障がいのある人の自立支援に向けて、遊休農地等を活用した農園活動や農業体験を通じた交流を進めよう
社会福祉協議会		○住民が交流できる場や福祉関係機関・団体が活動できる場に関する情報を集約し、情報を提供する ○住民が集い、交流する場である「ふれあい・いきいきサロン」を推進するため、活動支援を行う ○認知症のご本人やご家族が気軽に集い、交流できる場として、認知症カフェを温泉地域にも開設し、さまざまな世代の人が交流できるコミュニティカフェとしての活用も目指す ○寄附食品等の配分により、地域食堂などの食を通じた地域の居場所への支援を行う

主体	区分	取組内容
行政	公助	○住民の体力向上と仲間づくりを図ることを目的として、「いきいき百歳体操」の全地区での実施を推進する ○地域福祉活動やボランティア活動、情報交流の拠点整備を図るとともに、施設の利便性を高める支援を行う ○学校施設の開放や福祉施設等、既存の公共施設の情報を収集し、有効活用に努める ○高齢者や障がいのある人の生きがいと積極的な社会参加を促進するため、県内や近隣市町の住民・ボランティア及び学校・園、児童・生徒等との交流事業の充実に努める ○子どもの社会性や協調性を養うために、同年齢の子ども同士だけでなく、年齢の異なる子どもたちが一緒に文化・スポーツやレクリエーション活動等を気軽に楽しめる異年齢・多世代による交流事業を充実する ○誰もが参加しやすい行事等を企画する ○今後、整備する公共施設については、「福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化を推進する ○認知症、障がい、ひきこもり、不登校、生活困窮等の課題を抱える人やその家族が孤立しないよう、誰でも参加できる多世代交流の場（地域食堂等）や多様な活躍の場等、居場所づくりを支援する

行動目標3 福祉以外の分野との連携促進

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少により生じるさまざまな課題は、福祉分野だけでなく、あらゆる分野の課題が複合的に関係しています。

それぞれの分野で活動を行うだけでなく、行政の横の連携はもとより、地域で活動する団体同士の情報共有及び連携を促進するなど、町全体で課題を解決する体制づくりが必要です。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○地域での小さな悩み・困り事は、団体の分野にかかわらず、身近な団体に相談してみよう
地域	互助 ・ 共助	○福祉分野の活動機関・団体だけでなく、あらゆる分野の団体・組織・企業とのつながりを持ち、積極的に地域における課題を共有し、解決を図ろう ○福祉以外の分野の団体・組織と協働でイベントを開催しよう
社会福祉協議会		○福祉関係機関・団体が分野を超えた地域における課題を分析するため、団体との情報共有に努め、課題の共有・対策を考える場をつくる
行政	公助	○地域で活動するさまざまな団体が集い、交流できる場の設置を支援する ○地域における課題に速やかに対処できるよう、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まい等に関する他機関や関係各課との連携体制を整備する ○農業分野の他にも福祉以外の分野と連携し、さまざまな課題を抱える人の就労や活躍の場を確保する ○空き家や空き店舗等を活用した就労や社会参加を図るため、関係各課での連携に努める

基本目標3 すべての人が安心して暮らせる「まちづくり」

行動目標1 気軽に相談できる体制の整備

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人、子育てをしている人、子ども等、地域で支援を必要としている人の福祉に関する課題・ニーズは多様化しています。相談窓口での情報提供の充実や、必要であれば関係機関につなぐなど、相談体制の充実が必要です。

また、ちょっとした不安や悩み事等を気軽に相談できる「身近な相談窓口」が求められます。住民が近隣や福祉関係機関・団体に気軽に相談できるような関係性づくりや相談窓口の周知が必要です。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○お互いに窓口情報等を交換できるように、「広報しんおんせん」や回覧板、ホームページをみて、町内のどこにどのような相談窓口があるか把握しよう ○地域と連携しながら、支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先へつなごう ○生活で困ったことがあれば、身近な相談窓口相談しよう
地域	互助・共助	○民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談役として、個人情報保護に留意し、相談にのろう ○福祉サービス提供事業者は、サービスに関する相談窓口を充実させよう ○専門的な支援が必要な場合には、該当する関係機関を紹介しよう
社会福祉協議会		○地域福祉の身近な相談窓口として、福祉サービスやボランティアに関する相談にのる ○地域住民へ相談窓口等の情報提供と、必要であれば関係機関につなぐ
行政	公助	○認定こども園、地域子育て支援センター、保健福祉センター（すこやか〜に）の相談窓口における相談体制の充実を図るとともに、民生委員・児童委員による「赤ちゃん訪問」を継続して実施する ○地域包括支援センターが高齢者の保健福祉についての総合相談窓口であることを、「広報しんおんせん」や関連の会議等を活用して関係機関や住民へ周知を行う ○基幹相談支援センター※¹²を中心に相談体制の強化を図る ○高齢者見守り事業の協力事業所を増やし、ネットワークの強化に努めるとともに、在宅介護支援センターや関連機関との連携を推進することで、高齢者の見守りや支援体制の充実に努める

主体	区分	取組内容
行政	公助	○障がいのある人の心身の状況や家庭環境等を的確に把握し、個々に応じた適切な対応及び支援が行われるよう、相談体制の強化を図る ○生活困窮やひきこもり等、制度の狭間にある人について、各種相談事業を通して早期に発見し、適切な支援につなげるよう努める ○自殺の原因のひとつとなるストレスへの対策に努めるとともに、自殺の原因は多岐にわたることから、各関係機関や相談窓口との連携を強化する ○行政や社会福祉協議会等で実施している介護相談、家庭児童相談、健康相談、保健福祉相談、人権相談等の利用を促進し、それぞれの相談窓口の連携を図る ○ホームページに掲載している各相談窓口情報の充実を図るとともに、「広報しんおんせん」や掲示板等で相談窓口を周知する ○民生委員・児童委員の存在や活動内容等について周知し、理解促進を図る ○相談窓口間の連携強化を図り、相談者の多様なニーズを受け止め、適切に対応できる包括的な相談支援体制づくりを進める ○民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等が連携し、相談につなげられる仕組みづくりを進める ○庁内連携を強化し、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等のあらゆる課題に対応できる仕組みづくりを進める ○アウトリーチを通じた継続的な相談支援体制づくりに向けて検討する ○外国人への対応として、多言語による情報提供や、日本語教室の拡充等を図る ○県や他市町の国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、外国人の現状の課題解決に向けた取組や町内の支援体制の充実を図る

※12 基幹相談支援センターとは

基幹相談支援センターとは、地域の福祉に関する相談・支援の中核的役割を担う機関です。障がい者のニーズに対応する総合相談や相談支援体制の強化、権利擁護・虐待防止などあらゆる役割を果たしており、いわゆる地域のコンシェルジュカウンターのような働きをしています。

新温泉町では、健康福祉課の中に基幹相談支援センターを設置しています。

行動目標2 地域生活を支えるサービスの充実

【現状と課題】

本町の高齢者人口は今後も増加していくことが予想されています。福祉ニーズが増大している中で、行政や社会福祉施設等の公的なサービス（フォーマル・サービス）だけでは対応が困難になります。そこで、重要となるのが地域で活動する団体や組織等によるサービス（インフォーマル・サービス）です。

外出の付き添いや部屋の掃除、話し相手等、公的サービスだけでは対処しきれないニーズを、地域住民の力を借りて補完し、対応していくことが求められます。サービスの提供主体も多様になることから、より一層の連携と役割分担の明確化が必要です。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○ボランティアとして活動しよう ○福祉サービスに関する情報を確認しよう
地域	互助・共助	○福祉サービスが必要な人を把握するため、プライバシーの保護に十分配慮しながら、福祉関係機関・団体が連携・協力しよう
社会福祉協議会		○新たな福祉サービスの開発やサービス提供体制を整備する ○福祉関係機関・団体が行う福祉サービスに関する情報を発信する
行政	公助	○働きたいと望む母親が、子育てと仕事の両立を図れるよう、保育サービスの充実や放課後児童クラブの整備を進める ○子育て中の親が地域の中で安心して子育てができるよう、また、子どもも多世代の交流を通して成長していけるよう、子育て支援の充実を図る ○浜坂地域の公立認定こども園の整備や病児・病後児保育の実施を検討する ○民間事業者と連携し、増大する介護保険サービスのニーズに対応した新たなサービス基盤整備に対する支援やバランスの取れた施設及び在宅の介護福祉サービスを推進する ○高齢者の生活状況の変化に対応した支援を行うことができるようサービス提供基盤を整備し、高齢者が気軽に介護予防に参加できる環境整備に努める ○適切な介護保険サービスが提供されるよう地域包括支援センターの取組等を充実させるほか、介護支援専門員やサービス提供事業者の業務内容を充実するための研修や指導を強化する

主体	区分	取組内容
行政	公助	○障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの基盤の整備・充実に努め、障がいのある人の生活の自立を支援する ○障がいのある人の自立した生活を支えるため、適切な福祉サービスの提供や障害者相談支援事業の周知を図るとともに、町内の相談支援事業所の開設へ向けて働きかけを行う ○地域間の福祉サービスの偏りを解消するため、不足する地域への重点的なサービス整備を実施する ○福祉サービスの周知を図るため、マスコミを積極的に活用した情報提供を行う ○地域の実情に応じたインフォーマル・サービス（家族、近隣知人、ボランティア等が行う非公式な援助のこと）について、先進事例の情報収集や情報提供を行う ○公立浜坂病院の機能の充実をはじめ、地域医療の確保等、住民が安心できる医療体制を構築する ○カーブミラー、ガードレール、視覚障がい者誘導ブロック、視覚障がい者用付加装置付信号機の設置等の交通安全施設の整備を促進する ○公共施設や公園、道路等の整備や改修については、誰もが利用しやすい施設とするため、「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進する ○町民バスの運行、町民タクシー事業、福祉タクシー助成事業を実施し、生活交通手段の確保及び利便性の向上に努める ○高齢者や障がいのある人等を対象に移動時の支援を行う外出支援サービスの充実に努める ○障がい者向けのシェアハウスやグループホームの設置に努め、町内での自立生活を支援する ○ケアマネジメントへの支援として、研修会、主任介護支援専門員連絡会、地域ケア会議（ケアマネジメント支援会議による事例検討）等の実施やケアプランチェックの機会を設ける ○地域で活動する団体や福祉サービス提供事業者等と連携し、サービス利用対象者等の的確な把握に努める ○福祉サービス従事者の交流や、技能・知識の向上のための福祉サービス従事者研修等の充実に努める ○ひょうごフードドライブ運動^{※13}を推進し、福祉団体や生活困窮者支援につなげる

※13 ひょうごフードドライブ運動とは

家庭で余っている食品をごみにせず、それを必要とする福祉団体等にスーパー等を通じて寄附する活動です。

行動目標3 防災体制・防犯体制づくり

【現状と課題】

本町では、冬季の雪害に加え、近年の地震や台風等の被害の影響により住民の防災への関心は高まっています。住民全員が協力し、助けを必要とする人の援助をすることができるよう、災害が起きたときの対応や仕組みを整備することが必要です。

また、高齢者を対象とした悪質商法は依然として存在し、子どもが被害者となる事件も増加しています。地域での見守りの強化や防犯に関する知識を周知するなど、防犯体制の強化も求められます。

防災体制・防犯体制を整備・強化する中で、身近なネットワークを構築し、地域福祉の向上を図ることが必要です。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○家族みんなで、自主防災組織による防災訓練等に積極的に参加し、誰でも災害時に対応できるようにしよう ○地域に住む障がいのある人や高齢者のみで暮らす人等のことを把握し、災害時の避難についてどうするのか、みんなで話しあおう ○支援を必要とする人は、災害時にどうしてほしいかを近隣の人等に伝え、情報を共有し、相互理解を進めよう ○災害ボランティアや防災士の養成講座に積極的に参加しよう ○日頃からあいさつや声かけをするなど、地域住民が顔なじみとなるようにしよう ○子どもを犯罪から守るため学校安全ボランティア（スクールガード）に登録し、地域での防犯パトロールに協力しよう ○子どもが巻き込まれる事件や高齢者等に対する悪質商法等について学ぶ機会を持ち、積極的に参加しよう
地域	互助 ・ 共助	○民生委員・児童委員をはじめ、福祉関係機関・団体で地域の見守り活動をしよう ○自主防災組織が中心となり、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等の福祉関係者と相互に連携して、避難行動要支援者の把握と情報の共有化を推進しよう ○避難行動要支援者名簿に基づき、地区、福祉関係者、関係機関が連携し、個別避難計画を作成しよう
社会福祉協議会	互助 ・ 共助	○福祉マップの作成や住民主体の防災訓練や地域防災学習会等を地域で行えるよう支援する ○災害ボランティアを募集するとともに、災害ボランティア養成講座を開催する

主体	区分	取組内容
行政	公助	○社会福祉協議会と締結した協定に基づき、災害時のボランティアセンターの立ち上げや円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する ○防災訓練により、避難所開設訓練等を通じた学校及び地域、町との連携強化を図る ○自主防災組織の必要性について理解・啓発を進めるとともに、防災訓練や講習会を実施し、リーダー育成を推進する ○避難行動要支援者名簿等を活用した情報伝達・収集の強化を図る ○災害協定を締結し、地区や関係機関へ同意のあった人を限定とし、避難行動要支援者名簿を平常時から提供する ○生活必需品の災害時の備蓄に加え、災害協定の締結により供給体制の整備拡大を図る ○学校等における防災教育や住民への啓発、情報提供を充実する ○公立浜坂病院災害マニュアルに基づき人命の安全、被害の軽減を図り、被害者等に最大限の医療を提供できるよう努める ○地域防災計画を見直すとともに、避難行動要支援者等の情報を記載した個別避難計画の作成支援を行う。 ○住民への AED（自動体外式除細動器）の使用方法や応急手当方法の普及を進める ○災害発生時にインターネット、防災無線、防災情報メール等のさまざまな手段によって正確な情報伝達が可能となるよう運用する ○防犯カメラの設置に対する補助金の交付等、地域の見守り体制の強化を図る ○近隣の住民同士の日常生活における声かけや見守り、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等の訪問活動による見守りを促進する ○防犯意識を高めるため、「広報しんおんせん」やホームページ、掲示板において、防犯に関する情報提供や啓発を強化する ○悪質商法や振り込め詐欺等の悪質な犯罪の手口に関する情報を提供するとともに、「出前講座」等による啓発を進める ○青少年育成連絡協議会や PTA と協力し、地域における見守りや防犯パトロール等の活動を支援する ○福祉避難所※14 の受入体制の整備等、災害時の支援を的確に実施できる体制づくりに努める

※14 福祉避難所とは

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所生活に困難をきたす要配慮者等を対象に開設される避難所（公立浜坂病院や各小中学校等）です。

本町では、避難行動要支援者の避難についても、原則として、いったん指定緊急避難場所（公民館や学校の体育館等）に避難していただき、必要に応じて福祉避難所へ入所いただくこととしています。

行動目標4 権利擁護を推進する仕組みづくり (新温泉町成年後見制度利用促進基本計画)

【現状と課題】

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行により、障がいを経由とした差別的な取り扱いをしないことや合理的配慮を提供することが求められています。認知症のひとり暮らし高齢者や障がいのある人等、日常的に判断をすることが難しい人が地域で自立した生活を送るためには、成年後見制度※15や日常生活支援事業等による支援が必要です。

しかし、アンケート調査結果では、成年後見制度の内容も含めて知らない人は7割を超えており、制度に対する認知度が低くなっています。このため本人や家族にとってわかりやすい成年後見制度の周知・啓発や利用しやすい制度の運用支援に取り組む必要があります。

また、平成27年4月には「生活困窮者支援法」が施行され、高齢化や就労の不安定化等を背景とした貧困に加え、親の社会的経済状況に起因する「子どもの貧困」といった課題への対策も求められています。生活困窮者が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援体制を整備する必要があります。

さらに、近年、高齢者や障がいのある人、子どもに対する暴力・虐待が顕著になっています。社会的に弱い立場にある人の安全を守るため、地域での見守りや支援体制が求められています。

【各主体の取組】

主体	区分	取組内容
住民	自助	○配偶者等家族からの暴力や、障がいのある人、子ども、高齢者等への虐待問題に対する意識を高めよう ○暴力や虐待を受けたと思われる人をみつけた場合は、速やかに関係機関に連絡しよう ○日頃から近所に暮らしている人への配慮を行おう ○地域福祉活動に参加し、生活課題や福祉課題について早期発見・早期対応し、関係機関等につなごう ○研修会等に参加し、権利擁護に関する理解を深めよう
地域	互助・共助	○判断能力・記憶力の低下等で生活支障が出ている方や今後が心配な方がいたら、相談先につなげよう ○障がい福祉サービス提供事業者、児童福祉関係機関や関係者、介護保険サービス提供事業者、病院等は虐待の早期発見に努めよう

※15 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいのある人のうち、判断能力が不十分なために、財産管理や契約等の手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する人を選任することで本人を法律的に支援する制度です。家庭裁判所が審判を行う法定後見と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見があります。

主体	区分	取組内容
社会福祉協議会	互助・共助	○日常生活自立支援事業※¹⁶について、住民や専門職に事業内容や利用方法の周知を図るとともに、専門職を対象に研修会を開催することで、制度についての理解促進を行う ○生活困窮者の自立を支援するため、生活福祉資金・友愛資金を活用するとともに、兵庫県社会福祉協議会、民生委員・児童委員、生活困窮者自立支援事業所との連携を図る
行政	公助	○日常生活自立支援事業について、住民や専門職に事業内容や利用方法の周知を図るとともに、専門職を対象に研修会を開催することで、制度についての理解促進を行う ○成年後見制度の利用を進めるため、住民や専門職に事業内容や利用方法の周知を図る ○成年後見制度に関する各相談窓口が、様々な情報等を把握し連携を図ることにより、相談に対し適切な助言及び情報提供を行い、必要な支援につなげられるよう相談窓口機能の充実・強化を図る ○成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを構築し、地域資源を活用しながら継続的な支援を行うことのできる仕組みづくりを進める ○町直営の中核機関の設置に向け、中核機関が担う広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の段階的な整備を進める ○被後見人等が安心して生活し、後見人等も孤立せず支援ができるよう、「チーム」での支援体制を整え、見守りや不正の防止を図る ○地域包括支援センターが権利擁護に関する総合相談窓口であることを周知し、事業や制度の利用促進を図る ○「障害者差別解消法」について、積極的に住民に発信することで、障がいと理由とする差別の解消を図る ○高齢者や障がいのある人、子ども等、社会的に弱い立場にある人への暴力・虐待に関する相談窓口の周知を行うとともに、虐待防止に関する啓発活動を実施する ○生活困窮やひきこもり等、制度の狭間にある人について、相談支援や就労支援、居住支援等をはじめとした総合的な支援を進め、教育・就労・社会参加の機会確保を図る

※16 日常生活自立支援事業とは

在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人または代理人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助・金銭管理等を行う事業です。

第5章 計画の推進体制

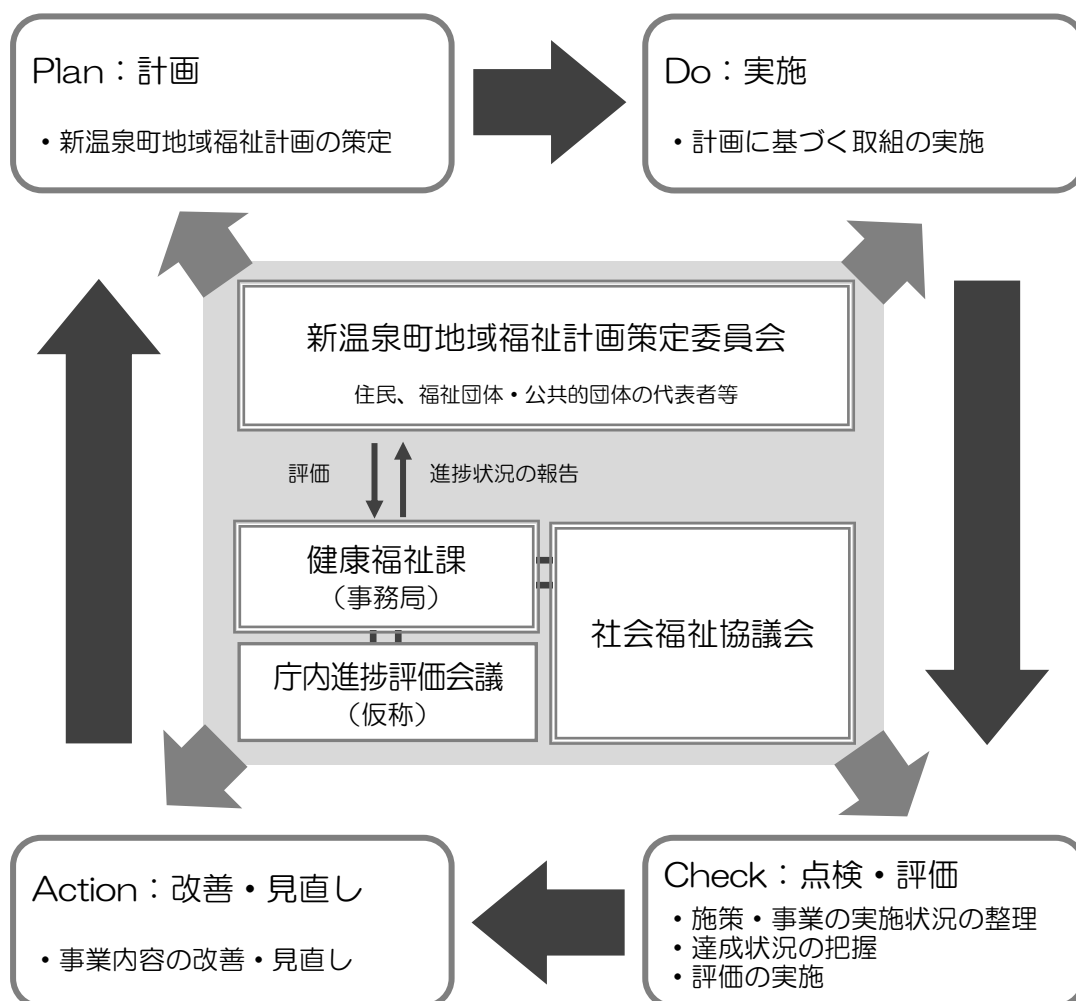
1 計画の推進体制と進行管理

本計画の進行管理にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA サイクル」を取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組んでいきます。

計画の点検・評価については、毎年度、「庁内進捗評価会議（仮称）」において、庁内関係各課による施策・事業の進捗状況の共有・把握を行い、「新温泉町地域福祉計画策定委員会」に報告します。

「新温泉町地域福祉計画策定委員会」では、本計画の推進に関する必要な事項について審議するとともに、計画の進捗状況を確認・評価し、令和9（2027）年度には最終評価を行い、次期計画を策定します。

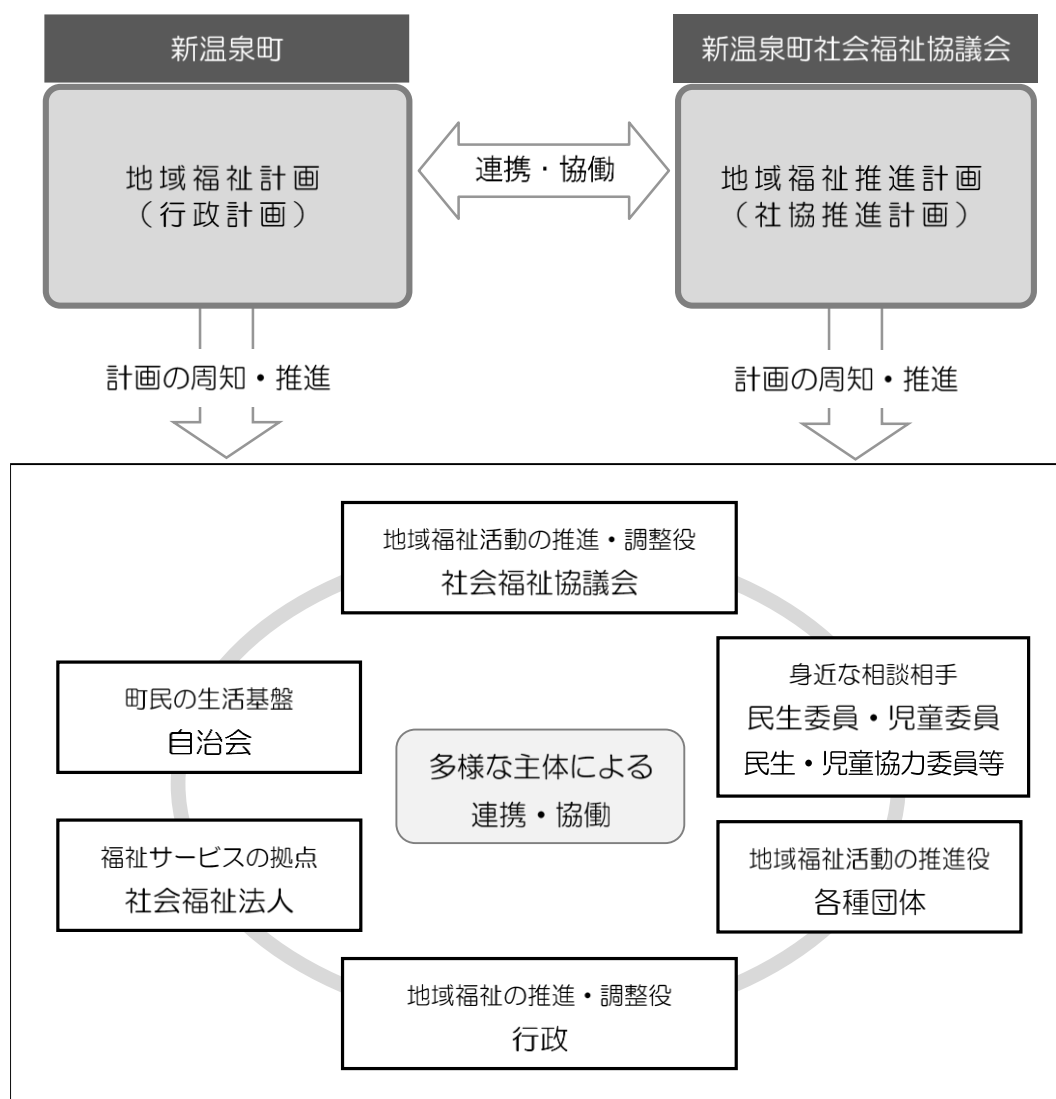
＜計画の推進体制と循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）＞



2 各種団体・行政の地域福祉への積極的な参加

本計画は「地域に暮らす一人ひとりがお互いに支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」の実現を目指して、住民と行政、民間の福祉サービス提供事業者等が協働して取り組まなければなりません。

住民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉活動に積極的に参加していくことはもちろんですが、地域で活動している団体や行政が、計画の中に盛り込まれた取組内容を踏まえて、地域福祉の推進に積極的にかかわることが求められます。



3 地域福祉の推進・調整役

1) 行政機関

地域福祉の積極的な推進のためには、住民や福祉関係機関・団体等の自主的な取組が重要です。その自主性の発揮をさまざまなかたちで支援する意味で、町をはじめとする行政機関の地域福祉における推進・調整の役割が重要であると考えます。

また、町が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、部門を超えた連携が必要なことから、関係部署と連携を密にしながら、住民や関係機関・団体の活動を支援します。

2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、本計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加による、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきた実績があります。

こうした実績を踏まえ、本計画の推進・調整役のひとつとして、社会福祉協議会は住民の福祉ニーズをしっかりと把握したうえで地域福祉推進計画を策定し、さまざまな問題を抱えた人を見過ごすことなく、一人ひとりの生活を総合的に支援していくための実践活動を推進し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組むことが望まれます。

社会福祉法（抄）

【社会福祉協議会】

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

資料編

1 新温泉町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○新温泉町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 3 月 27 日告示第 25 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 条)第 107 条の規定に基づき、新温泉町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び進捗管理を行うため、新温泉町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定、進捗管理及び見直しに関すること。
- (2) 地域福祉計画策定のために必要な調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉団体を代表する者
- (3) 社会福祉施設を代表する者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 公共的団体を代表する者
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開催される策定委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和 4 年 5 月 20 日告示第 57 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この告示の施行の日以後最初に開かれる策定委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 新温泉町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所属団体名等
1	委員長	水 谷 和 尚	新温泉町自治連合会 浜坂支部
2	副委員長	西 村 行 雄	新温泉町自治連合会 温泉支部
3	委 員	西 川 光 治	新温泉町民生委員児童委員協議会 浜坂地域委員会
4	委 員	秋 山 守	新温泉町民生委員児童委員協議会 温泉地域委員会
5	委 員	中 村 經 逸	新温泉町すこやかクラブ連合会 浜坂支部
6	委 員	赤 坂 與 志 夫	新温泉町すこやかクラブ連合会 温泉支部
7	委 員	西 岡 甚 一	新温泉町身体障害者福祉協会
8	委 員	中 村 一 美	新温泉町婦人会
9	委 員	川 西 律 子	新温泉町子ども会育成連絡協議会
10	委 員	井 上 淳 子	新温泉町ボランティア連絡会
11	委 員	倉 内 晋	新温泉町社会福祉協議会
12	委 員	山 田 富美子	在宅保健師
13	委 員	柳 尚 夫	豊岡健康福祉事務所 所長

3 計画策定の経過

年 月 日	事 項	内 容
令和4年 8月29日	第1回 第2次新温泉町地域福祉計画 (改訂版) 策定委員会	○地域福祉計画策定の概要説明及び報告 事項等 ○アンケート調査について
令和4年 9月20日～ 10月3日	地域福祉に関するアンケート 調査の実施	○1,000 人に調査票を配布し 509 人 から回収 (回収率: 50.9%)
令和4年 9月26日～ 10月7日	団体アンケート調査の実施	○10 団体の関係機関・団体に実施
令和4年 9月	地域福祉計画に関する 庁内評価の実施	○庁内関係各課へ第2次計画の進捗状況 ・評価等の調査
令和4年 11月4日	第2回 第2次新温泉町地域福祉計画 (改訂版) 策定委員会	○各種調査結果について (統計からみる新温泉町の現状、住民ア ンケート調査結果、団体アンケート調 査結果、庁内検証結果、骨子案につい て) ○課題と今後の取組について
令和4年 12月22日	第3回 第2次新温泉町地域福祉計画 (改訂版) 策定委員会	○第2次新温泉町地域福祉計画(改訂版) (素案) について
令和5年 1月23日	第4回 第2次新温泉町地域福祉計画 (改訂版) 策定委員会	○第2次新温泉町地域福祉計画(改訂版) (素案) について
令和5年 2月6日～ 3月6日	パブリックコメントの実施	○町ホームページ及び健康福祉課の窓口 等で実施

4 新温泉町の人口・集い場等の現状

人口等の現状

資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

		世帯数	総人口				高齢者 世帯数	高齢夫 婦世帯	高齢単 身世帯	年少人口 比率 (%)	高齢者人口 比率 (%)	備考
				15歳未満	65歳以上	75歳以上						
浜	旭町	73	155	11	57	29	24	9	15	7.1	36.8	
	京口町	16	28	0	17	13	7	3	4	0.0	60.7	
	京口一丁目	32	78	11	27	15	14	5	9	14.1	34.6	
	京口二丁目	17	39	5	18	9	7	3	4	12.8	46.2	
	東町一丁目	11	28	5	8	6	3	1	2	17.9	28.6	
	東町二丁目	30	79	6	31	15	10	8	1	7.6	39.2	
	東町三丁目	27	71	8	27	13	8	3	4	11.3	38.0	
	泉町	49	129	24	47	26	20	10	10	18.6	36.4	
	緑町	63	163	32	33	14	15	7	8	19.6	20.2	
	南町	29	66	6	26	7	13	4	9	9.1	39.4	
	秋葉台	86	226	38	58	21	23	12	10	16.8	25.7	
	老松町	22	58	11	24	15	10	4	5	19.0	41.4	
	新町	25	75	6	34	23	10	5	4	8.0	45.3	
	八幡町	38	80	5	37	19	18	4	14	6.3	46.3	
	栄町	48	106	11	43	21	20	7	13	10.4	40.6	
	清水町	25	52	5	28	15	15	4	11	9.6	53.8	
	本町	10	16	1	7	4	6	0	6	6.3	43.8	
	中本町	31	72	10	37	21	18	11	7	13.9	51.4	
	小井津町	15	39	4	18	6	5	3	2	10.3	46.2	
	寺町	18	35	9	13	5	9	1	8	25.7	37.1	
	奥中町	30	46	4	28	14	22	5	17	8.7	60.9	
	上六軒町	55	141	19	60	34	25	11	11	13.5	42.6	
	宇都野町	286	671	94	179	86	84	32	50	14.0	26.7	
	地堂一丁目	26	65	7	28	14	13	4	8	10.8	43.1	
	地堂二丁目	99	269	39	79	40	29	15	12	14.5	29.4	
	門陀町	33	69	5	35	21	13	5	8	7.2	50.7	
	柱松町	18	46	12	12	5	7	1	5	26.1	26.1	
下本町	25	58	8	27	14	15	3	11	13.8	46.6		
坂	港筋町	10	19	1	7	5	4	0	4	5.3	36.8	
	戎崎町	31	61	6	25	14	11	4	7	9.8	41.0	
	浜町	20	43	0	20	13	8	1	7	0.0	46.5	
	元堀町	36	70	3	37	19	15	3	11	4.3	52.9	
	御屋敷町	48	103	10	33	18	18	5	13	9.7	32.0	
	浜岡町	104	233	31	80	40	37	11	25	13.3	34.3	
	高見一丁目	39	87	4	41	21	17	7	10	4.6	47.1	
	高見二丁目	13	24	3	10	8	8	2	6	12.5	41.7	
	高見三丁目	9	12	0	6	3	5	0	4	0.0	50.0	
	松原町	61	143	15	52	27	16	6	9	10.5	36.4	
	芦屋	126	281	29	108	63	39	16	20	10.3	38.4	
	清富	38	108	13	42	25	12	9	3	12.0	38.9	
	指杭	19	46	5	20	15	10	1	8	10.9	43.5	
(45)	田井	51	133	10	51	24	19	7	12	7.5	38.3	
	赤崎	23	49	7	22	10	12	3	7	14.3	44.9	
	和田	35	93	7	33	17	13	4	5	7.5	35.5	
	三尾	65	183	22	74	38	26	11	14	12.0	40.4	
	小計	1,965	4,648	562	1,699	885	733	270	433	12.1	36.6	

*世帯数、高齢者世帯数は、世帯分離している世帯を含む数値

資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

		世帯数	総人口				高齢者 世帯数	高齢夫 婦世帯	高齢単 身世帯	年少人口 比率 (%)	高齢者人口 比率 (%)	備考
				15歳未満	65歳以上	75歳以上						
大 庭	二日市	104	261	33	86	37	31	17	14	12.6	33.0	
	福富	45	126	13	46	28	14	4	10	10.3	36.5	
	戸田	39	99	12	48	23	16	2	11	12.1	48.5	はまさかの里2人
		37	97	12	46	21	14	2	9	12.4	47.4	
	三谷	48	106	7	49	19	20	8	10	6.6	46.2	
	若松町	42	107	18	23	5	11	4	6	16.8	21.5	
	栃谷	52	121	8	54	19	17	7	9	6.6	44.6	
	田君	48	130	16	47	22	17	7	9	12.3	36.2	
	七釜	100	240	31	88	43	32	12	17	12.9	36.7	
	新市	38	95	12	41	19	13	4	8	12.6	43.2	
	古市	28	67	4	41	18	17	9	6	6.0	61.2	
	用土	29	84	10	32	15	8	5	2	11.9	38.1	
	刈田	85	229	18	100	54	38	12	21	7.9	43.7	
	久谷	58	155	9	73	40	26	11	12	5.8	47.1	
	高末	26	59	3	33	16	13	6	6	5.1	55.9	
	正法庵	37	84	4	32	15	18	5	11	4.8	38.1	
	辺地	32	91	7	39	18	12	7	3	7.7	42.9	
	藤尾	21	63	2	28	15	6	5	1	3.2	44.4	
	境	16	28	2	14	7	7	1	5	7.1	50.0	
	久斗山	54	128	5	61	32	23	8	13	3.9	47.7	
(19)	小 計	902	2,273	214	935	445	339	134	174	9.4	41.1	
西 浜	静岡上ノ町	51	138	14	53	28	19	5	13	10.1	38.4	
	静岡下ノ町	41	96	11	48	32	24	12	11	11.5	50.0	
	吉田町	55	149	21	44	29	17	8	9	14.1	29.5	
	北町	33	61	3	29	18	17	2	14	4.9	47.5	
	本町	44	96	11	44	24	22	6	15	11.5	45.8	
	下之町	42	71	3	26	13	13	5	8	4.2	36.6	
	川中町	52	131	3	63	40	24	15	9	2.3	48.1	
	山根町	33	68	4	35	18	16	4	9	5.9	51.5	
	奥町	92	204	17	103	45	46	16	30	8.3	50.5	
	釜屋	41	89	5	44	24	20	8	12	5.6	49.4	
	向町	49	119	5	57	27	17	9	8	4.2	47.9	
	中島町	16	28	1	16	7	9	2	7	3.6	57.1	
	川町	22	34	0	19	12	12	3	9	0.0	55.9	
	本町	32	62	7	26	15	16	3	13	11.3	41.9	
	仲町	17	37	7	13	8	9	3	6	18.9	35.1	
	浜町	25	57	5	28	13	13	2	10	8.8	49.1	
	往還町	31	71	4	36	18	16	7	9	5.6	50.7	
	寺町	39	82	9	40	20	20	9	10	11.0	48.8	
(18)	小 計	715	1,593	130	724	391	330	119	202	8.2	45.4	
浜坂地域計		3,582	8,514	906	3,358	1,721	1,402	523	809	10.6	39.4	

(82)

* 戸田地区の上段は、施設入所者を含む数値

* 世帯数、高齢者世帯数は、世帯分離している世帯を含む数値

資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

		世帯数	総人口				高齢者 世帯数			年少人口 比率 (%)	高齢者人口 比率 (%)	備考
				15歳未満	65歳以上	75歳以上		高齢夫 婦世帯	高齢単 身世帯			
温	春來	57	141	6	73	40	27	15	11	4.3	51.8	
	歌長	75	183	6	103	67	37	18	16	3.3	56.3	ゆむら4
		71	179	6	99	63	33	18	12	3.4	55.3	
	高山	8	15	1	11	8	6	2	4	6.7	73.3	
	数久谷	14	26	0	20	9	10	4	5	0.0	76.9	
	湯	423	973	69	352	168	133	47	83	7.1	36.2	やすらぎの里4
		419	969	69	348	164	129	47	79	7.1	35.9	
	細田	36	105	16	34	11	11	6	5	15.2	32.4	
	竹田	127	337	25	146	86	49	21	23	7.4	43.3	
	井土	172	460	64	150	79	54	21	29	13.9	32.6	
泉	今岡・金屋	43	118	11	51	24	21	11	9	9.3	43.2	
	熊谷	64	151	9	76	41	31	10	21	6.0	50.3	
	伊角	29	59	5	33	13	16	6	8	8.5	55.9	
	(11) 小 計	1,048	2,568	212	1,049	546	395	161	214	8.3	40.8	
照	切畑	47	106	2	55	33	19	8	10	1.9	51.9	
	多子	63	172	24	77	43	25	10	14	14.0	44.8	
	桐岡	53	134	11	56	37	18	6	12	8.2	41.8	
	丹土	104	291	26	128	72	43	18	22	8.9	44.0	
	中辻	61	155	6	78	43	28	9	14	3.9	50.3	
	塩山	69	216	19	84	48	22	3	17	8.8	38.9	
来	飯野	128	354	36	148	85	47	14	31	10.2	41.8	
(7)	小 計	525	1,428	124	626	361	202	68	120	8.7	43.8	
八	あさひヶ丘	15	42	7	8	7	4	0	4	16.7	19.0	
	千原	72	171	14	87	46	35	8	23	8.2	50.9	
	鐘尾	54	143	10	54	31	16	4	12	7.0	37.8	
	千谷	61	148	11	73	37	29	10	16	7.4	49.3	
	宮脇	14	25	0	17	9	9	2	7	0.0	68.0	
	内山	11	28	0	20	13	6	5	1	0.0	71.4	
	越坂	7	10	0	8	4	6	1	5	0.0	80.0	
	海上	45	97	4	62	38	26	12	13	4.1	63.9	
	前	32	75	0	44	32	18	7	8	0.0	58.7	
	石橋	8	18	0	13	10	5	1	3	0.0	72.2	
	田中	28	64	2	37	24	15	5	9	3.1	57.8	
	岸田	45	131	6	58	35	13	3	8	4.6	44.3	
	青下	32	60	0	39	29	21	4	16	0.0	65.0	
霧滝	2	2	0	2	1	2	0	2	0.0	100.0		
(14)	小 計	426	1,014	54	522	316	205	62	127	5.3	51.5	
温泉地域計		1,999	5,010	390	2,197	1,223	802	291	461	7.8	43.9	

(32)

合 計	5,581	13,524	1,296	5,555	2,944	2,204	814	1,270	9.6	41.1	
-----	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-----	------	--

(114)

*歌長・湯地区の上段は、施設入所者を含む数値

*世帯数、高齢者世帯数は、世帯分離している世帯を含む数値

集い場等の一覧

【浜坂地域】

(令和4年9月30日現在)

【浜坂地域】

（令和4年9月30日現在）

	地 区 名	サロン	いきいき百歳体操	すこやかクラブ	敬老会	福祉委員	ささえあい隊	備考	
1	旭町	白川サロン会	○	寿会○ 宇都野○	○	○			
2	京口町		○ 文化会館			○			
3	京口一丁目					○			
4	京口二丁目					○			
5	東町一丁目					○			
6	東町二丁目					○			
7	東町三丁目	つむぎの会				○			
8	泉町					○			
9	緑町					○	R1		
10	南町					○			
11	秋葉台	秋葉台青空サロン				○			
12	老松町					○			
13	新町					○			
14	八幡町					○	○	H30	
15	栄町						○		
16	清水町	歌おう会				○	○	R1	
17	本町	歌おう会					○	H30	
18	中本町	サロンなかほん	○1-11°ア		○	○			
19	小井津町		○ 文化会館			○			
20	寺町								
21	奥中町					○			
22	上六軒町	はまかぜサロン				○			
23	宇都野町	宇都野サロン	○						
24	地堂一丁目	はまかぜサロン				○			
25	地堂二丁目	はまかぜサロン				○			
26	門陀町	サロン共生							
27	柱松町								
28	下本町	共生・みなと				○			
29	港筋町	サロンみなと				○			
30	戎崎町	サロンみなと				○			
31	浜町	サロンみなと							
32	元堀町								
33	御屋敷町	サロン共生				○			
34	浜岡町	サロンみなと				○			
35	高見一丁目								
36	高見二丁目					○			
37	高見三丁目					○			
38	松原町					○			
39	芦屋	おにぎり・十日会	○			○		サロン2か所	

※いきいき百歳体操は包括支援センターが管理している地域のみ掲載

※敬老会の実施状況については、健康福祉課から助成を受けている地域のみ掲載

※浜坂地区内サロンの区分けは開催地域近隣の町も掲載されています。

【浜坂地域】

(令和4年9月30日現在)

	地区名	サロン	いきいき百歳体操	すこやかクラブ	敬老会	福祉委員	ささえあい隊	備考
40	清富	サロン白馬	○	○		○	R2	
41	指杭	はつかいきいきサロン				○		
42	田井	田井の浜ふれあいサロン	○	○		○		
43	赤崎	ひまわり会	○	○	○	○		
44	和田					○		
45	三尾	さざなみ・大島	○	○	○	○	H30	サロン2か所
46	二日市	二日市ふれあいサロン	○	○	○			
47	福富		○	○	○	○		
48	戸田	戸田なごみ会	○			○		
49	三谷		○			○		いき百2グループ
50	若松町					○		
51	栃谷		○		○	○	R2	
52	田君	サロンたんぽぽ	○					
53	七釜		○	○		○		
54	新市		○	○				
55	古市		○		○	○		
56	用土	用土いきいき会	○			○		
57	刈田		○	○	○	○		
58	久谷	久谷サロン	○	○	○	○		
59	高末	高末サロンこすもす	○	○	○	○		
60	正法庵					○		
61	辺地		○	○		○		
62	藤尾		○			○		
63	境	境いきいきサロン		○		○		
64	久斗山	久斗山なかよしサロン	○	○	○	○		
65	静岡上ノ町	二輪会	○	○	○	○		
66	静岡下ノ町					○		
67	吉田町					○		
68	北町					○		
69	本町					○		
70	下之町					○		
71	川中町					○		
72	山根町					○		
73	奥町		○	○		○		
74	釜屋					○		
75	向町	はまぎくの会	○	第4○	○			
76	中島町							
77	川町			第3○				
78	本町							
79	仲町			第2○				
80	浜町							
81	往還町							
82	寺町			第1○				

※いきいき百歳体操は包括支援センターが管理している地域のみ掲載

※敬老会の実施状況については、健康福祉課から助成を受けている地域のみ掲載

※浜坂地区内サロンの区分けは開催地域近隣の町も掲載されています。

【温泉地域】

(令和4年9月30日現在)

	地 区 名	サロン	いきいき百歳体操	すこやかクラブ	敬老会	福祉委員	ささえあい隊	備考
1	春來	春來いきいきサロン		○	○	○	H30	
2	歌長		○	○	○	○	R3	
3	高山					○		
4	数久谷	いきいきサロン数久谷	○	○		○	R1	
5	湯1	いきいきサロン湯～たん	○		○	○		
6	湯2					○		
7	湯3			○		○		
8	湯4			○		○		
9	細田	細田ニコニコサロン		○	○	○		
10	竹田	生き生きサロン竹田			○	○		
12	井土	井土いきいきサロン虹の会	○	○	○	○	H30	
13	今岡金屋					○		
14	熊谷	きらく会	○	○	○	○	H30	
15	伊角	伊角仲好サロン	○			○		
16	切畑			○	○	○	H30	
17	多子	多子まめまめ会	○	○		○		
18	桐岡		○	○		○		
19	丹土			○		○		
20	中辻	中辻いきいきサロン				○		
21	塩山			○		○	R1	
22	飯野			○		○		
23	千原	千原サロン	○		○	○		
24	鐘尾	鐘尾いきいきサロン	○		○	○	H30	
25	千谷	千谷ふれあいいきいきサロン		○	○	○	R1	
26	宮脇	宮脇いきいきサロン		○		○		
27	内山	内山ふれあいサロン			○	○		
28	越坂							
29	海上	海上区ふれあいいきいきサロン	○	○	□奥八田合同	○		
30	前	前いきいきサロン	○	○		○	H30	
31	石橋	石橋清水の会				○		
32	田中	田中ふれあい会				○		
33	岸田	岸田いきいきサロン	○	○		○		
34	青下	青下ふれあいいきいきサロン			○	○		ささえあい隊 立ち上げ予定
35	霧滝				□奥八田合同			

※いきいき百歳体操は包括支援センターが管理している地域のみ掲載

※敬老会の実施状況については、健康福祉課から助成を受けている地域のみ掲載

第 2 次新温泉町地域福祉計画（改訂版）

発行年月：令和5年3月

編集・発行：新温泉町

事務局：新温泉町健康福祉課

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1

TEL 0796-82-5620

FAX 0796-82-2970